

第14期東京都住宅防火対策推進協議会（第2回）の実施結果について

1 協議テーマ

「住宅火災による要配慮者の被害低減に向けた『総合的な防火防災診断』の在り方」について

2 開催日時

平成29年12月13日（水） 10時00分から12時00分まで

3 開催場所

千代田区六丁目6番地

東京消防庁スクワール麹町 5階会議室A

4 議事概要等

(1) 議事

ア 総合的な防火防災診断の実施に関するアンケートの実施結果について

(資料1-1、1-2)

イ 避難行動要支援者名簿等の活用に関するアンケートの実施結果について

(資料2-1、2-2)

ウ アンケート結果に基づく課題抽出について

(資料3-1、3-2、4)

エ 課題解決策（案）について

(資料5-1、5-2)

オ その他

(2) その他

ア 会議資料は別添え1のとおり

イ 議事録については別添え2のとおり

平成29年12月13日
於：東京消防庁スクワール麹町

第14期東京都住宅防火対策推進協議会（第2回）次第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

- (1) 総合的な防火防災診断の実施に関するアンケートの実施結果について
(資料1-1、1-2)
- (2) 避難行動要支援者名簿等の活用に関するアンケートの実施結果について
(資料2-1、2-2)
- (3) アンケート結果に基づく課題抽出について (資料3-1、3-2、4)
- (4) 課題解決策 (案) について (資料5-1、5-2)
- (5) その他

4 閉 会

配布資料

- ・ 第14期東京都住宅防火対策推進協議会委員名簿

- ・ 席次表

- ・ 資料1-1 総合的な防火防災診断の実施に関するアンケート実施結果概要

- ・ 資料1-2 総合的な防火防災診断の実施に関するアンケート実施結果

- ・ 資料2-1 避難行動要支援者名簿の活用等に関するアンケート実施結果概要

- ・ 資料2-2 避難行動要支援者名簿の活用等に関するアンケート実施結果

- ・ 資料3-1 総合的な防火防災診断の実施に関する課題抽出

- ・ 資料3-2 避難行動要支援者名簿の活用等に関する課題抽出

- ・ 資料4 検討課題の整理

- ・ 資料5-1 課題解決策（案）

- ・ 資料5-2 課題解決に向けた今後の対応（案）

第14期東京都住宅防火対策推進協議会委員名簿

(50音順)

	氏名	職名等
委員	伊東 貴志	足立区 福祉部高齢福祉課長
委員	衛藤 和夫	一般社団法人日本ガス石油機器工業会 消費者関連グループマネージャー
委員	金子 健一	一般社団法人日本電機工業会 家電部担当次長
委員	川井 誉久	社会福祉法人 東京都社会福祉協議会地域福祉部長
委員	川島 俊二	台東区 総務部危機・災害対策課長
委員	城所 学	多摩市 総務部防災安全課長
委員	三本木 初榮	立川女性防火の会 会長
委員	塩川 隆史	NPO法人東京都介護支援専門員研究協議会 理事
委員	下川 明美	東京都福祉保健局 高齢社会対策部在宅支援課長
委員	鈴木 孝雄	東京都町会連合会 会長 (全国自治会連合会副会長・板橋区町会連合会会長)
委員	傳 智則	東久留米市 福祉保健部介護福祉課長
委員	花澤 清史	東京ガス株式会社 お客さま保安部機器保安グループ リーダー
委員	飛田 和俊明	渋谷区 危機管理対策部防災課長
会長	平田 京子	日本女子大学 家政学部住居学科教授
委員	廣井 悠	東京大学大学院 工学系研究科都市工学専攻准教授
委員	牧野 史子	NPO法人介護者サポートネットワークセンター・アラジン 理事長
委員	松尾 光恵	東京都民生児童委員連合会 常任協議員
委員	松丸 晃	東京電力ホールディングス株式会社 経営企画ユニット総務・法務室防災グループマネージャー部長
委員	八木 良次	東京都福祉保健局 障害者施策推進部地域生活支援課長
委員	山崎 登	国土舘大学 防災・救急救助総合研究所教授 (元NHK解説委員)
委員	藁谷 賢代	大田区地域包括支援センター大森 所長
委員	鈴木 浩永	東京消防庁 防災部長
委員	岡本 透	東京消防庁 参事兼防災部防災安全課長

第14期東京都住宅防火対策推進協議会（第2回）席次表

平成29年12月13日（水）
 東京消防庁スクワール麹町（5階会議室）

- 塩川委員
（東京都介護支援専門員研究協議会 理事）
- 山崎委員
（国土舘大学防災・救急救助総合研究所 教授（元NHK解説委員））
- 廣井委員
（東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻准教授）
- 平田委員
（日本女子大学家政学部住居学科教授）
- 鈴木委員
（東京都町会連合会 会長）
- 三本木委員
（立川女性防火の会会長）

川井委員
（東京都社会福祉協議会 地域福祉部長）

松尾委員
（東京都民生児童委員連合会 常任協議員）

藁谷委員
（大田区地域包括支援センター大森 センター所長）

伊東委員
（足立区 高齢福祉課長）

川島委員
（台東区 危機・災害対策課長）

飛田和委員
（渋谷区 防災課長）

城所委員
（多摩市 防災安全課長）

衛藤委員
（日本ガス石油機器工業会 管理グループマネージャー）

花澤委員
（東京ガス（株）お客様保安部 機器保安グループリーダー）

松丸委員
（東京電力ホールディングス（株）総務・法務室防災グループマネージャー 部長）

下川委員
（東京都福祉保健局 在宅支援課長）

八木委員 ※代理 平賀課長代理
（東京都福祉保健局 地域生活支援課長）

鈴木委員
（東京消防庁 防災部長）

岡本委員
（東京消防庁 参事兼防災安全課長）

事務局

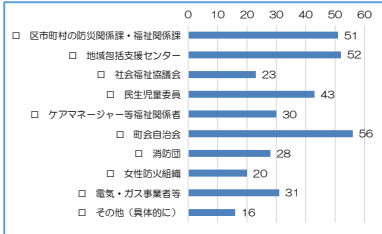
- （東京消防庁防災安全課生活安全担当主任）
- （東京消防庁防災安全課生活安全担当係長）
- （東京消防庁防災安全課防災福祉係長）
- （東京消防庁防災部副参事）

総合的な防火防災診断の実施に関するアンケート結果概要

実施期間 平成29年10月6日から10月31日まで
 実施対象者 東京消防庁管内80署の総合的な防火防災診断を担当する職員
 ※丸の内消防署を除く

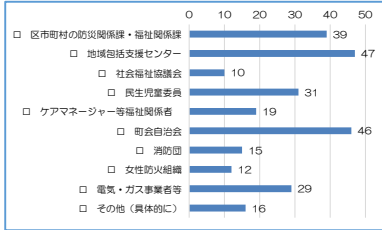
I 関係機関との連携について

問1 事前に協力を呼び掛けている関係機関



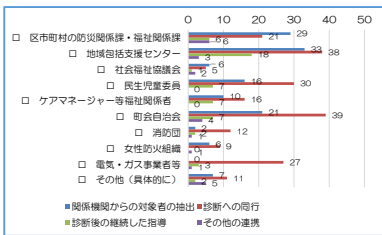
- ・連携への呼び掛けは「**区市町村の防災関係課・福祉関係課**」、「**地域包括支援センター**」、「**町会自治会**」が多い。
- ・その他としては、警察署、医療機関、緊急即時通報事業者(警備会社)、中学校などがある。

問2 実際に連携している関係機関



・実際に連携した関係機関も問1と同傾向である。

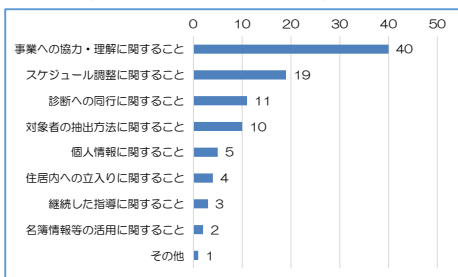
関係機関との連携内容



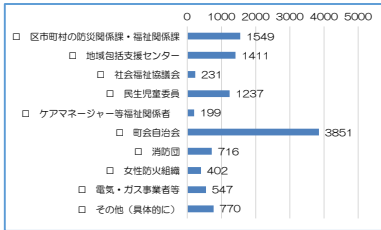
問3 その他の連携内容

・その他の連携としては関係機関の業務に同行したり、関係機関が本事業の広報を行い診断へつながっている。

問4 関係機関との連携に関する問題点・課題



関係機関と連携して実施した世帯

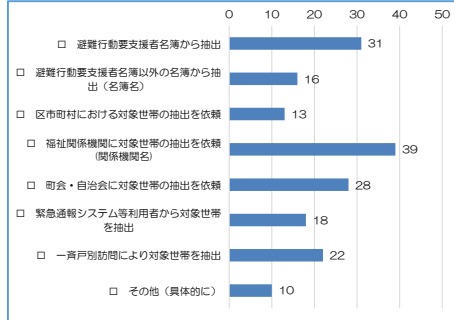


・関係機関と連携して診断を実施した世帯は「**町会自治会**」が最も多い。

・連携内容は区市町村を除き「**診断への同行**」が最も多い。

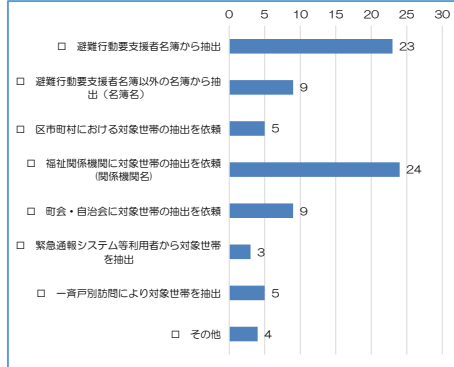
II 対象者の抽出について

問5 対象者の抽出方法

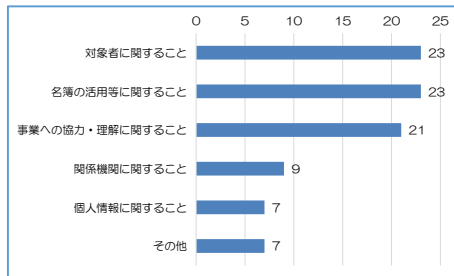


・対象者の抽出については「**福祉関係機関に対象世帯の抽出を依頼**」が最も多く、次いで「**避難行動要支援者名簿から抽出**」となっており、最も優先している対象者の抽出方法も同傾向であった。
 ・その他の抽出方法として、防災訓練や福祉関係機関の集会、公民館等で行われている敬老会などで希望者を募る、住民基本台帳の閲覧などがあった。

問6 最も優先している対象者の抽出方法



問7 対象者の抽出方法に関する問題点・課題



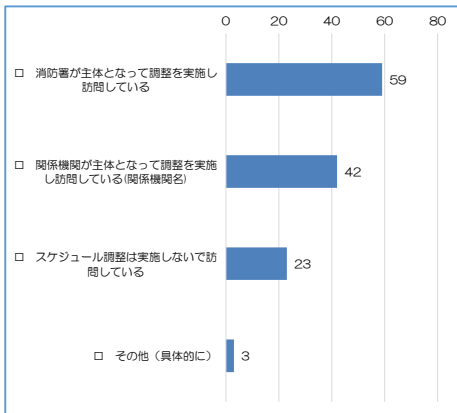
・対象者の抽出方法に関する課題として、診断を了承してくれる方は**比較的安全に対する意識が高い方**であることや、多数いる対象者の中でも**優先順位をつけられない**などがある。

また、名簿を活用して抽出しても事前連絡の時点で本人が拒否するなど、**診断へつなげることができない**、事前連絡なしで訪問した場合は**対応してもらえない**など、対象者の理解を得られない現状である。

・問題がないといった意見としては、避難行動要支援者名簿を活用し、滞りなく防火防災診断が実施できているといった意見や、福祉関係機関が、高齢者世帯を優先的に訪問先として計画し抽出しており、効果的かつ継続的に実施できている、といった意見があった。

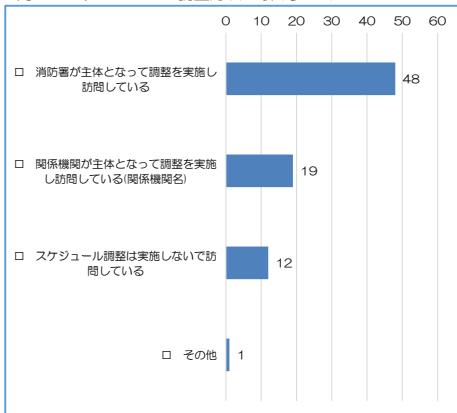
Ⅲ 実施スケジュールの調整方法について

問8 スケジュールの調整方法

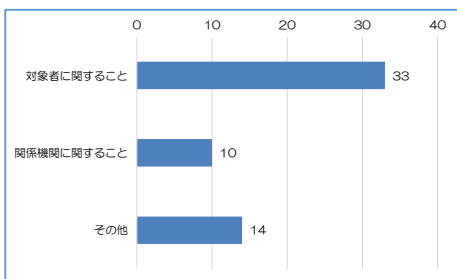


・実施スケジュールの調整方法では、「**消防署が主体となって調整を実施し訪問している**」が最も多い。
 ・その他としては、福祉関係者の訪問時に併せて実施したり、一斉戸別訪問の日程について、町会と調整を実施している、といった意見があった。

問9 スケジュールの調整方法で最も多いもの



問10 スケジュールの調整方法に関する問題点・課題

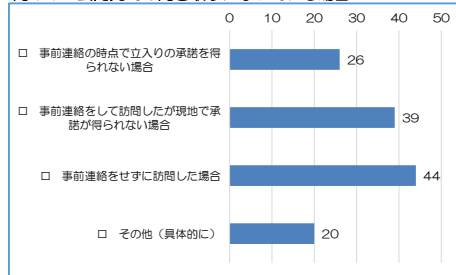


・問題点や課題として、消防署主体で対象者の抽出や、調整を行った場合は、警戒されたり、電話口で拒否されたりと、**理解を得ることが難しく**、関係機関に依頼しても本来業務の合間であったり、町会自治会の方は仕事を持っていたりするなど、**調整に時間を要している**状況である。

・問題がないといった意見としては、関係機関、実施対象者ともにスケジュール調整は円滑であり特に課題としては直面していない等や、連携している協力機関は、団地内に常設された相談室で、周辺住民との信頼関係が深いため、実施対象者ともスケジュールに対して柔軟な対応がとられており、防災指導のきっかけとして大変有意義な方法となっている、といった意見があった。

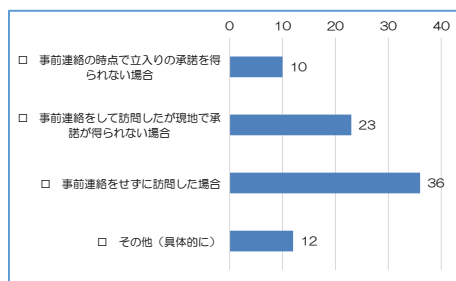
Ⅳ 住居内への立入りについて

問11 玄関先での聞き取りになっている場合

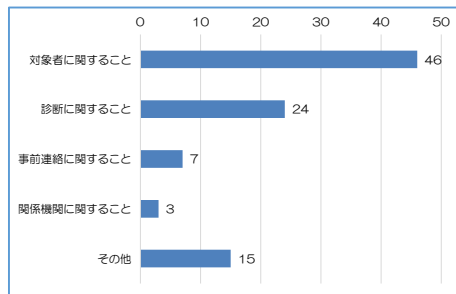


・住居内への立入りができない場合は、「**事前連絡をせずに訪問した場合**」が最も多い。
 ・その他としては、堆積物により物理的に居室に入れなかった場合、聞き取りに対する答えが明確であり、あえて屋内に立ち入る必要がない場合、室内を見られたくないという人や身分をはっきり提示しても疑念が晴れない人もいる、対象者が認知症であるため事前連絡しても忘れられている、といった意見があった。

問12 最も多く玄関先での聞き取りになっている場合



問13 住居内の立入りに関する問題点・課題



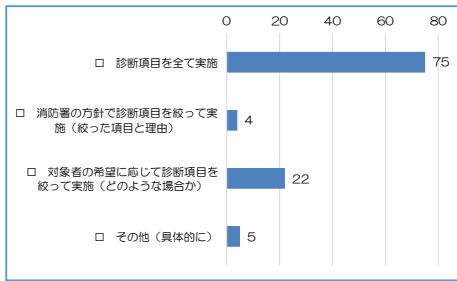
・問題点・課題として、対象者が訪問に関して不審に感じ、立入りどころか**玄関先でも拒否されてしまう**場合が多い。

また、事前連絡をしていても、本事業に対する理解が得られなかったり、本人が忘れていたり、診断時間が長いなどの理由から**訪問先で断られたり**する場合もある。

・問題がないといった意見としては、関係機関の同行があれば、スムーズに診断が実施されている、事前に承諾を得ていれば、特に問題はなかった、福祉関係機関に協力をいただき立入り可能な対象者を挙げてもらっているため問題点はない、緊急通報システム設置時に実施しているので、住居への立ち入りについては特に問題はない、といった意見があった。

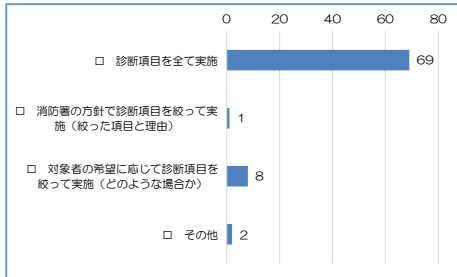
V 診断方法について

問14 診断方法

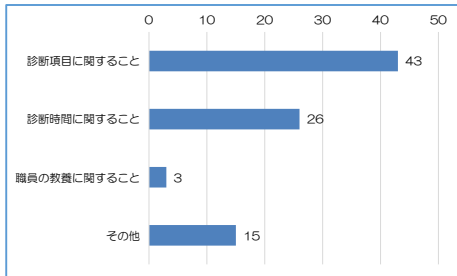


- ・診断方法については、「**診断項目を全て実施**」している者が最も多い。
- ・その他としては、対象者の状況、対応に応じて診断項目を絞って実施、連携先関係機関の時間が取れない場合に診断項目を絞る、といった意見があった。

問15 最も多い診断方法



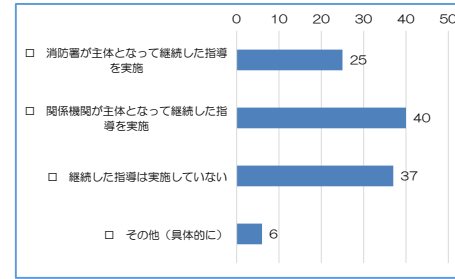
問16 診断方法に関する問題点・課題



- ・問題点・課題として、**診断内容を理解してもらえない、診断項目が多く時間を要し、対象者や関係機関に負担をかけている、プライバシーに関することが聞きづらい**などの意見があった。
- また、プライバシーに関することを聞いたり、診断を効率的に実施したりするためには職員のスキルも必要であり**職員に対する教養が必要**との意見もある。
- ・問題がないといった意見として、誰が実施しても同じ質問項目を画一的に実施できるため、課題は特に感じていない、診断を希望する方は家の中を隅々まで見て欲しいという方が多く、時間をかけてしっかりと診断をする現行のままが良い、身体状況等の確認については、同行してもらった福祉関係者から聴取し、確認が取れないところについては、会話の中で本人から聴取するようにしている、といった意見があった。

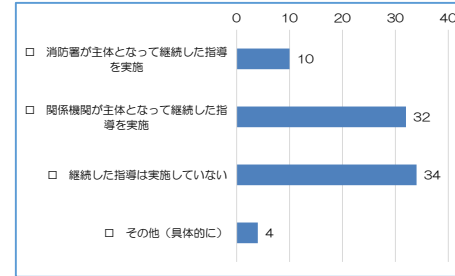
VI 継続した指導方法について

問17 継続した指導方法

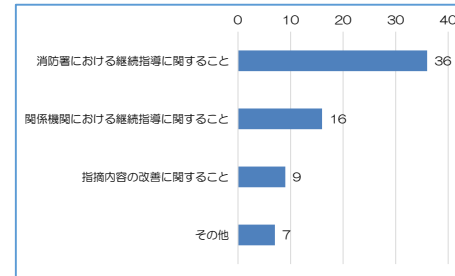


- ・継続した指導方法については、「**継続指導は実施していない**」、「**関係機関が主体となって継続した指導を実施**」している所属がほぼ同数である。
- ・その他としては、特に火災危険が大きい対象者宅については、再度訪問するようにしている、定期的な繰り返して同じ区域を回っている、前回の診断から数年たった対象者に連絡を取り、再度の診断を希望すれば行っている、といった意見があった。

問18 最も多い継続した指導方法



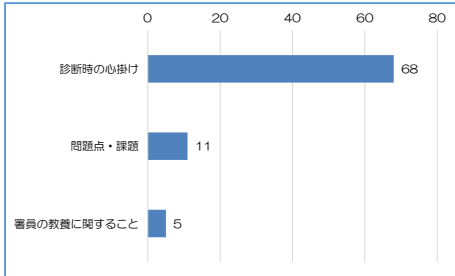
問19 継続した指導方法に関する問題点・課題



- ・問題点・課題として、消防署における継続指導に関しては、多数の対象者がおり、中には改善に費用を要するものもことから、**消防署が単独で継続指導を行っていくのが難しい**現状である。
- また、継続指導を実施しても指摘内容に関しては、**本人の改善する意識が低い**などの課題もある。
- ・関係機関の業務の中で継続指導を行っていくのは、関係機関の本来業務の合間で行うことから、**関係機関の負担**となっている。
- また、関係機関が主体となっている場合は、消防署が**途中経過を把握するのが困難**であるなどの課題がある。
- ・問題がないといった意見として、実施した結果、環境が良いと保たれているケースが多く、その場合継続した指導を実施するに至らない、継続した指導を実施することは、安全の維持管理に欠かせないことであり、一度診断を受けている対象者には継続的な診断の説明をしやすく、受け入れも可能となることが多い、地域包括センターが主体で運営している手助けが必要とされる高齢者に対する総合的な見守りサービスがあることから、継続的な指導は関係機関で行っている、診断結果と合わせ、総合的な防火診断で職員が指導した内容を書式にまとめ、継続的な指導を実施してもらっている、といった意見があった。

Ⅶ マナーやプライバシーについて

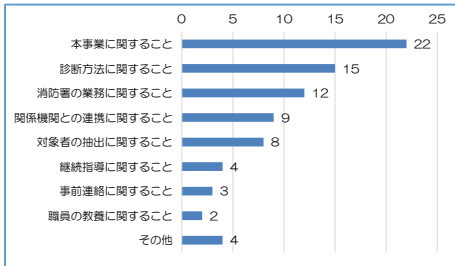
問20 マナーやプライバシーに関すること



- ・マナーやプライバシーに関しては対象者に応じた診断につなげているなど、各署で**様々な心掛けを行っている**。
- ・署員に対し、教養を実施するなど対応している所属もある。

Ⅷ その他の問題点・課題

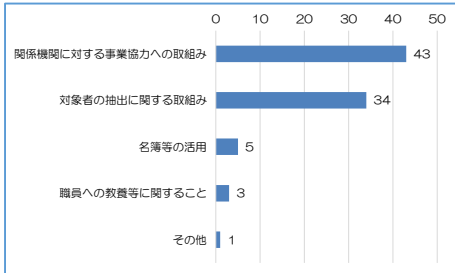
問21 その他の問題点・課題



- ・その他の意見・問題点はこれまでの各設問の回答と同傾向で、**地域の特性に応じて様々**である。
- ・対象者や関係機関に対する理解度を高めるために**本事業の広報を促進**することも挙げられている。

Ⅸ 署独自の取組みについて

問22 署独自の取組みや、関係機関との連携方法



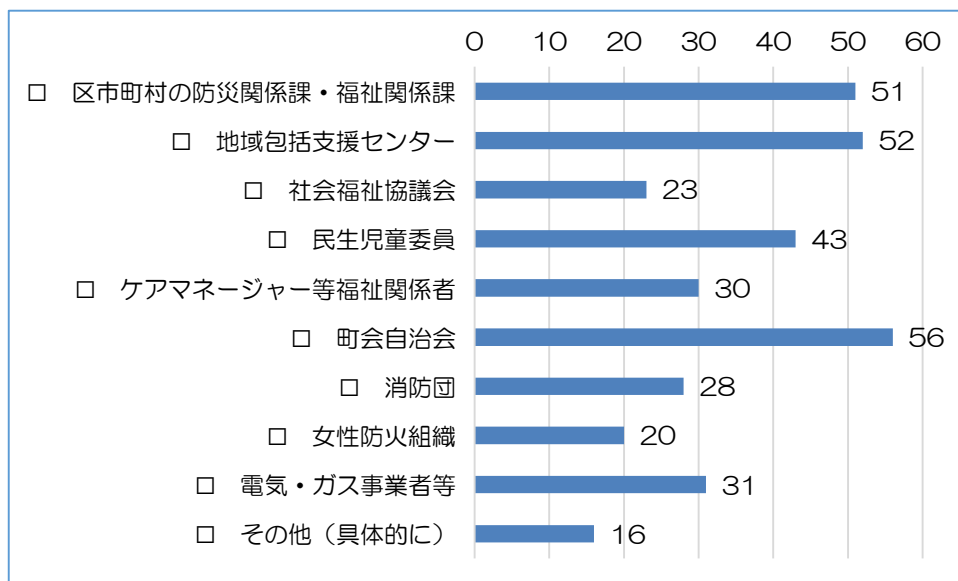
- ・署独自の取組みとしては、関係機関の業務に同行するなど、**関係者への事業協力に関する取組み**や、イベント等で診断希望者を募るなど、**対象者の抽出に関する取組み**が挙げられている。

総合的な防火防災診断の実施に関するアンケート結果について

問1 関係機関との連携について、事前に連携協力を呼び掛けている関係機関を次の中から選んでください。(複数回答可)

- 区市町村の防災関係課・福祉関係課
- 地域包括支援センター
- 社会福祉協議会
- 民生児童委員
- ケアマネージャー等福祉関係者
- 町会自治会
- 消防団
- 女性防火組織
- 電気・ガス事業者等
- その他（具体的に）

事前に連携を呼び掛けている関係機関



その他

おとしより相談センター、警察署、シルバーピア（高齢者専用住宅）、緊急即時通報警備会社、都立中学校、区耐震化協議会、NPO 法人等、交通安全協会、緊急通報システム設置業者、老人クラブ、署の外郭団体

問2 問1で選んだ中で、実際に連携した関係機関を下表から選択し、連携して実施した診断世帯数を記載してください。

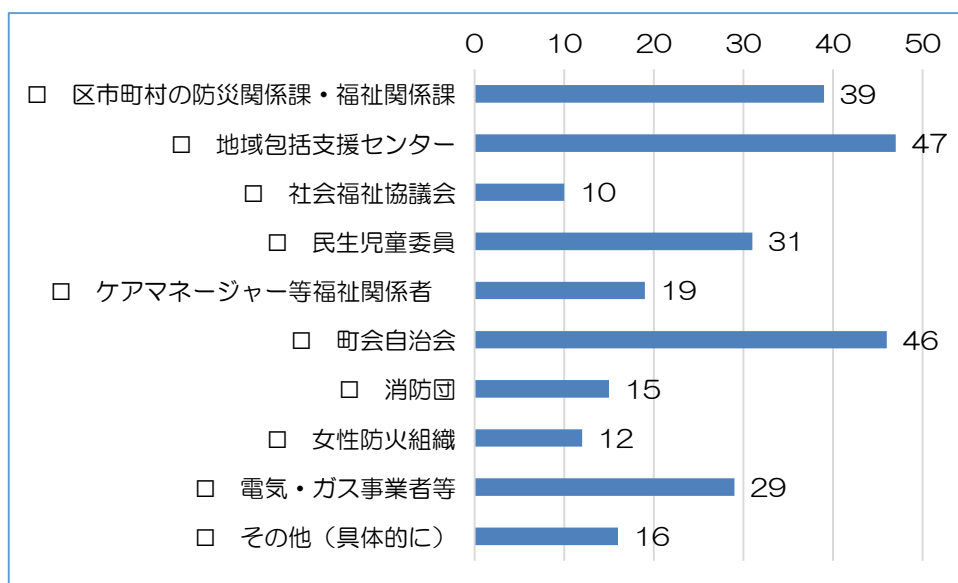
また、その連携内容について次のアからエの中から該当する連携内容を選択してください。(連複数回答可)

- ア 関係機関からの対象者の抽出
- イ 診断への同行
- ウ 診断後の継続した指導
- エ その他の連携

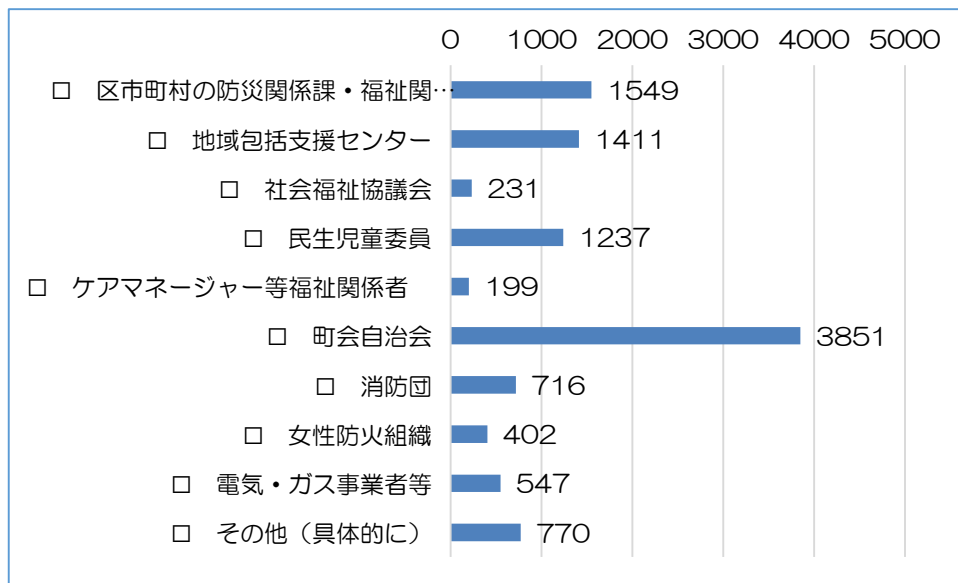
連携先	実施世帯数 ※	該当する連携内容			
		ア	イ	ウ	エ
<input type="checkbox"/> 区市町村の防災関係課・福祉関係課		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 地域包括支援センター		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 社会福祉協議会		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 民生児童委員		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> ケアマネージャー等福祉関係者		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 町会自治会		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 消防団		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 女性防火組織		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 電気・ガス事業者等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> その他(具体的に)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※ 世帯数のカウントについては、1世帯に複数の関係機関(例：町会長と地域包括支援センター職員が同行した場合)が連携した場合、該当する関係機関にそれぞれ1とカウントしてください。

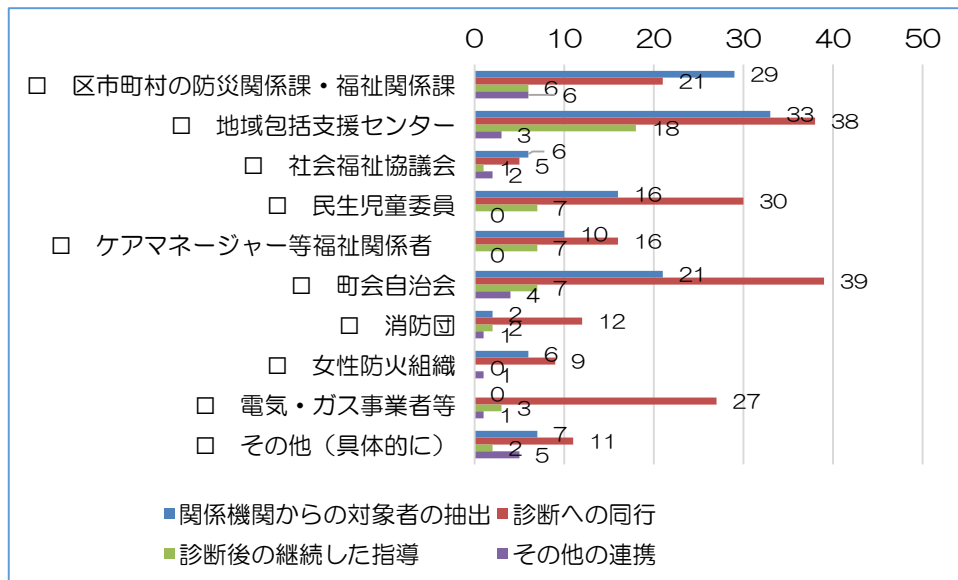
連携した関係機関



関係機関と連携して実施した世帯数



連携機関との連携内容



その他

おとしより相談センター、警察署、医療機関、シルバーピア（高齢者専用住宅）、警備会社、火災発生場所の近隣住宅、チラシ配布による申込み、中学生による地域みまもり活動時、耐震化協議会、緊急即時通報事業者、NPO 法人等、市議会議員、交通安全協会

問3 問2の連携内容で「エ その他の連携」と選択した方へお聞きします。

その他の連携内容について具体的に記載してください。

区市町村の防災関係課・福祉関係課・地域包括支援センター

- 区で行っている高齢者を対象とした集まり及び、特別養護老人ホームでおこなっているデイホーム、地域包括支援センター実施している高齢者等の集まりなどに参画して総合的な防火防災診断の実施に繋げている。
- 防災関連（住警器・IHコンロ・SIコンロ等）の助成に関して、区役所に診断結果を提供し、地域包括支援センター職員が橋渡しをしてくれた。
- 区の防災支援事業、電気・ガスによる火災予防について、パンフレット等を提供してもらい、診断時に配布している。
- 同行した区の職員から診断実施対象者に対し、家具転倒・落下・移動防止器具の助成制度があることを説明している。
- 区職員及びNPO法人が同行し、希望者に対し、区の助成制度を活用して、同行したNPO法人職員により、家具転倒・落下・移動防止器具を即時設置した。

社会福祉協議会

- 社会福祉協議会による要配慮者への見守り活動へ同行し診断へつなげている。
- 社会福祉協議会主催の高齢者見守り訪問事業の対象者に、広報を実施した。

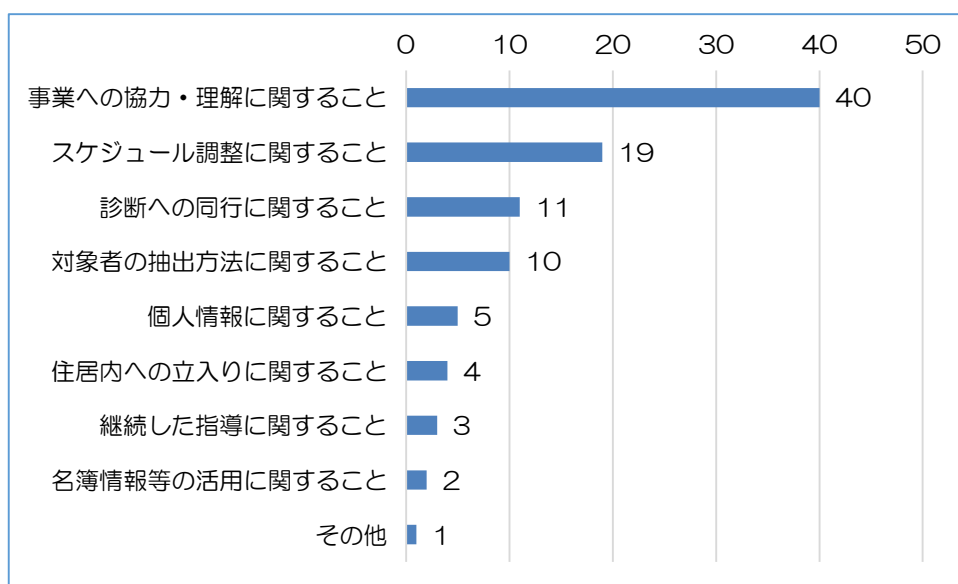
町会自治会

- 火災が発生した場所の町会区域に対して、町会長を通して「総合的な防火防災診断のお知らせ」を回覧した後、各家庭に訪問をして実施した。
- 町会長を通して、実施期間の調整と実施対象への事前広報（回覧版）の実施依頼をしている。
- 町会、自治会の開催する防災訓練やチラシによる広報を実施している。

その他

- 緊急通報のための装置を設置する際に、消防職員が工業者に同行し総合的な防火防災診断を実施することを事前に対象者に説明し診断につなげている。
- 中学校レスキュー一部が地域のみまもり活動を行っていることから、これに消防職員が同行して、総合的な防火防災診断を実施している。なお、訪問する世帯の抽出は中学校で予め行ってあり、訪問することを事前に伝えてから訪問している。

問4 関係機関との連携について問題点や課題があれば具体的に記入してください。



事業への協力・理解に関すること 40件

- ・関係機関に対し、総合的な防火防災診断の周知、対象者の紹介を依頼しているが、関係機関が行う活動には様々なものがあり、総合的な防火防災診断の案内が手薄となる。
- ・関係機関の本来業務に影響がでないよう、配慮が必要である。
- ・総合的な防火防災診断に関して、消防署として連携できる内容に関して、どのあたりで線引きをしなければならないのか判断に苦慮する。
- ・関係機関により総合的な防火防災診断に対する認識が異なるため、実施率に大きく影響している。
- ・関係機関も人員にゆとりが無く、少人数で業務を行っているため困難な状況となっている。

スケジュール調整に関すること 19件

- ・複数の関係機関との連携は、より効果的な防火防災診断に繋がるものの、仕事を持っている事や関係機関の担当者も多忙で日程調整が難しい。
- ・町会員や消防団員は仕事を持つ方が多いため、日程調整が難しく協力できる方々の人員確保に苦労している。

診断への同行に関すること 11件

- ・一世帯に複数人で訪問すると威圧感があり、住民が嫌悪感を抱き警戒心を持ちやすくなる。
- ・狭隘な高齢者宅が対象のときに大人数で行くことが相応しくない場合がある。
- ・対象者の情報提供については快諾してもらうが、同行については消極的である。

対象者の抽出方法に関すること 10件

- ・診断対象者の抽出について福祉関係機関へ依頼しているが、多大な労力を費やしている。
- ・福祉関係機関に対象者の選択を依頼しているが、住宅の内部に入るため、理解を得にくい。
- ・自宅に消防職員を招き入れることに抵抗のない人が継続的に抽出され、結果的に似通った対象者に複数回訪れている側面がある。

個人情報に関すること 5件

- ・プライバシー保護の観点から消防団員等は、玄関前での対応のみとしていることがあり、住居内での診断実施中、長時間待たせてしまっている。
- ・要配慮者リストを活用し町会を回るが、個人情報を同行者（他人）に知られてしまう可能性がある。また、秘密にするのも同行者に失礼にあたる可能性がある。

住居内への立入りに関すること 4件

- 診断の重要性は理解しているが、家に上げてくれる高齢者はほとんどおらず、診断の実施について了解してくれる高齢者は防災意識の高い方ばかりで、診断を実施する必要性の低い人ばかりとなってしまう。
- 事前に了承していても、当日になって部屋に立ち入ることを拒まれ、実施できないことがある。

継続した指導に関すること 3件

- 診断の対象が超高齢者であり、区の助成制度や屋内の安全対策について説明を実施しても、効果が乏しい。本人が自分で対策を行うのは困難であるので、その親族（子、孫の世代）に説示でき、実際に対策が実行されるような流れが必要である。

名簿情報等の活用に関すること 2件

- 区提供の要配慮者名簿は、消防が受領しているものと、町会等が受領しているもの内容が異なるので、総合的な防火防災診断時に活用すると問題が生じる可能性がある。
- 避難行動要支援者名簿について、区としての活用方法と、提供を受けた後の消防署の活用方法が異なるため、名簿を簡単に受け取ることができない。そのため、転居や死亡といった最新の情報が得られない。

その他 1件

- 関係機関に依頼するのももちろん相当な調整が必要となるが、現場での車両の駐車関係の問題があった。

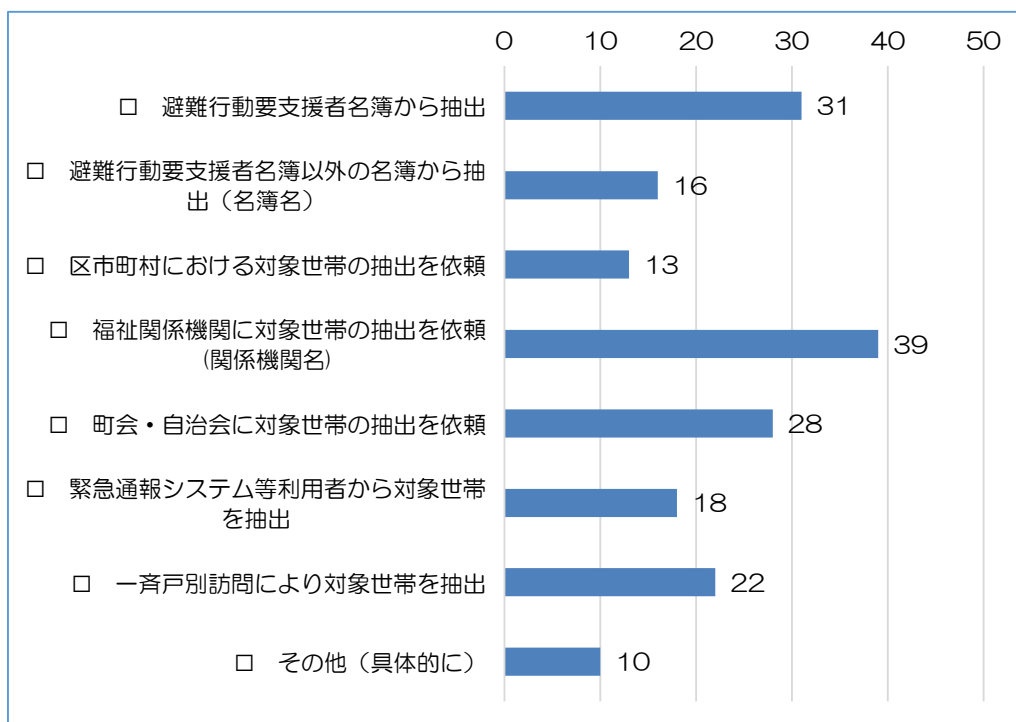
問題なし 2件

- 地域包括支援センターに総合的な防火防災診断の対象者の担当者がおり、その担当者と連携し実施しているので、今のところ問題点はない。
- 現在、連携している機関は、署の都合にスケジュールを合わせて頂ける等大変協力的で、特に問題はないと感じている。

問5 対象者の抽出について、実施している方法を次の中から選んでください。(複数回答可)

- 避難行動要支援者名簿から抽出
- 避難行動要支援者名簿以外の名簿から抽出(名簿名)
- 区市町村における対象世帯の抽出を依頼
- 福祉関係機関に対象世帯の抽出を依頼(関係機関名)
- 町会・自治会に対象世帯の抽出を依頼
- 緊急通報システム等利用者から対象世帯を抽出
- 一斉戸別訪問により対象世帯を抽出
- その他(具体的に)

対象者の抽出方法



避難行動要支援者名簿以外の名簿

ひとり暮らし等高齢者登録者名簿、災害時地域たすけあい名簿、高齢者名簿、孤立ゼロプロジェクト名簿、災害時要支援台帳、災害時要援護者名簿、高齢者見守り支援ネットワーク、高齢者みまもりネットワーク登録者名簿、一人暮らし名簿、一人暮らし見守り名簿、ひとり暮らし高齢者名簿、たすけあい名簿、「地域のたすけあいネットワーク」登録者名簿

対象世帯の抽出を依頼している福祉関係機関

民生児童委員、社会福祉協議会、訪問看護・介護ステーション、社会福祉法人、高齢者総合相談センター、高齢者支援センター、高齢者あんしんセンター、区ふれあい相談室、区高齢者相談センター、みまもりネットワーク、こまほっとシルバー相談室、おとしよりセンター、あんしんすこやかセンター

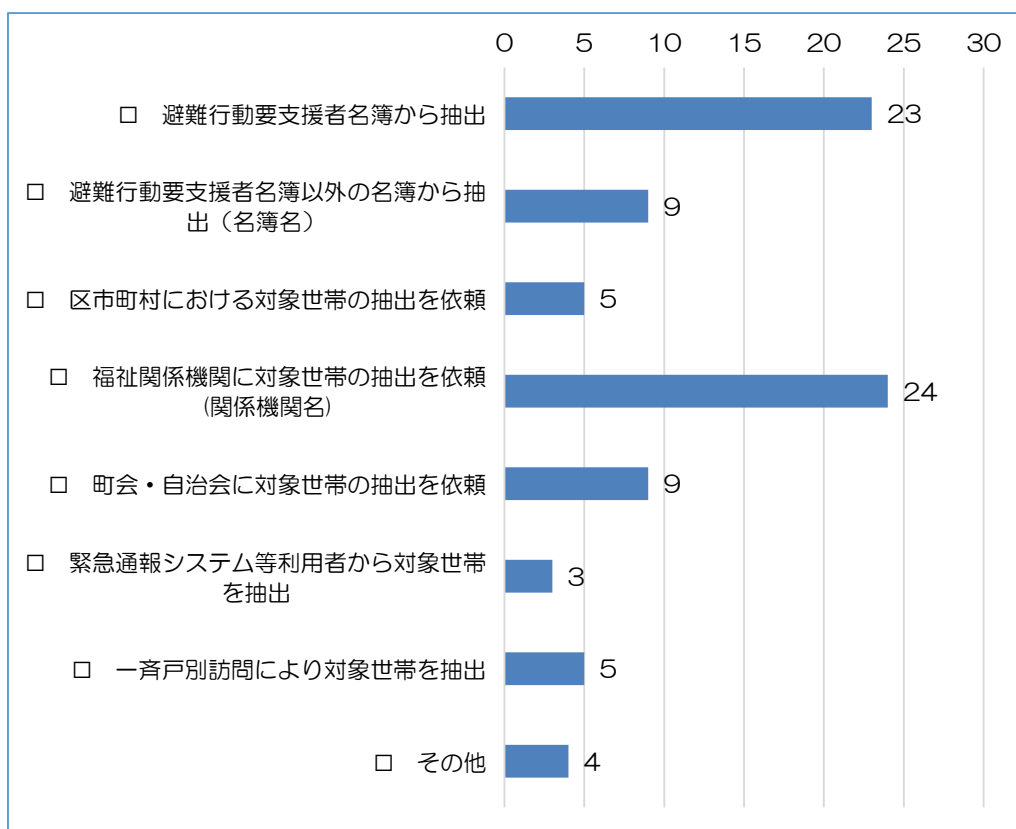
その他の抽出方法

- ・防災訓練や福祉関係機関の集会、公民館等で行われている敬老会などで希望者を募る。
- ・女性防火組織に対象世帯の抽出を依頼
- ・住民基本台帳の閲覧

問6 問5で選択した中で、最も優先しているものを次の中から1つ選んでください。

- 避難行動要支援者名簿から抽出
- 避難行動要支援者名簿以外の名簿から抽出（名簿名）
- 区市町村における対象世帯の抽出を依頼
- 福祉関係機関に対象世帯の抽出を依頼（関係機関名）
- 町会・自治会に対象世帯の抽出を依頼
- 緊急通報システム等利用者から対象世帯を抽出
- 一斉戸別訪問により対象世帯を抽出
- その他

最も優先している対象者の抽出方法



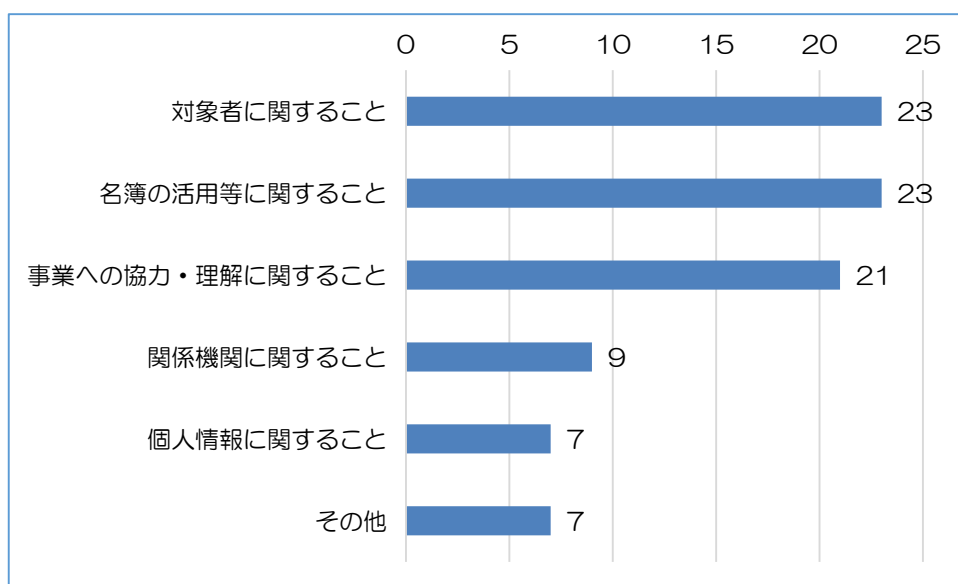
避難行動要支援者名簿以外の名簿

ひとり暮らし等高齢者登録者名簿、災害時要援護者名簿、高齢者見守り支援ネットワーク、区高齢者みまもりネットワーク登録者名簿、一人暮らし名簿、ひとり暮らし高齢者名簿、「地域のたすけあいネットワーク」登録者名簿

対象世帯の抽出を依頼している福祉関係機関

民生児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域包括支援センター、訪問看護・介護ステーション、社会福祉法人、児童委員合同協議会、高齢者総合相談センター、区高齢者相談センター、みまもりネットワーク、こまほっとシルバー相談室、あんしんすこやかセンタ

問7 対象者の抽出方法で問題点や課題について、具体的に記入してください。



対象者に関すること 23件

- ・特に防火診断を必要としている家庭（高齢者の一人暮らしや要介護者のいる家庭）を優先に抽出することが重要である。
- ・関係機関に抽出を依頼した場合、自宅に消防職員を招き入れることに抵抗のない人が継続的に抽出され、結果的に似通った対象者に複数回訪れている側面がある。
- ・家に上げてくれる高齢者はほとんどおらず、診断の実施について了解してくれる高齢者は防災意識の高い方ばかりで、診断を実施する必要性の低い人ばかりとなっている。
- ・「75歳一人暮らし」の条件で抽出しても非常に多く、優先順位をつけるのが難しい。
- ・避難行動要支援者名簿から、対象者を抽出し説明を実施するが、プライバシーの問題との理由で、拒否されて実施できなかった。

名簿の活用等に関すること 23件

- ・避難行動要支援者名簿を半年ごとに更新しているが、この半年間の間隙が生じることから、特に、生死の判断ができない。
- ・避難行動要支援者名簿は、名簿掲載希望者のみの掲載で、一部の要配慮者情報しか得られない。
- ・名簿の活用できる団体がそれぞれ、本人からの届け出先のみとなっていることから、すべての団体に共有して使用できる台帳ではないため、抽出に手間がかかる。
- ・区から情報提供された名簿で抽出し、戸別訪問した場合には個人情報の関係からトラブルになる可能性がある。
- ・避難行動要支援者名簿でも、連絡先が未記入の要支援者も多く、事前連絡ができないことがある。
- ・避難行動要支援者名簿から抽出する場合は、診断への動向者を選定するのに苦労する。

事業への協力・理解に関すること 21件

- ・趣旨を説明しても、訪問を希望していない世帯や家族が多く、抽出が困難である。
- ・名簿、町会・自治会からの紹介をもとに要配慮者世帯を訪問するも、当人に断られるケースが多い。
- ・「オレオレ詐欺」等の犯罪が蔓延しており、インターホンにでない、インターホンを設置していない世帯が多く、戸別訪問をしても応答すらしてもらえない。

- 電話や、連絡なしの訪問については、本当に消防職員であるか疑われることが多く、総合的な防火防災診断へ結びつけることが難しい。

関係機関に関すること 9件

- 福祉関係機関や民生委員でも要配慮者と信頼関係を築くことができないケースも多く、対象者の紹介が困難である。
- 名簿の中から対象者を抽出することが出来ず、町会・自治会に抽出を依頼しているため、町会等に参加していない場合、対象から漏れてしまう。
- 町会の役員会等に出向し、防火診断の実施依頼をしているが、町会・自治会により理解、認識にばらつきがあり、協力が消極的な町会等がある。
- 関係機関へ抽出を依頼しているが、負担をかけているのではないかと気負いすることがある。
- 抽出を依頼した機関に断られてしまうと、それ以上要求できない。

個人情報に関すること 7件

- 個人情報保護の観点から、町会自治会の保有している情報の提供には限りがあり、事前に診断の約束をすることが難しく、計画的かつ安定的な実施が難しい。

その他 7件

- 事前に広報や説明をしても情報が行き届いていなかったり、たとえ公共機関の実施するものとしても対象者より警戒されてしまったりと「一斉戸別訪問」での抽出は今の時代にそぐわないと感じる。
- 抽出してくれる方がいない。
- 危険度の高い高齢者宅の防火防災診断を実施するためには、より、その高齢者と密に接触している方からの情報を取り入れる必要があると思う。

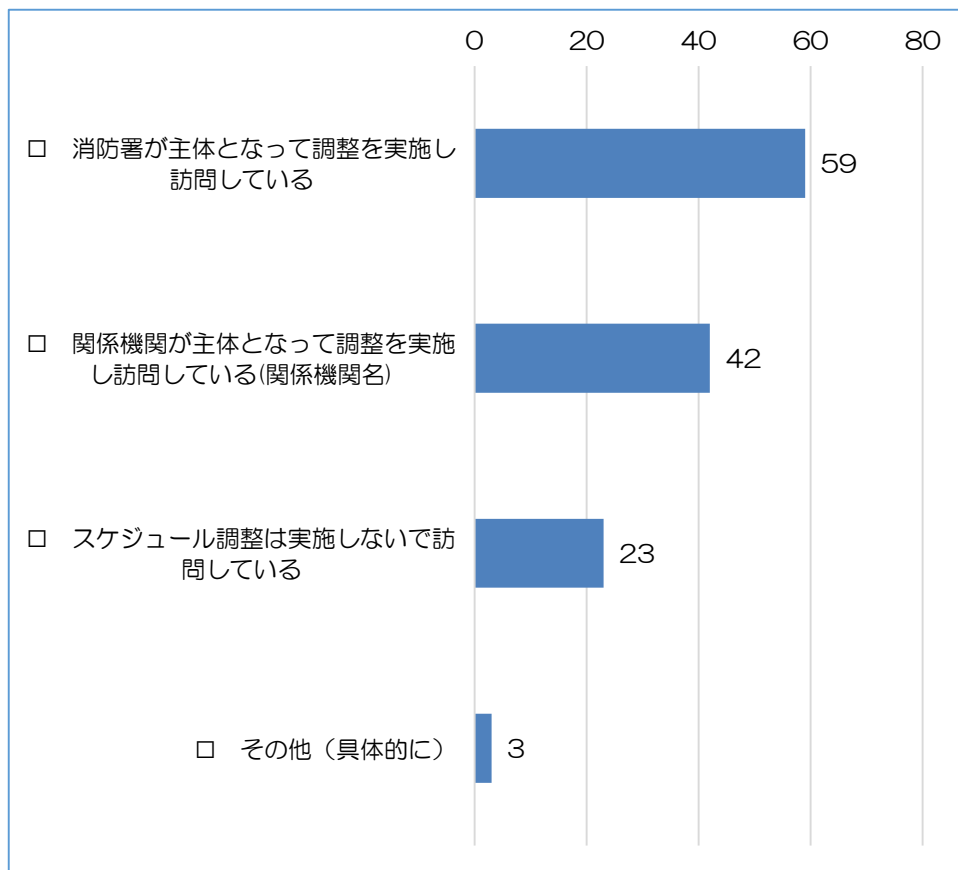
問題なし 6件

- 区から提供される避難行動要支援者名簿から抽出しているので、滞りなく防火防災診断が実施できている。
- 福祉関係機関が、高齢者世帯を優先的に訪問先として計画し抽出しており、効果的かつ継続的に実施できている。
- 2市1町を管轄する当署では、F市とM町においては、対象者の抽出について署長からの依頼文をもって対象者リストの提供を得ている。なお、当該対象者リストの作成にあたり、各世帯には福祉担当者から事前に総合的な防火防災診断の概要について説明がされ、承諾を得られた世帯が対象者リストに掲載されていることから、実施する上で本人同意が容易である。
- 現在区危機管理課が新しいシステムを作成し10月末から運用開始予定。新システムに移行すれば、今まで以上に抽出作業は、容易に出来る。

問8 実施対象者に対するスケジュールの調整方法を次の中から選んでください。(複数回答可)

- 消防署が主体となって調整を実施し訪問している
- 関係機関が主体となって調整を実施し訪問している(関係機関名)
- スケジュール調整は実施しないで訪問している
- その他(具体的に)

スケジュール調整方法



主体となってスケジュール調整を実施し訪問している関係機関

地域包括支援センター、町会・自治会、区福祉関係課、訪問看護・介護ステーション、東京防災設備保守協会、高齢者総合相談センター、社会福祉協議会、地域総合相談センター、ケア24、高齢者あんしんセンター、みまもりネットワーク、民生児童委員、民間警備会社、緊急即時通報事業者、こまほっとシルバー相談室、社会福祉法人

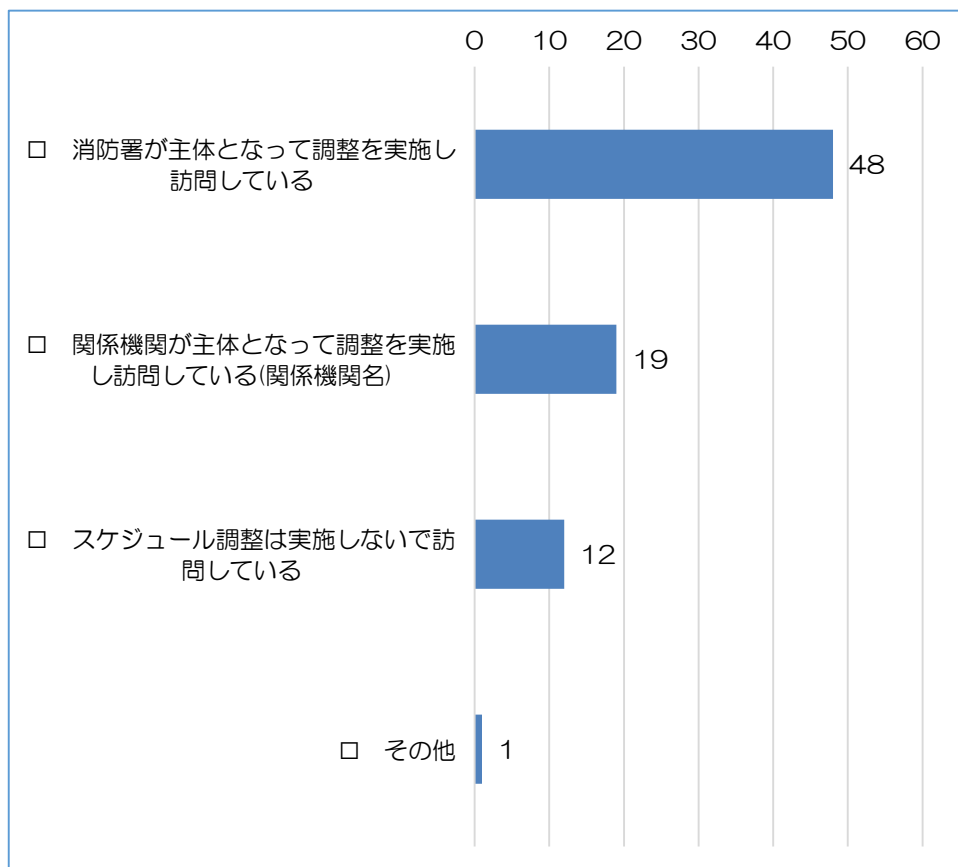
その他

福祉関係者の訪問時に併せて実施
一斉戸別訪問の日程について、町会と調整を実施している。

問9 問8で選択した中で、最も多いものを次の中から1つ選んでください。

- 消防署が主体となって調整を実施し訪問している
- 関係機関が主体となって調整を実施し訪問している(関係機関名)
- スケジュール調整は実施しないで訪問している
- その他

最も多いスケジュール調整方法



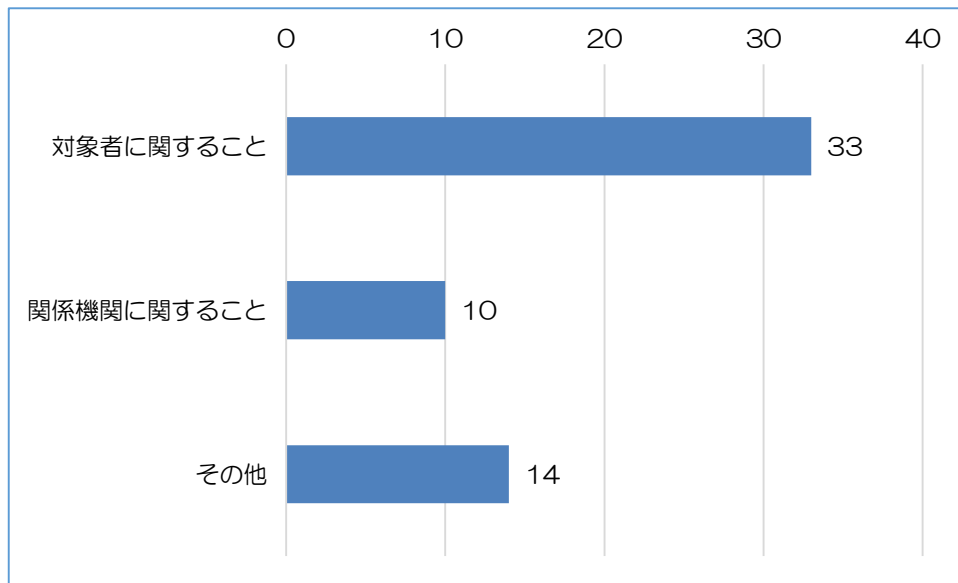
主体となって調整を実施し訪問している関係機関

地域包括支援センター、地域総合相談センター、民生児童委員、高齢者総合相談センター、地域包括センター、みまもりネットワーク、町会・自治会、社会福祉協議会、社会福祉法人
緊急即時通報事業者

その他

福祉関係者の訪問時に併せて実施

問 10 実施対象者に対する実施スケジュールの調整方法で課題となっている点について具体的に記入してください。



対象者に関すること 33件

- ・実施対象者に電話連絡し訪問しても不在並びに拒否される場合がある。
- ・対象者の生活実態として、デイサービスや通院など、対応してもらえる時間帯がそれぞれ異なるため、合理的に同一区域の対象者を同一時間帯に実施することは難しい。
- ・対象者が聴力の弱い方であるなど1件に時間を要するため、時間の間隔に余裕を持つ必要がある。よって、対象者の事前調査による実施順序の検討を含めた実施スケジュールの調整が毎回課題となる。
- ・元気な高齢者は、訪問日に備えて事前に整理整頓を実施していることがあり、実態に即した防火防災診断ができない。(整頓されたことは防火診断の効果と捉えられる)
- ・実施対象の都合が最優先となるため、関係機関と調整がつかない場合がある。
- ・対象者の認知症の症状により、事前承諾を得ながらも実施できなかった。
- ・最近では特殊詐欺などに対する防犯意識が高く電話でアポイントメントを取るのが難しい。さらに、耳が遠い、約束を忘れるなど高齢者特有の問題もあることから、多くの場合、実施対象者本人とのスケジュール調整は困難である。
- ・事前調整をしないで訪問した場合、留守宅が多く(実施者全体の約半数)、さらに家の中を見られることに対し抵抗を感じる人も多いため、大変非効率である。従って、日常的に実施対象者と接触のある関係者を通して、実施スケジュールを調整すると効率的かつスムーズな実施が可能である。
- ・電話連絡で実施する場合は、ほとんど断られることが多いが、調整なく訪問した場合には顔が見えるので安心感があるのか実施させてくれる家が多い。家族からご本人に電話対応しないようにとされている状況もある。

関係機関に関すること 10件

- ・対象者以外にも、同行する関係機関等のスケジュールを確認して、調整することから、実施日の決定が困難であった。
- ・同行する関係者との日程及び時間調整に苦慮する。
- ・同行をお願いしている関係機関は、日中は仕事している方が多く、三者のスケジュール調整が難しい。

- 様々な関係各所へ連絡を要しなければならず、実施までに相当の時間を要している。

その他 14件

- 一日に実施できる件数が限られていることから、事前に町会等で多く実施する世帯に呼びかけると、時間的制限で訪問できない世帯が出てきてしまうことがある。その場合、訪問できなかった世帯から「待っていたのに、来てくれなかった」との意見も寄せられたことがあることから、事前調整も慎重に行う必要がある。
- 防火診断を行う職員の数や時間に限りがあるので、日程調整が困難な場合がある。
- 消防署が主体となって実施していることから、署の負担が大きい。各関係機関との連携を密にし、仕事の分配ができると良い。

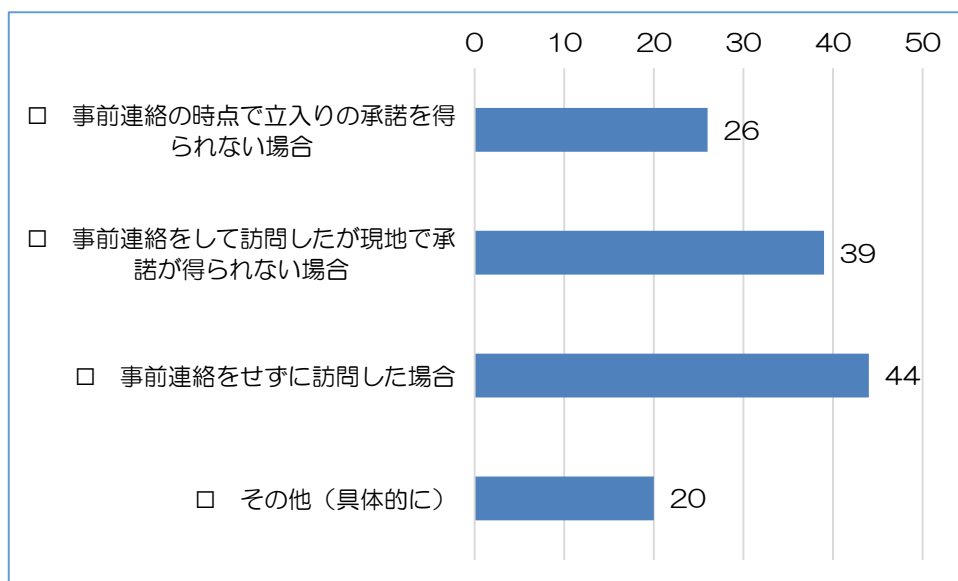
問題なし 7件

- 関係機関、実施対象者ともにスケジュール調整は円滑であり特に課題としては直面していない。
- 対象者に直接連絡を取り、消防署の業務と対象者の予定とを擦り合わせてスケジュール調整しており、スムーズに調整できている。
- 連携している協力機関は、団地内に常設された相談室で、周辺住民との信頼関係が深いため、実施対象者ともスケジュールに対して柔軟な対応がとられており、防災指導のきっかけとして大変有意義な方法となっている。

問 11 総合的な防火防災診断は原則として消防職員が要配慮者の住居内に立ち入って、住環境を診断することとなっていますが、玄関先での聞き取りとなっているのはどのような場合か次の中から選んでください。（複数回答可）

- 事前連絡の時点で立入りの承諾を得られない場合
- 事前連絡をして訪問したが現地で承諾を得られない場合
- 事前連絡をせずに訪問した場合
- その他（具体的に ）

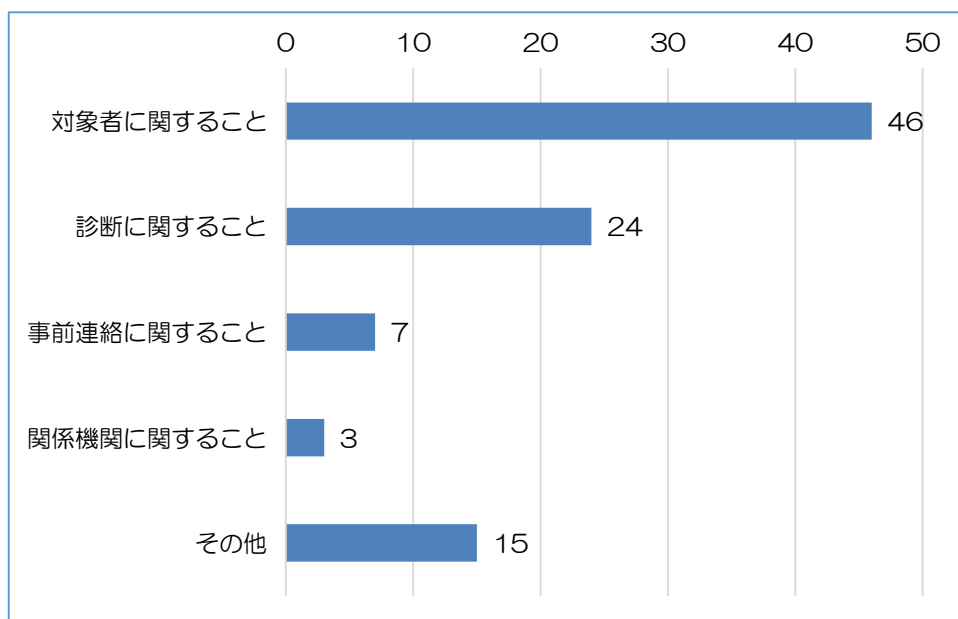
玄関先での聞き取りになっている場合



その他

- 家が汚れていて高齢で掃除が出来ず、家に上げたくないと言われる。
- 住居内の立入承認が得られなかった場合に玄関先にて可能な範囲で聞き取りを実施している。
- 口頭での診断は可能だが居室内に入っでの診断を断る方がいる。
- 堆積物により物理的に居室内に入れなかった。
- 聞き取りに対する答えが明確であり、あえて屋内に立ち入る必要がない場合
- 部屋に入らせてほしいと言うと、不信感を持たれそうで話を切り出しにくい。
- 室内を見られたくないという人や身分をはっきり提示しても疑念が晴れない人もいる。
- 各戸別への連絡ではなく、町会内の回覧版等で事前に実施を広報し訪問した場合
- 対象者が認知症であるため事前連絡しても忘れられている場合

問 13 住居内への立入りについて問題点や課題についてあれば具体的に記入してください。



対象者に関すること 46件

- 必要性を説明しても診断を断られることが多い。
- 複数人で訪問すると威圧感があり、立入り承諾を得られないことが多くあり、世帯全てを実施することが困難である。
- 女性宅の場合、特に身なりを気にして玄関先で断られることがある。
- 住居内への立入りの承諾を得られる家庭というのは、結果的に健全な環境若しくはしっかり対策を講じている家庭がほとんどである。しかしながら、本来チェックしなければならない家庭は往々にして拒否及び居留守等により立入りできない状況である。
- 対象者が歩行に時間を要する状態であった場合、立ち会ってもらえる範囲が限られるため、住居内すべてを診断できない場合がある。
- 対象者が日中独居で認知症と知らず、対象者の承諾を得て総合的な防火診断を実施した後、家族から苦情の電話があった。
- 快く訪問させてくれる方も多い中、本当に消防職員なのかと不審に感じている方もおり、自宅の中まで立ち入ることは、時代に合っていないのではないかと、感じることもある。
- 部屋が片付いていない等の理由で断られるが、玄関先での診断を消防署側から打診すると了承してもらえる。
- 高齢者の中には、認知症が進行している方もいて、ここに置いた物が無くなったなど、疑いを持たれる危険が大きい。
- 自治会や近隣からの要望が強い「ゴミ屋敷」については、周囲の心配を余所に本人は診断拒否のケースが多く、近隣と本人の温度差が大きい。

診断に関すること 24件

- 確認する項目が多いため、総合的な防火診断に時間を要する。
- 限られた時間の中で数件の訪問を行うため、時間が足りなくなったり、説明が駆け足になったりする。
- ゴミ屋敷等、住居環境が劣悪な場合もあり立ち入る職員の安全性と衛生を確保できない場合がある。
- 自宅内に入り診断を行うことを事前に説明すると、診断を断られることが多い。

- 住居内への立入りについて、全ての居室を診断で回るのは、居住者に負担を掛けていると感じることが多々ある。
- 個人のプライベートの空間に立入ることになるので、すべての居室に立入り、診断することは困難であり、主要な居室に限定して実施することが多い。

事前連絡に関すること 7件

- 事前連絡をせずに訪問した場合、職員証を呈示して、不審に思われ警戒された。
- 事前連絡をしない場合に立ち入りについて丁寧に説明を行っても時間が30分から1時間程度となると到底理解が得られない。

関係機関に関すること 3件

- より多く地域の方々に参加してもらい面識がある方を伴った訪問等をする必要がある。
- 顔見知りの同行者であっても、他人を住居内に入れることに対する抵抗がある。

その他 15件

- 高級マンション等オートロック式の共同住宅では、管理会社に連絡し、立入りの許可を取る必要があるが、「各家庭に許可を取らなければならないため、厳しい」といった返答があり、電話番号を得られている家庭に電話すると「管理会社に連絡してくれ」といった板挟み状態になり、立入りできないのが現状である。
- 金品紛失や損失のトラブルに巻き込まれていた場合の対応について不安である。
- 職員が引き上げた後にモノが無くなったなどのトラブルに発展しないか心配であり、職員も個人の住居内への立入りは抵抗がある。

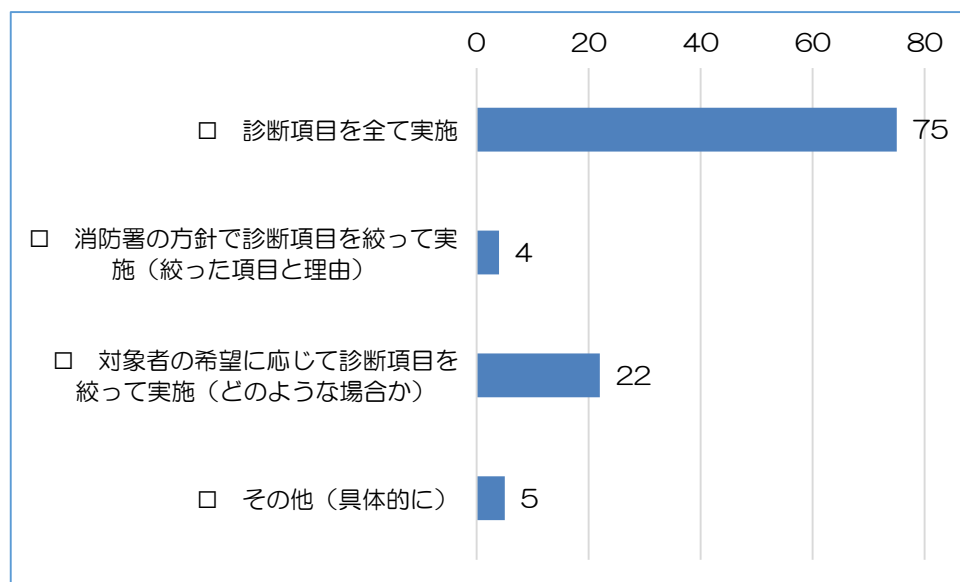
問題なし 5件

- 関係機関の同行があれば、スムーズに診断が実施されている。また、事前に承諾を得ていれば、特に問題はなかった。
- 了承を得られた住居内へ立入りを実施しているので、問題等は発生していない。
- 福祉関係機関に協力をいただき立入りが可能な対象者を挙げてもらっているため問題点はなし。
- 緊急通報システム設置時に実施しているので、住居への立ち入りについては特に問題なし。

問 14 診断方法を次の中から選んでください。(複数回答可)

- 診断項目を全て実施
- 消防署の方針で診断項目を絞って実施 (絞った項目と理由)
- 対象者の希望に応じて診断項目を絞って実施 (どのような場合か)
- その他 (具体的に)

診断方法



消防署の方針で診断項目を絞って実施

- 1件当たりの診断に時間を要すと、訪問宅への負担になる
- 事前説明時に町会・自治会からの要望に応じて対応

対象者の希望に応じて診断項目を絞って実施

- 住居内に入れない場合や玄関先での診断を希望された場合
- 対象者が短時間なら実施を了承してくれた場合
- 抵抗感により立入りを断られた場合
- 実施時に対象者からの要望に応じて対応

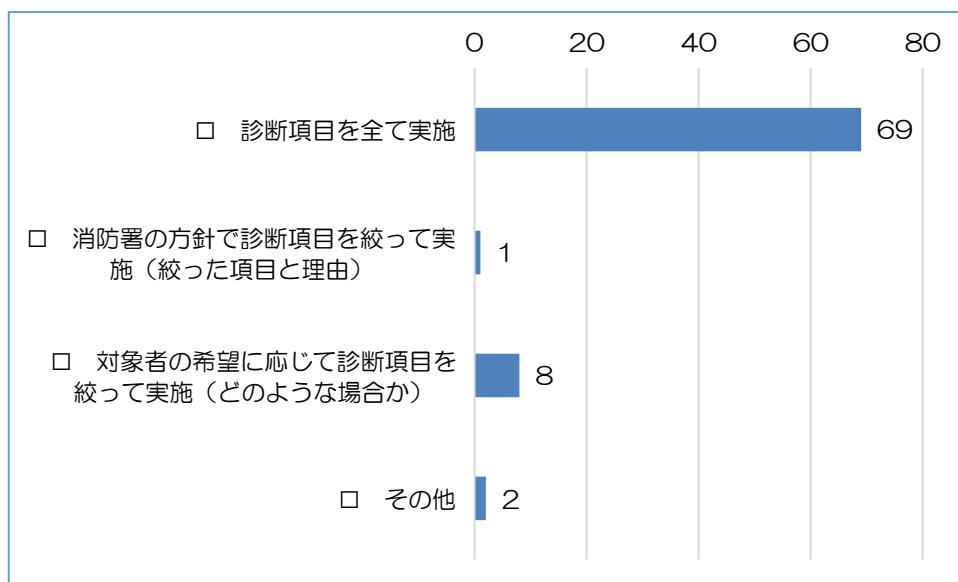
その他

- 対象者の状況、対応に応じて診断項目を絞って実施
- 連携先関係機関の時間が取れない場合

問 15 問 14 で選択した中で、最も多いものを次の中から1つ選んでください。

- 診断項目を全て実施
- 消防署の方針で診断項目を絞って実施（絞った項目と理由）
- 対象者の希望に応じて診断項目を絞って実施（どのような場合か）
- その他

最も多い診断方法



消防署の方針で診断項目を絞って実施

- 1件当たりの診断に時間を要するため

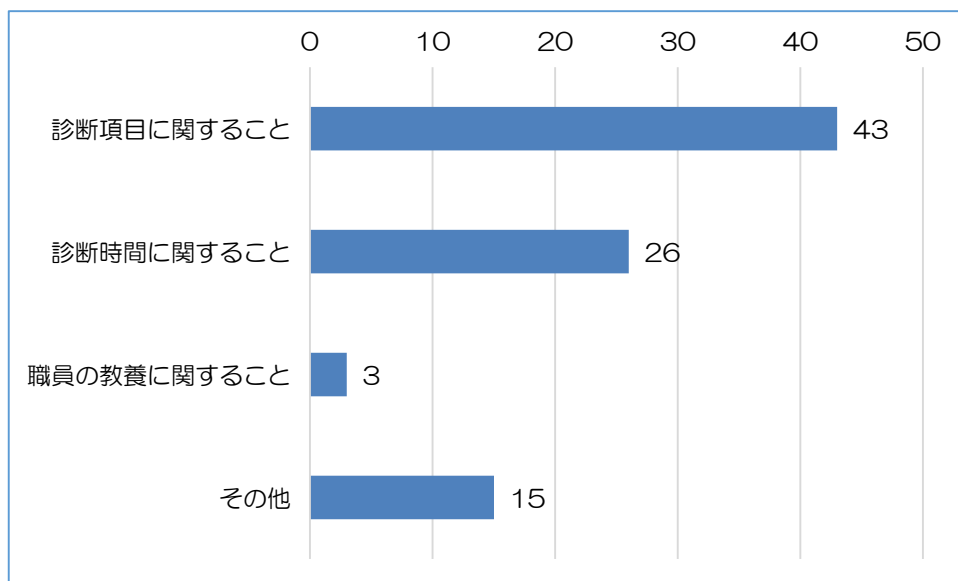
対象者の希望に応じて診断項目を絞って実施

- 住居内に入れない場合や玄関先での診断を希望された場合
- 対象者が短時間なら実施を了承してくれた場合
- 抵抗感により立入りを断られた場合

その他

- 対象者の状況、対応に応じて診断項目を絞って実施

問 16 診断方法について問題点や課題があれば具体的に記入してください。



診断項目に関すること 43件

- 対象者の理解を得て全ての項目を実施するのは難しい。
- 本人に伝えても理解できない場合がある。
- 身体状況の診断項目で、本人から聴取しづらくプライバシーに立入過ぎていると感じる。
- 男性のみで女性の実施対象者に聴取するのは難しい。
- 診断項目によっては相手が不快を感じることもある。
- 診断項目が多岐にわたっているが、精査の上整理する必要がある。
- 診断項目が細かく時間を要するため、対象者の負担となる懸念がある。
- 診断したシートを見られた際、相手が不快に感じたのか、居室以外の部屋（寝室及び台所）の診断を拒否されたことがあった。苦情につながる可能性があると思うと積極的に実施できない。
- 季節性が強いチェック項目は、時期によって実効性が薄くなってしまう。
- 質問内容をかみ砕いて、世間話をするような雰囲気でも回答を引き出していることから、一人の対象者に係る時間が長時間になる。
- 消防が実施する診断項目が多く、関係機関と連携がとれているとは思えない。

診断時間に関すること 26件

- 診断項目を全て実施すると、一世帯で結構な時間がかかる。
- 診断が長時間に及ぶと不快感を与える恐れがある。
- 診断項目を全て実施すると時間を要し、件数的に少なくなる傾向と、要配慮者に負担を要す。
- 指導しても、本人の思い入れ等で説得に時間を要することがある。
- 診断時間が掛かることにより、対象者にも負担が掛かる。
- 診断時間は概ね30分程度と事前に案内しているが、高齢で一人暮らしの実施対象者が多いため、診断項目以外でのコミュニケーションで費やす時間も多く、すべての項目について防火診断を行うと1時間以上と時間がかかる。

職員の教養に関すること3件

- 診断職員に、自火報や緊急通報時等の教養や資料の提供をするなどで理解を深めさせ、より有効な診断となるようにする。
- 調査項目だけを聴取するのではなく、実例を挙げ診断を受けることの効果を説明し理解して

もらう必要があるため、調査員も知識、経験が必要である。

- 効率的な実施のためには、診断項目を1つ1つ聞き取りするのではなく、職員が室内状況を目視して総合的に判断したり、世間話の中から該当項目を判断するなどが必要であることから、出向職員のスキルが求められる。

その他 15件

- 診断項目が複雑な割には啓発以外に使い道がない。
- 確認票に署名を拒否されることが多い。
- 問題があった場合の追跡調査が大変
- 火災がもし起こったら、立入検査とは性格が違うが、職員が点検したのに火災になったと言われた場合の対応が難しい。
- 即時改修ができない場合、その場では市役所高齢介護課等に相談することを進めているが解決していないところがあり中途半端で終わってしまっているように感じる。
- 相手が指導事項に対応してくれない、「あとで直しておきます」と言いそのままの状態になる。

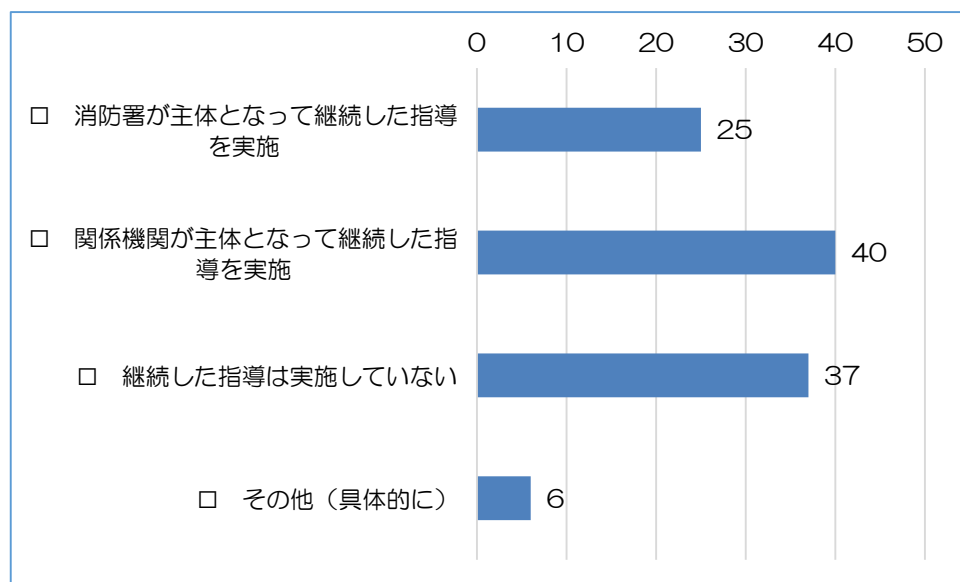
問題なし 9件

- だれが実施しても同じ質問項目を画一的に実施できるため、課題は特に感じていない。
- 現在まで実施した対象者は、消防に対して協力的であり診断項目に全て回答を得られているが、対象者の心情等を踏まえ、雑談等を行い対象者の立場になり実施していることから、現在まで問題等はないが、診断項目を減らすことも必要と思われる。
- アンケート方式で、丁寧に順を追って調査していただけなので、誰がやっても平均して平等な診断が実施できている。ただし、調査項目の中には、回答しにくい項目も含まれている。
- 総合的な防火防災診断を希望する方は家の中を隅々まで見て欲しいという方が多く、時間をかけてしっかりと診断をする現行のままだが良い。
- 身体状況等の確認については、同行してもらった福祉関係者から聴取し、確認が取れないところについては、会話の中で本人から聴取するようにしている。

問 17 診断後の継続した指導方法について、次の中から選んでください。(複数回答可)

- 消防署が主体となって継続した指導を実施
- 関係機関が主体となって継続した指導を実施
- 継続した指導は実施していない
- その他(具体的に)

継続した診断方法



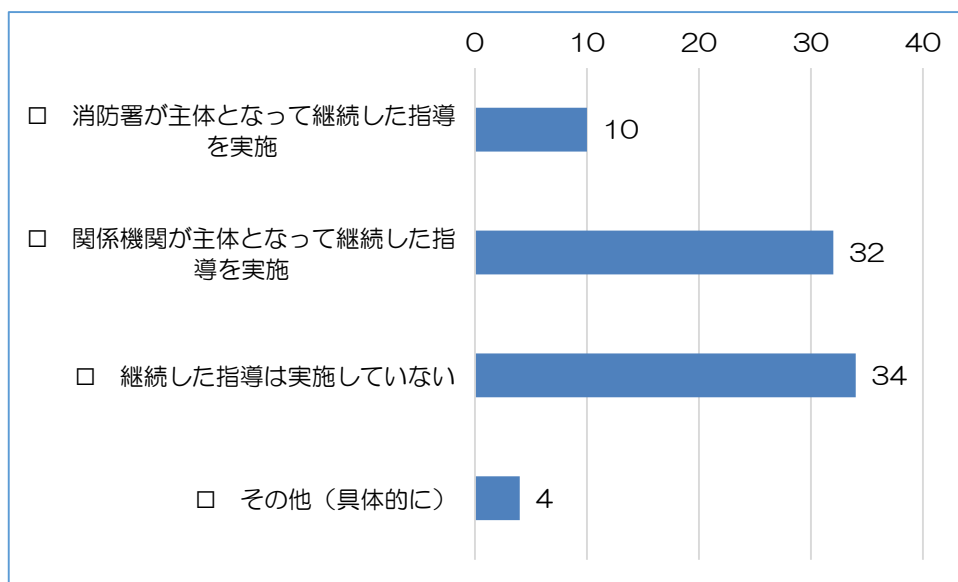
その他

- 特に火災危険が大きい対象者宅については、再度訪問するようにしている。
- 定期的に繰り返して同じ区域を回っている。
- 町会長・自治会長に対し実施結果を配布し、実施結果を基に地域の方に継続的な指導をお願いしている。
- 継続が必要と判断した対象については、関係機関と連携しスケジュール調整をして、同行を求めて実施した。
- 前回の診断から数年たった対象者に連絡を取り、再度の診断を希望すれば行っている。

問 18 問 17 で選択した中で最も多いものを次の中から1つ選んでください。

- 消防署が主体となって継続した指導を実施
- 関係機関が主体となって継続した指導を実施
- 継続した指導は実施していない
- その他（具体的に ）

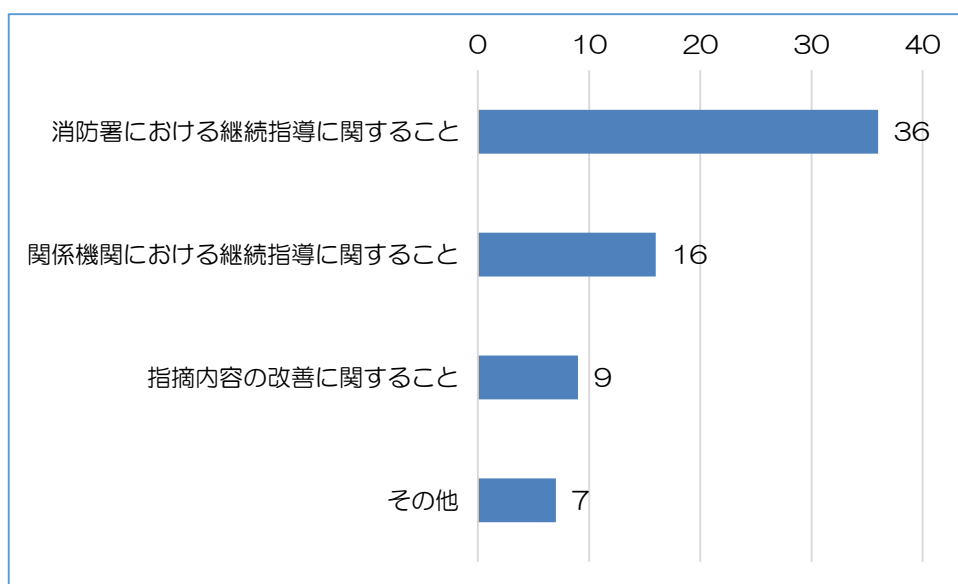
最も多い継続した診断方法



その他

- 定期的に繰り返して同じ区域を回っている。
- 町会長・自治会長に対し実施結果を配布し、実施結果を基に地域の方に継続的な指導をお願いしている。
- 継続が必要と判断した対象については、関係機関と連携しスケジュール調整をして、同行を求めて実施した。

問 19 継続した指導方法について問題点や課題があれば具体的に記入してください。



消防署における継続指導に関すること 36件

- 定期的に対象者宅を訪問し忘れないように指導するのは消防署においては難しい。
- 個人に対して消防署からの継続した指導は、体制的にできないことから、実施結果を福祉関係機関へ情報提供し継続した指導を委ねている。
- 署側の負担を考慮した場合に、関係機関の継続した指導が望ましいと考える。
- 実施対象者が多いことから、継続指導まで手が回らないのが実情である。
- 消防職員が一個人に対して継続した指導をするには限界があると思います。
- 夜間の在宅率が高い対象者であったため、夜間の出向となる等、職員の勤務調整が困難であった。
- その場で改修することを心がけているが、家具転や住警器等購入が必要なものについては立ち会っていただいた町会・自治会等の方にも説明し、改修、指導をお願いしている。

関係機関における継続指導に関すること 16件

- 関係機関が指導を行っているため、消防署では指導の途中経過が知りにくい。
- 地域包括センターが主体で運営している手助けが必要とされる高齢者に対する総合的な見守りサービスがあることから、継続的な指導は関係機関で行っている。
- 実施件数に対し、継続指導していただいている関係機関の人員と比例しないので、見守り体制の強化が必要だと思われる。
- 近所付き合いが疎遠な場合、継続的な声掛けや見守りは町会の人たちにも対応するだけの余裕がない。
- 関係機関に継続した指導の報告を求めるのが難しい。
- 福祉関係者等にとって防火防災に関することは様々な項目の1つでしかないので、どこまで指導できているのかをいかに把握するかが課題と言えます。
- 関係機関に次回の訪問に生かしてもらえよう口頭で依頼しているが、次回訪問は早くて半年～一年先となっている。

指摘内容の改善に関すること 9件

- 居住者には診断結果として火災等の危険な箇所や家具転等の区の助成について十分説明しているが、指摘内容によっては改修が進んでいない。

- 高齢者の方は再度連絡をとろうとした場合、様々な理由で連絡がとれなくなっている事も多く、継続した指導が困難な場合がある。
- 継続して指導を実施すると、対象者が嫌悪感を抱いてしまう可能性がある。
- 住警器等の設置について、理解しているが、自己負担となることから改善が難しい。
- 強制力はないことから、継続した指導を実施しても、反応は薄い。
- 室内のゴミ等の整理整頓を促すも、対象者は財産及び生活の一部として、拒否され是正できない。
- どこまで介入するか判断が難しい。

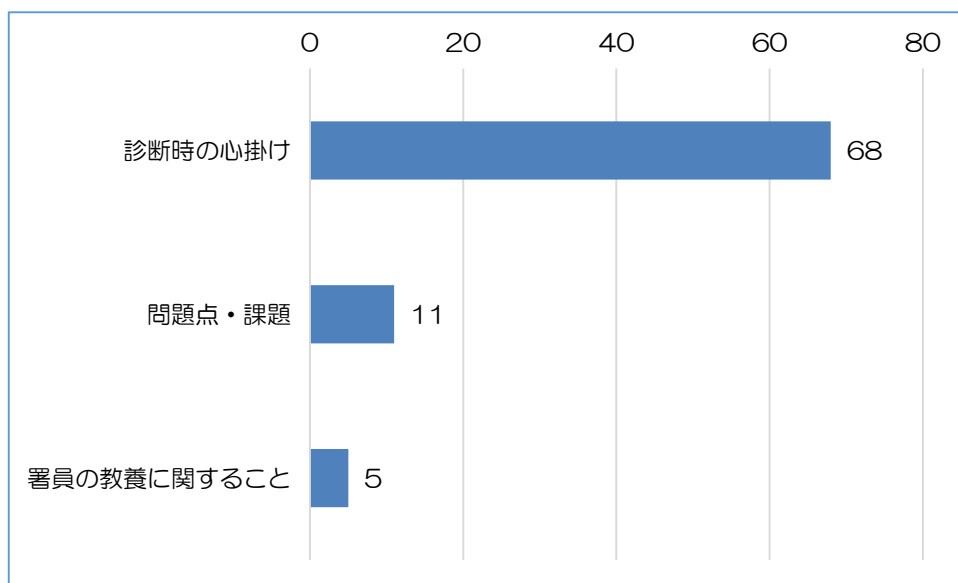
その他 7件

- 家族、親族等と離れて生活している方が多いため、家族との連携が難しい。
- 継続指導については、実績経験が少なく、問題は発生していないが、今後、継続指導がどこまで受け入れられるか不安はある。

問題なし 6件

- 実施した結果、環境が良好に保たれているケースが多く、その場合継続した指導を実施するに至らない。
- 継続した指導を実施することは、安全の維持管理に欠かせないことであり、一度診断を受けている対象者には継続的な診断の説明をしやすく、受け入れも可能となることが多い。
- 福祉関係機関が継続指導に積極的なため、問題点はなし。
- 当市については地域包括センターが主体で運営している手助けが必要とされる高齢者に対する総合的な見守りサービスがあることから、継続的な指導は関係機関で行っている。
- 診断結果と合わせ、総合的な防火診断で職員が指導した内容を書式にまとめ、継続的な指導を実施してもらっている。

問 20 訪問する際にマナーやプライバシーに関することで心掛けていること、また、問題点や課題があれば、具体的に記入してください。



診断時の心掛け 68件

- ・ 女性の対象者宅を訪問する場合はできるだけ女性職員を同行するようにしている。
- ・ 訪問した主旨を説明し、再度了承を得た後に実施している。時間的になるべく訪問先に負担にならないよう心掛けている。
- ・ 訪問する際は、消防職員以外に必ず同行してもらい、各種トラブル防止に配慮している。
- ・ 必要以上に住居内を見たり、所有物に触れたりしない。
- ・ 必ず居住者の目が届く範囲内で行動し、単独行動をしない。
- ・ 玄関前で診断を行う場合、言葉遣いや声量に注意する。
- ・ 机等に金品等が置かれている場合、その場で本人にしまってもらおう。
- ・ 訪問前に聞いておくべき身体状況等を福祉関係機関から聞くことで、訪問直後から身体状況に応じた接遇ができる。
- ・ 指摘事項だけでなく、防火防災対策として良い点も必ず診断結果として伝え、相手の心象を悪くしないよう心掛けている。
- ・ 相手を「おばあちゃん」「おじいちゃん」などという呼び方ではなく、「〇〇さん」というように名前で呼ぶ。
- ・ 要配慮者の生活環境や身体状況は、相手の心証を考慮し目視による確認としている。
- ・ 防火診断を実施する際に相手側が診断を断る場所や改善等を断る場合には、相手側の意思を尊重し実施しないようにしている。
- ・ 相手に不快感を持たれないよう、言葉遣いには十分に留意し接遇に配慮している。
- ・ 相手の意思や態度により判断しており、無理な実施は行っていない。
- ・ 希望者が、同行者の自宅への診断を断られたら、外で待ってもらおう等配慮をしている。
- ・ 診断の際に相手の話は遮らず、最後まで聞くようにしている。(対象者によって話が脱線するような方、要点が定まらない回答を延々と続ける方がおり、実施時間が長引く。)
- ・ 誠実な態度での対応を心掛ける。
- ・ 個人情報の紛失防止
- ・ プライバシーに関する項目は事前に確認し、当日は、小さな声で確認するようにする。
- ・ 消防行政に関係のない話でも嫌な顔をせずよく聞くこと。

- ・プライバシーに関することについての質問は慎むこと。
- ・認知症の方も中にはおり、あとあと家族から指摘を受けないように無理をしない。
- ・対象者のプライド等を傷つけないよう言動には留意している。
- ・身体状況などを聞く項目もあるため、対象者に対して失礼がないように心がけている。また、対象者の反応が不信感を感じているようであればそれ以上聞かない。
- ・訪問する時間（朝の早い時間や昼食時間などはさける）
- ・同じ目線で話しかける（話しやすい環境に配慮）。
- ・写真撮影する際は、必ず相手の了解を得て実施している。
- ・相手側に説明する時は、大声で話さない。耳が遠い方には同意を得たうえで玄関を閉めてから話すなど周囲の人に聞こえないように配慮する。
- ・来訪時の服装（制服）は清潔に保つ。
- ・質問項目以外のことは、なるべくこちらから踏み込まないようにしている。
- ・対象者が、自分の話を長くしていても聞くようにする。その中で、その人の生活が見えることがある。
- ・防火防災上危険であっても頭ごなしに指導することはせず、会話の中で相手の話なども聞きながら、対象者が自発的に修正するよう心掛けている。
- ・対象者が普段接している地域包括支援センター職員等と同行することで、対象者も比較的安心して防火診断を受けいれている。
- ・家族や親しい知人がいる場合に立ち会ってもらう。
- ・個人の感情的な話には関わらないようにしている。
- ・話が好きな高齢者が多いので、時間に余裕をもって実施している。
- ・普段から定期的に巡回している関係者と連携をとり、必要に応じて相手に対して助言してもらうことも必要である。
- ・自分が訪問される立場で対応する。
- ・各居室内を点検するときは居住者と一緒に行動し、体の不自由な方を訪問する場合には2名以上で行動して、誤解を与えないようにしている。

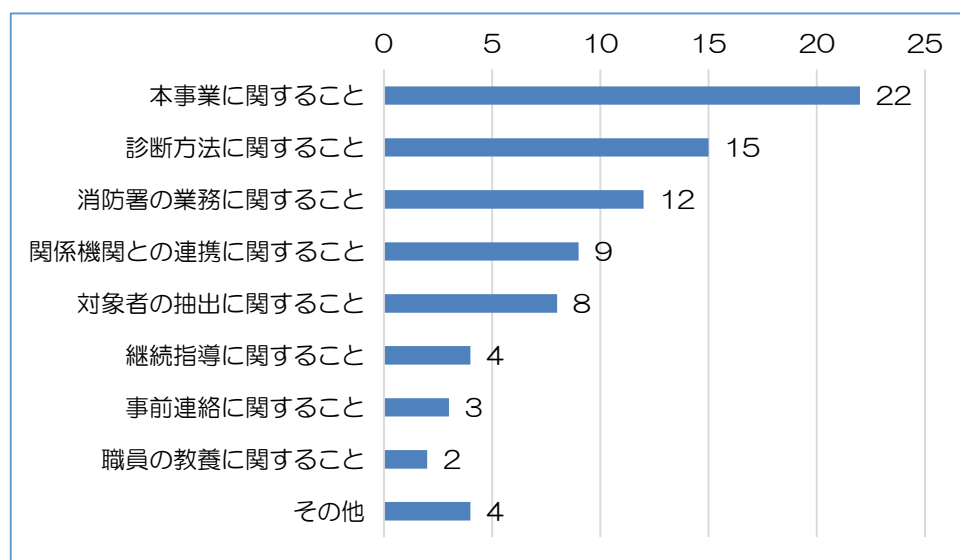
問題点・課題 11件

- ・住宅の世帯主が診断を了解していても、同居者が了解しているとは限らないため、慎重で丁寧な対応が必要となる。
- ・対象者の中には高齢による物忘れや認知症の方もいることから、記憶の食い違いによるトラブルも考えられる。
- ・個人のプライバシーを尊重しすぎると結局、住宅内に立ち入ることが困難になる。
- ・町会・自治会、関係機関の方が同行したとしても、希望者の個人情報の流失がないように考慮する必要がある。

署員の教養等に関すること 5件

- ・訪問する前に訪問時の接遇要領を署員に事前にレクチャーし、接遇の統一を図っている。
- ・実施前に、診断実施者全員に今回の場所、注意点、訪問時の留意事項、配布資料等の事前打ち合わせを十分に実施し、トラブル防止に努めている。
- ・各種トラブルの発生防止を目的として「総合的な防火防災診断推進手引」を活用した事前教養を実施している。特に若年層職員の育成に配慮したものである。

問 21 その他、総合的な防火防災診断に際する問題点や課題があれば、具体的に記入してください。



本事業に関すること 22件

- ・地域特性や時代、風潮に合わせて、本事業の形を変化させていく必要がある。
- ・総合的な防火防災診断により、居住者でも気付かない潜在する危険要因の発見、指導、診断結果から安心感を与えるなど、プライバシー空間への立ち入りと貴重な時間を費やしてまでも実施してよかったと思える有用性、有益性を相手方に如何にして伝えるかが課題である。
- ・居住者側が有益性を十分実感できれば口コミ効果による実施世帯の拡大が図れると考える。
- ・年々件数は増加傾向であるが、件数を重視して、要配慮者を災害から守るといった本来の目的が軽視されている感じがする。
- ・対象者の抽出から始まり、業務全体の負担が大きすぎる。
- ・集めた情報をどのように効果的に利用するか、まだ効果的には利用できていないと思われる。
- ・防火防災の視点と福祉的な視点は区別し消防が果たすべき役割を明確にすべきである。
- ・実効性は高いが、人員と時間がかかりとられてしまうため恒常的に取り組むのは難しい。
- ・対象者確保の困難さは、総合的な防火防災診断の認知度が低いことが原因ではないかと考えられる。
- ・高齢化により、高齢者個々に対する働きかけは、益々重要となってくる。問題点や課題を克服し、継続すべき事業と考える。
- ・事業名称をもっと簡単に誰が見ても分かりやすい名称にしてほしい。
- ・調整や実施での時間的労力を考えたら効果に疑問が残る。
- ・都民のプライベートな空間に入ってまで指導するのはどうなのか非常に考えさせられる。

診断方法に関すること 15件

- ・住居内に立ち入った診断は理解を得られないことが非常に多い。
- ・総合的な防火防災診断の強制力はなく、対象者の了解のもとで実施していることから、一度診断を拒否されると、実施が困難となる。
- ・署だけでは対応困難になりつつある。訪問する形式からもっと合理的な方法を模索しなければならない。
- ・高齢者の一人暮らしでの生活環境の改善は、費用面で厳しい場合がある。

- ・診断項目が非常に多いことから、実施に時間がかかる。
- ・高齢者ではなくとも、「他人を住居内に立入らせる」ことに躊躇する人は多いと思う。

消防署の業務に関すること 12件

- ・人員や時間が足りない場合があるなど、署員の負担が非常に大きい。
- ・質問に対して正確に回答しなければならないため職員一人一人の知識が必要である。
- ・交替制勤務員は当番中に実施することが出場体制の点から困難であり、非番に実施するには負担が大きいため、毎日勤務員で実施体制を確立できない消防署は実施件数を上げることが困難である。
- ・診断実施後の情報管理ツールに不具合が発生することが多く、入力作業に非常に時間がかかる。

関係機関との連携に関すること 9件

- ・消防署独自に総合的な防火診断を実施するには問題がないが、他の機関と連携して実施する際には、実施日の調整など時間が掛かる。
- ・消防署と関係機関との意識のズレがあり、実施世帯の選定や実施日の調整が難しく、同行する総合的な防火防災診断の実施が難しいため関係構築をしていく必要がある。
- ・あらゆる機会を捉えて総合的な防火防災診断の周知に努めているが、連携先の協力を得るのに苦慮している。

対象者の抽出に関すること 8件

- ・要支援者にもいろいろな人がいるが、どのような人を優先すべきかを判断するデータが無く、対象者の選定に苦慮する。
- ・防火診断を実施している希望する方は清潔にしており、しっかり防火防災対策を実施しているように見受けられる。逆に防火防災対策を実施していない方は診断自体を受け入れてないと思料されるところが課題である。
- ・防犯上の面から対象者に拒否されることがある。
- ・認知症の対象者が多く、総合的な防火防災診断の意義が伝わらない。

継続指導に関すること 4件

- ・関係機関との連携・調整を図り、短時間での防火防災診断を行なっているため、継続的な指導が困難である。
- ・総合的な防火防災診断を実施して指導した内容について、その後追跡指導を行っていきたいところであるが、業務上実施するのは難しい。
- ・高齢者の一人暮らしでの生活環境の改善は、費用面で厳しい場合がある。

事前連絡に関すること 3件

- ・事前電話連絡の際、消防署名を名乗っても不審者と疑われ、説明に時間を要する。
- ・事前連絡しないで訪問した場合、総合的な防火防災診断が実施できることは少ない。玄関先の防火防災診断ができればまだいいほうで、断られる場合も少なくない。
- ・訪問した際、事前にポストに貼っていても、実施対象者によっては見ていない方がおり、当日訪問して主旨からの説明となり、相手の御理解を得て実施した事案もあった。
- ・不在者宅の把握が困難

職員の教養に関すること 2件

- ・苦情などのリスクが高いため、実施する職員への接遇及び説明等を省略しないよう指示している。
- ・交替制勤務員に教養を実施し、交替制勤務員の積極的な実施も考慮する必要がある。

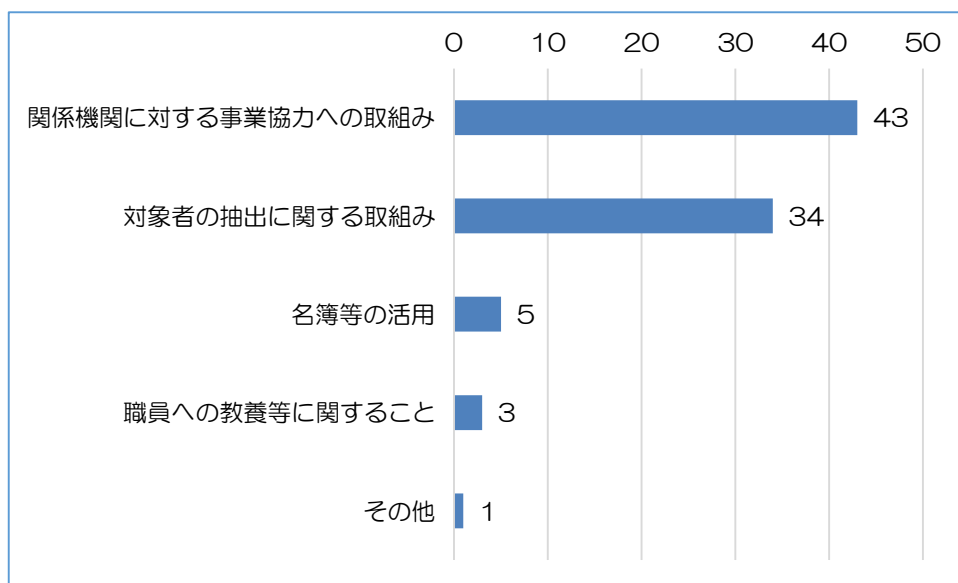
その他 4件

- 要配慮者情報の事前の取得とプライバシーの確保が難しい問題である。名簿は鍵のかかるロッカーに保管し、データ等はPCに保存しないよう細心の注意を払っているが、セキュリティが高ければ高いほど、使い勝手が悪くなることも懸念されている。

問題なし 2件

- これまで記載の他に問題点、課題等は感じていない。
- 地域包括支援センター職員や民生委員などと連携した丁寧な防火診断が行われている。

問 22 署独自の取組みや、区市町村、関係機関との独自の連携方法があれば、具体的に記入してください。



関係機関に対する事業協力への取組み 43件

- 区福祉課と正式に協定書を締結し、地域包括支援センター職員と連携して、春及び秋の火災予防運動期間を捉えて集中的に総合的な防火防災診断を実施している。
- 本年度から、区役所防災課の職員の同行が得られたため、家具転対策・火器使用器具等の区の助成制度等の説明が相手に理解させやすくなった。今後さらに調整をすすめ、区の同行する診断実施数の増加を目指すとともに、対策の実施までをフォローできるような方策を検討・実行してゆく。
- ケアマネ等と共に、総合的な防火防災診断を実施したり、単独で実施した場合にも、当該情報をケアマネ事業者へ情報提供するなど一過性の診断に留まらず継続した「身守り」に配慮している。
- 平成 29 年度 7 月に市の高齢者支援課に申し入れを行い、緊急通報システム取付事業者と連携し、システム設置時に総合的な防火診断が実施できるようになった。
- 色々な機会に電話ではなく必ず市役所に出向き、担当者と顔を合わせて交流を図っている。
- 民生委員と円滑な連携が図れるよう、全民生委員が集まる定期総会に署員が参加して、防火診断の説明会を実施している。
- 市の福祉関係の課、地域包括支援センターに出向し、防火診断の内容を説明するとともに、市で実施している施策にも積極的に協力して連携を図っている。

対象者の抽出に関する取組み 28件

- 市で開設している高齢者支援施設等において診断趣旨及び住宅防火の必要性の理解を深めるために防災講話を実施した後、防災意識の高揚を図ることを目的として簡易的な防火防災診断（「はい・いいえ」の2択、20問の設問）を施設及び対象者の特性を反映する形でアンケート形式、講義形式及び面談形式により実施し、最後に手上げ方式で総合的な防火防災診断の募集を行っている。
- 当署の独自方式として、講話時に地域特性を踏まえ診断項目を絞った簡易的な防火診断実施による防災意識の高揚、市民に親しみやすいようお掃除隊と称する職員の紹介及びお掃除実施結果をパワーポイントで行うことで、対象者に総合的な防火防災診断のメリット、重要性

を強くアピールしている。特に今まで口頭のみによる指導では、高齢者への実質的指導にはつながらなかったことから消防職員が実際に危険個所を掃除しながら指導を行うことで火災危険の要因に対する理解が深まっている。

- 事業内容を記した説明書きと申込用紙を兼ねたリーフレットを作成し、防災講話・住宅防火防災対策推進協議会・イベントでの広報等で配布している。
- 今まで、包括支援センターからの希望者を募っているやり方と、防災診断で訪問した希望者に対して行っていたが、役員会等で町会長から毎度、防災診断のやり方に質問が出ていたこと、防災診断では、残念ながら総合的な防火防災診断に繋がる件数が少ないことを考慮し、当署では、防災訓練時、敬老会、区の各種行事、様々な機会に職員が直接出向して、直接住民に説明して、その場で料金受取人払いのハガキを渡して申し込んでいただく形とした。

出向する防災訓練でどこの訓練でも高齢化が進んでいることを感じ、まず訓練参加者がそのまま要配慮者であることが多いことと、職員が直接説明することにより、訴えることで熱意が伝わり、希望者も増加すると考えた。

- 区へ働きかけを行い、シルバーピア（高齢者住宅）へ診断の希望調査を実施し、診断の実施へつなげている。

名簿等の活用 5件

- 区から情報提供された名簿を活用すると共に町会や民生委員等の協力を得て実施している状況である。
- 区の災害時要支援者名簿の登録者の全世帯（6,003世帯）を対象に、平成29年度中に防火防災診断を計画的に実施し、火災危険等のおそれがある世帯及び希望した世帯については、総合的な防火防災診断を実施している。
- 区おとしより相談センターから配布される、一人暮らし高齢者名簿の中から行っている。

職員への教養等に関すること 3件

- 火災予防運動週間の総合的な防火診断は、地域防災担当職員だけではなく、警防課及び出張所毎日勤務員、交替制非番職員全員で実施するため、対象職員に対し事前説明を開催した。
- 現在、防災安全係毎日勤務が主体となって診断を実施しているが、今後交替制職員にもマニュアルを活用した教養（平成29年11月10日実施予定）を実施して定着させていく。

その他 1件

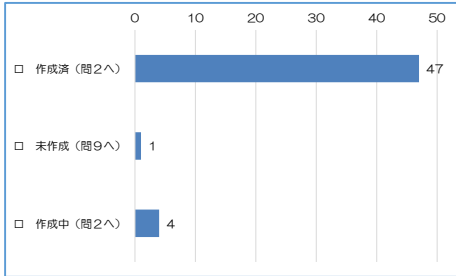
- チラシだけでなく何か差し上げる物、喜ばれる物を配布できれば、効果的な診断が実施できるのではないかと思う。

避難行動要支援者名簿の活用等に関するアンケート結果概要

実施期間 平成29年10月6日から10月31日まで
 実施対象 東京消防庁管内52区市町村の避難行動要支援者名簿を所管する部署

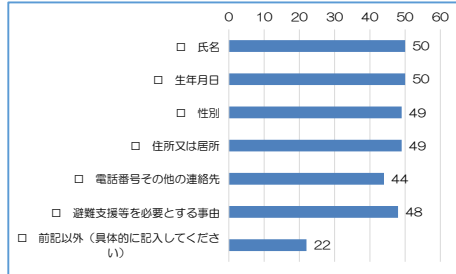
I 避難行動要支援者名簿の作成状況

問1 避難行動要支援者名簿の作成状況



- ・約9割が作成済み
- ・作成中、未作成（来年度作成予定）を含めても全ての区市町村で整備予定。

問2 避難行動要支援者名簿への記載範囲



- ・記載範囲に関しては区市町村によって様々であるが、災害対策基本法に定める項目に関しては8割以上の区市町村が記載している。

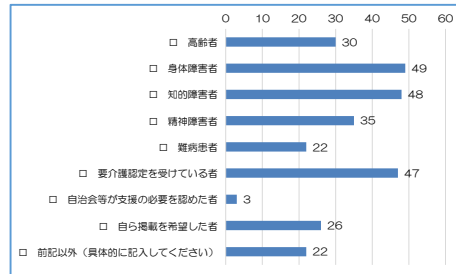
問9 避難行動要支援者名簿の未作成の理由

- ・問1のとおり来年度作成予定。

※問3以降の回答は、作成中・未作成の5区市町村のうち、3区市町村は予定で計上しています。また、未作成、作成中の2区市町村は検討中のため計上していません。

II 避難行動要支援者名簿の対象者

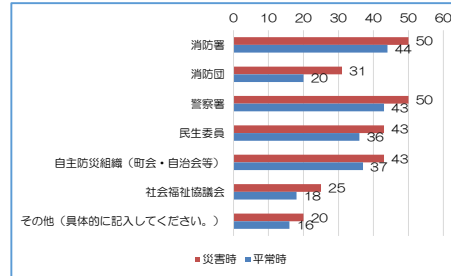
問3 避難行動要支援者名簿の対象者



- ・対象者に関しても区市町村で様々で、高齢者の年齢や、障害者の程度によって異なっている。

III 避難行動要支援者名簿の提供先・活用範囲

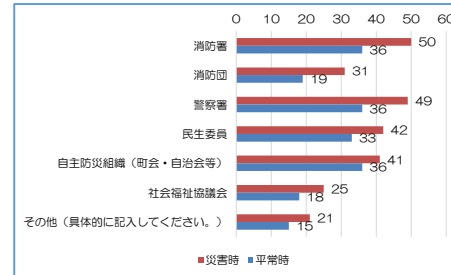
問4 避難行動要支援者名簿の提供先



- ・提供先については消防署に対し提供している区市町村が災害時で約9割、平常時で8割を超えているが、活用に関しては平常時が約7割にとどまっている。理由としては要綱で定めている、個人情報保護の観点から難しいなどの意見がある。

また、今後予定している区市町村や、署からの要望により前向きに検討している区市町村もある。

避難行動要支援者名簿の活用範囲



IV 消防機関へ「名簿未提供」、活用範囲が「災害時のみ可能」の理由

問5 避難行動要支援者名簿の未提供の理由

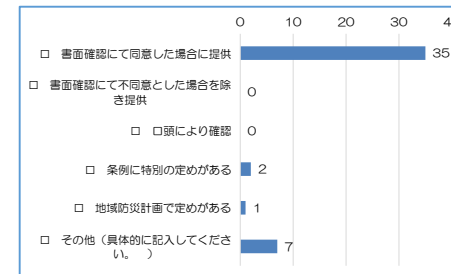
- ・災害時は作成中・未作成の2区市町村を除くと全ての区市町村が提供可能（3区市町村は予定）となっているが、提供先が「平常時のみ」の理由として、**災害対策基本法の解釈、区市町村の要綱や個人情報に関する決まりによる制限、本人同意を取っていない**などの理由で提供できないとの意見であった。

問6 消防機関「災害時のみ可能」の理由

- ・提供先と同理由で、**災害対策基本法の解釈、区市町村の要綱や個人情報に関する決まりによる制限、本人同意を取っていない**などの理由で活用できないとの意見であった。

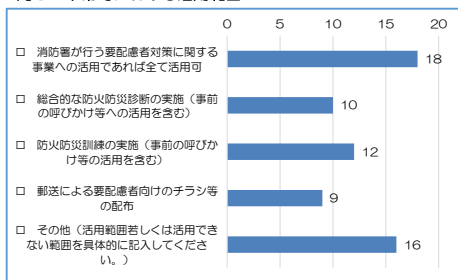
V 消防機関が「平常時に活用可能」な名簿の同意方法と活用範囲

問7 本人同意の確認方法



- ・同意方法に関しては**書面確認**によるものがほとんどである。

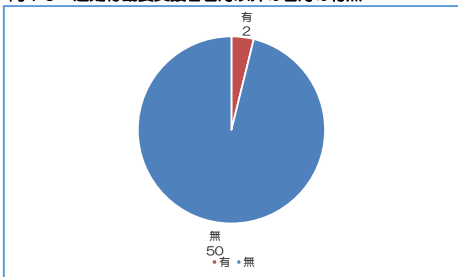
問8 平常時における活用範囲



- 平常時の活用範囲については、活用範囲が広いが、全く活用できなかが両極端である。**総合的な防火防災診断に関しては平常時活用可能な36区市町村のうち10区市町村のみ可能**である。
- その他として、明確な定めがない、消防署からの要望によって検討するといった意見もある。

VI 避難行動要支援者名簿以外で「総合的な防火防災診断」へ活用できる名簿

問10 避難行動要支援者名簿以外の名簿の有無



- 避難行動要支援者名簿以外の名簿に関しては**2区市町村のみ**でほぼない。

問11 問10で活用した名簿の活用範囲等

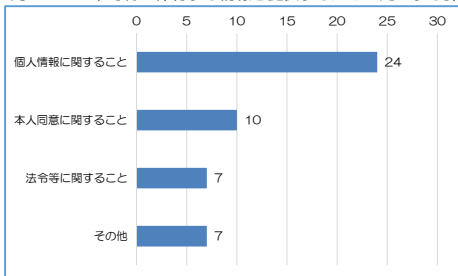
- 2区市町村

問12 問10で活用した名簿以外の今後の作成予定

- 今後の作成予定はなし。

VII 区市町村が保有する情報を提供するために発生する問題点や課題

問13 区市町村が保有する情報を提供するために発生する課題・問題点



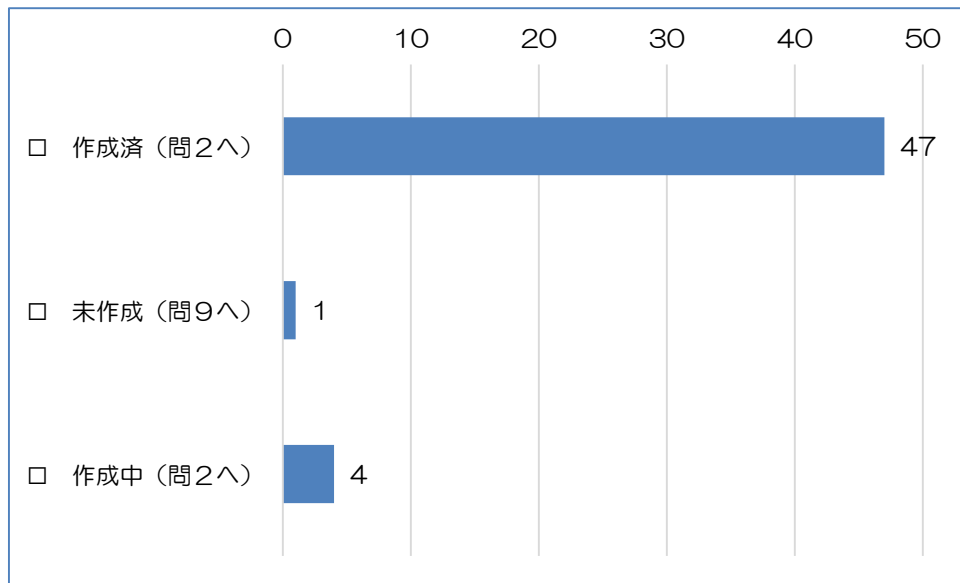
- 提供する課題としては、**災対法の解釈、個人情報保護、管理、本人同意の困難性**などの課題がほとんどである。
- 総合的な防火防災診断は、**目的外使用**と考える区市町村が多い。

避難行動要支援者名簿の活用等に関するアンケート結果について

問1 避難行動要支援者名簿の作成状況についてお聞きします。
貴区市町村では避難行動要支援者名簿を作成していますか。
次の中から1つ選んでください。

- 作成済（問2へ）
- 未作成（問9へ）
- 作成中（問2へ）

名簿作成状況



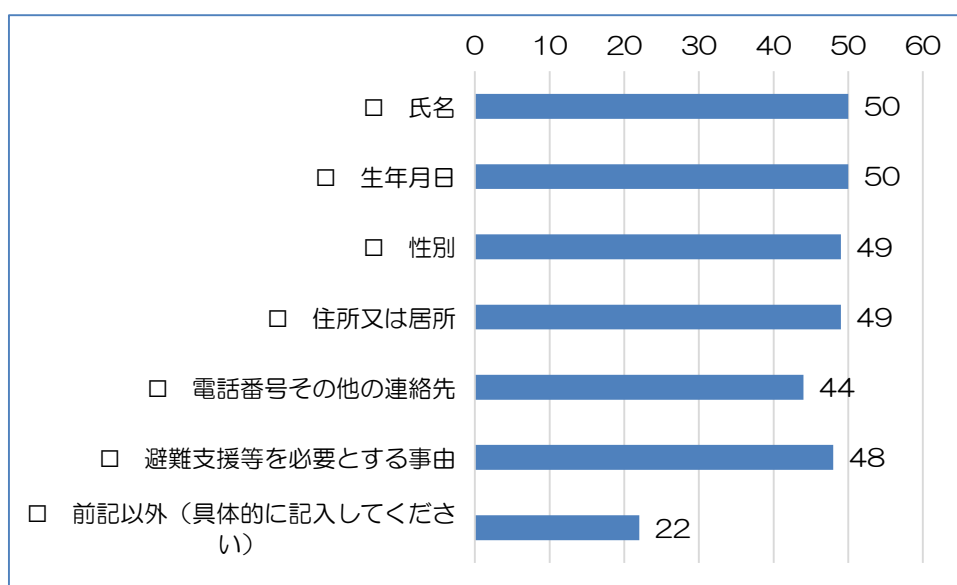
※各設問の回答は、作成中・未作成の5区市町村のうち、3区市町村は予定で計上しています。また、2区市町村は検討中のため計上していません。

問2 問1で「作成済」、「作成中」と回答した区市町村へお聞きします。

避難行動要支援者名簿への記載範囲を次の中から選んでください。(複数回答可)

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所又は居所
- 電話番号その他の連絡先
- 避難支援等を必要とする事由
- 前記以外(具体的に記入してください))

記載範囲



前記以外の回答

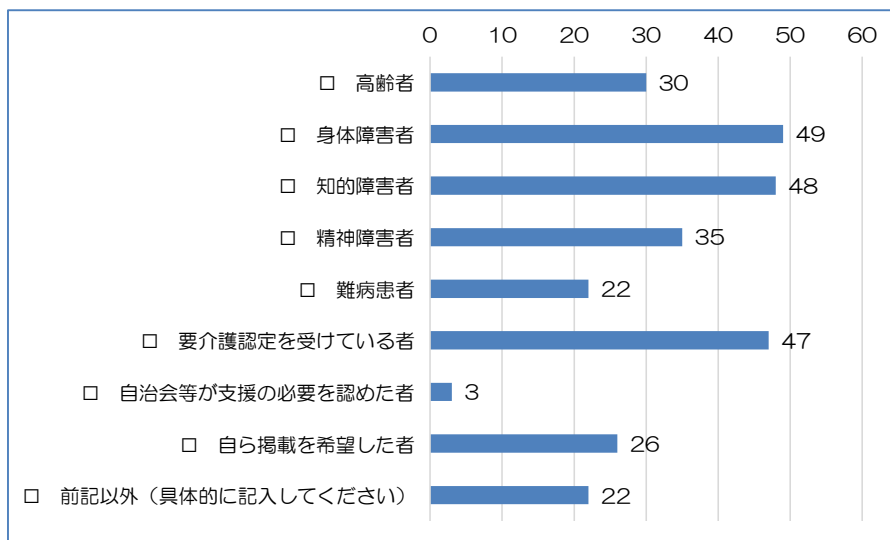
避難行動要支援者名簿への登録要件、世帯状況、緊急連絡先、民生委員コード、安否確認者、自宅の状態、各種サービスの利用状態、心身の状況、医療にかかる情報、食事やトイレなど避難生活で配慮・支援が必要な項目、登録年度、年齢、世帯区分、主な移動手段、福祉サービス受給状況、民生委員による情報、個別計画の有無、自力外出の可否、避難に必要なもの、その他必要な機材、同居家族の有無、支援者の有無、福祉サービス事業者等、他部署が作成した名簿の記載有無：高齢者見守り名簿・要医療者名簿、申出のあった者については、本人の電話番号や連絡できる人の住所・電話番号等、町会名、居住地域の自治会名、居住地域を担当する民生委員・児童委員名、台帳保管避難所名、担当在宅介護支援センター名、避難行動要支援者が避難支援者に申し伝えたい事項、緊急時の準備、支援者情報等、地域所管消防団、意思疎通方法、使用器具等、避難支援等の実施に関し市長が必要と認めた事項

問3 問1で「作成済」、「作成中」と回答した区市町村へお聞きします。

避難行動要支援者名簿の対象者を次の中から選んでください。(複数回答可)

- 高齢者
- 身体障害者
- 知的障害者
- 精神障害者
- 難病患者
- 要介護認定を受けている者
- 自治会等が支援の必要を認めた者
- 自ら掲載を希望した者
- 前記以外(具体的に記入してください。)

対象者



前記以外の回答

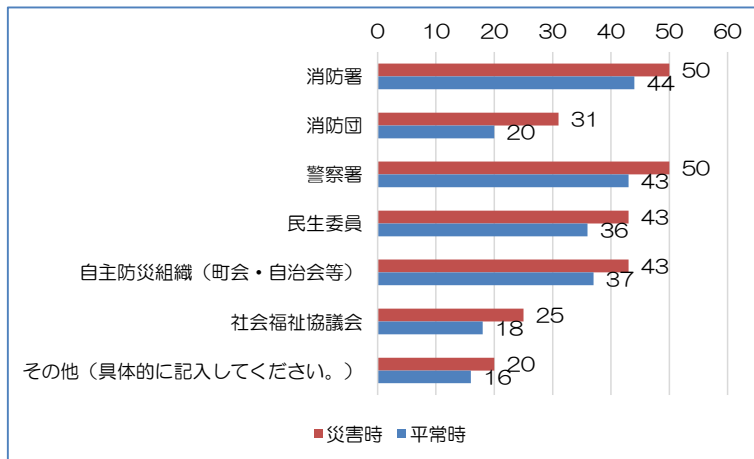
- 要件に直接該当しないが、準ずる状態にあると区長・市長が必要と認めた者
- 避難行動要支援者名簿は、指定による自動登録と希望による登録があり、各々基準がある。
- ひとりぐらし高齢者登録をしている者
- 選択肢の中でも、区内在住単身世帯、要介護3~5の65歳以上の方、視覚障害1・2級の方等より詳細に基準を定めている。
- その他、避難行動に支援が必要な方
- 児童・保護者・1歳以下の乳幼児等
- 人口呼吸器利用者で自ら掲載を希望した者
- 障害支援区分の認定を受けた者(その中に難病患者も一部含む)
- 災害時要援護者リストに登録されている者
- 法の規定により登録する対象者の範囲以外の対象者も申し出があれば登録
- 市地域見守り活動支援対象者名簿登録制度実施要綱定める名簿の登録資格に準ずる状態にある者で、特に見守り活動等が必要と認められるもの
- 人工透析

問4 問1で「作成済」、「作成中」と回答した区市町村へお聞きします。

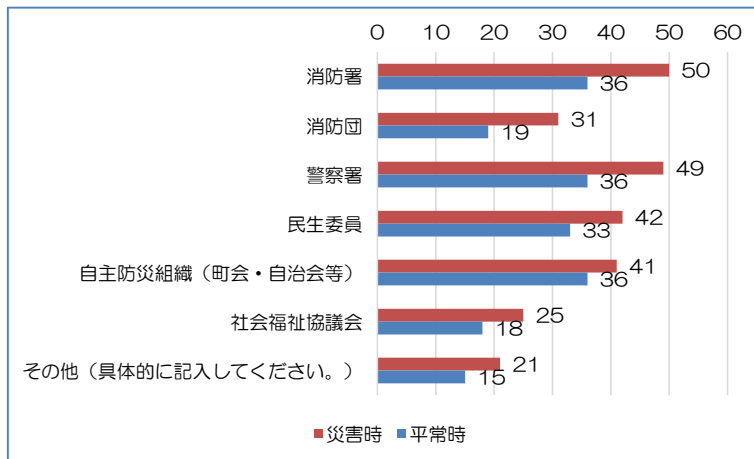
避難行動要支援者名簿の提供先、活用範囲について表へ記載してください。(複数回答可)

機関	名簿提供先		活用範囲	
	災害時	平常時	災害時	平常時
記載例 消防署	○	×	○	×
消防署				
消防団				
警察署				
民生委員				
自主防災組織(町会・自治会等)				
社会福祉協議会				
その他(具体的に記入してください。)				

名簿提供先



活用範囲



問5 問4の名簿提供先で、災害時、平常時、いずれかの場合に消防機関へ「名簿未提供」と回答した区市町村へお聞きします。
未提供の理由を記入してください。

- 消防署における災害時・平時の名簿の利用方法等について、区内消防署から要望を受けているものの、依然協議が整っていないため。
- 要配慮者に関する情報の目的外利用という形で作成された名簿であり、情報公開・個人情報保護審議会への諮問をもとに、災害時のみ提供すると要綱で定めているため。
※区では、既存の災害時要援護者名簿（対象者名簿）を災害対策基本法で規定する避難行動要支援者名簿として位置付ける形で運用を行っている。
- 個人情報保護の観点から、平常時の名簿の外部提供は難しいため。
- 今後、平常時においても提供する予定であるが、要支援者の同意確認をとっていないため、まだ名簿を提供していない。

問6 問4の活用範囲で、消防機関へ「災害時のみ可能」と回答した区市町村へお聞きします。

「災害時のみ」に限定した理由を記入してください。

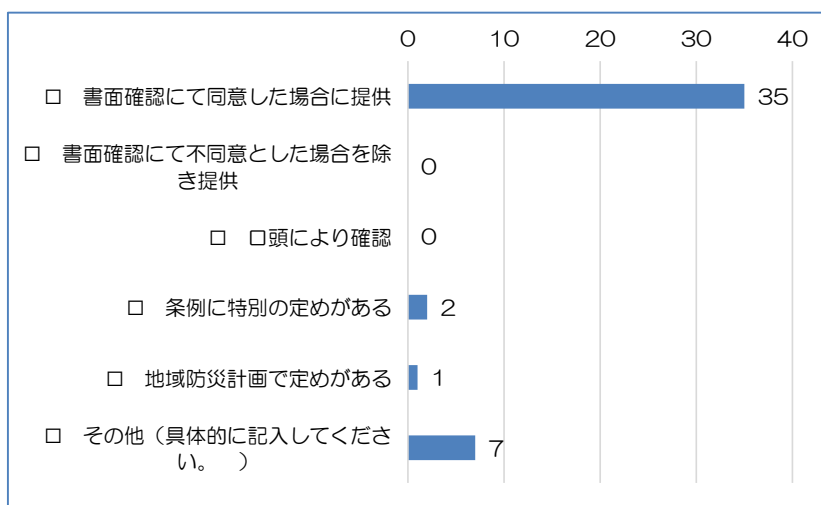
- 要配慮者に関する情報の目的外利用という形で作成された名簿であり、情報公開・個人情報保護審議会への諮問をもとに、災害時のみ提供すると要綱で定めているため。
※区では、既存の災害時要援護者名簿（対象者名簿）を災害対策基本法で規定する避難行動要支援者名簿として位置付ける形で運用を行っている。
- 消防署、警察署、社会福祉協議会については、本人の同意を得ずに、対象者の名簿を提供している。個人情報保護のため、災害時のみの活用をお願いしている。
- 区の避難行動要支援者名簿には2種類あり、1つは対象者全員を登載した対象者名簿で、もう1つは同意者のみを登載した同意者名簿である。消防署及び警察署へは対象者名簿を提供しており、対象者名簿には同意をしていない方も登載されるため、名簿の活用範囲を災害時のみに限定している。
- 避難行動要支援者名簿の情報については、平常時から外部への名簿情報を提供するにあたり本人の同意を取っていないため、配布はしているものの、使用については災害時に限定している。ただし、避難行動要支援者名簿登載者のうち、平常時からの関係機関への個人情報の提供に同意された方については、「地域のたすけあいネットワーク※登録者台帳」という形で別途整備を行い、関係機関（消防署、消防団、警察、民生委員、震災救援所運営連絡会）へ配布している。配布した名簿については、各関係機関での災害時要配慮者支援のための検討や事業等に活用されている。
※地域のたすけあいネットワーク制度
高齢や障害により災害時の自力での避難、避難生活が難しい方の情報を本人同意の上で、関係機関へ平常時から名簿化して提供し、各機関の要配慮者支援に役立てる制度。
- 主な目的が火災対応のため。
- 消防署及び消防団との協定において「乙（＝消防署長、消防団長）は、名簿を震災及び火災等の災害発生時における救出、避難、安否確認に際し、災害時要援護者（＝平成20年の協定締結時のまま）の救出、救護活動に必要とされる場合にのみ使用するものとする。」と定めた。
- 区情報公開及び個人情報保護審査会に名簿の使用範囲は災害時における救出救助、避難誘導に限定し、名簿の目的外利用及び外部提供は一切認めないとしているため。
- 個人情報保護の観点から、平常時の名簿の外部提供は難しいため。
- 避難行動要支援者名簿掲載者の同意を得ていないため。
- 市においては、個人情報保護審議会の審議により、要支援者名簿の作成と関係機関への情報の提供は、要支援者の同意を経ずに行うことが認められている。この目的は、災害時において要支援者の速やかな安否確認を実施することにあるため、平常時の使用は想定していない。
- 災害対策基本法及び逐条解説により活用が制限されているため。
- 防災計画の中で平常時での活用を規定しないため、特別把握していない。
- 本人の同意を得ていないため。

問7 問4の活用範囲で何れかの機関に「平常時に活用可能」と回答した区市町村へお聞きします。

平常時における避難行動要支援者名簿情報の提供に係る本人同意の確認方法を次の中から選んでください。(複数回答可)

- 書面確認にて同意した場合に提供
- 書面確認にて不同意とした場合を除き提供
- 口頭により確認
- 条例に特別の定めがある
- 地域防災計画で定めがある
- その他(具体的に記入してください。)

同意確認方法



その他の回答

- 要綱に定めがある。
- 避難行動要支援者名簿の情報については、平常時から外部への名簿情報を提供するにあたり本人の同意を取っていないため、配布はしているものの、使用については災害時に限定している。ただし、避難行動要支援者名簿登載者のうち、平常時からの関係機関への個人情報の提供に同意された方については、「地域のたすけあいネットワーク※登録者台帳」という形で別途整備を行い、関係機関(消防署、消防団、警察、民生委員、震災救援所運営連絡会)へ配布している。配布した名簿については、各関係機関での災害時要配慮者支援のための検討や事業等に活用されている。

※地域のたすけあいネットワーク制度

高齢や障害により災害時の自力での避難、避難生活が難しい方の情報を本人同意の上で、関係機関へ平常時から名簿化して提供し、各機関の要配慮者支援に役立てる制度。

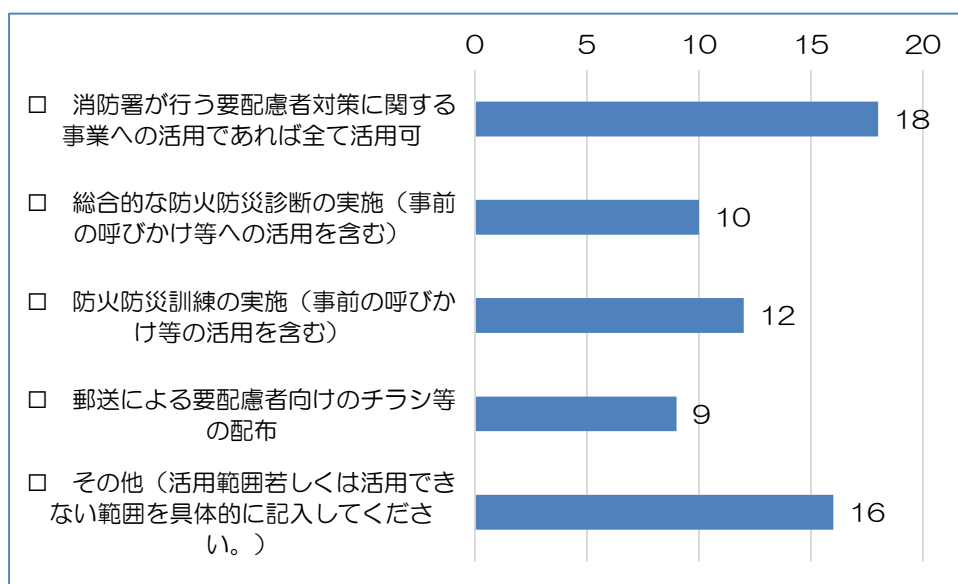
- 市の個人情報保護条例において、保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている規定を活用して、避難行動要支援者本人から同意を得ずに、平常時から福祉関係部局等が保有する避難行動要支援者情報を防災関係部局、自主防災組織、民生・児童委員などの関係機関等の間で共有する方式で名簿を作成している。
- 名簿登録の案内用紙に記載している。

問8 問4の活用範囲で消防機関に「平常時に活用可能」と回答した区市町村へお聞きします。

平常時における避難行動要支援者名簿の活用範囲を次の中から選んでください。(複数回答可)

- 消防署が行う要配慮者対策に関する事業への活用であれば全て活用可
- 総合的な防火防災診断の実施（事前の呼びかけ等への活用を含む）
- 防火防災訓練の実施（事前の呼びかけ等の活用を含む）
- 郵送による要配慮者向けのチラシ等の配布
- その他（活用範囲若しくは活用できない範囲を具体的に記入してください。）

活用範囲



その他

- ・消防署の活用内容により協議予定
- ・地震や台風、水害等の災害に備えるための活用であれば可能だが、実際には消防機関からの相談を受けた際に随時検討するような対応となる。
- ・要支援者への平常時からの災害に対する備えの促進に関すること。(区避難行動要支援者名簿に関する協定書より)
- ・災害時要援護者避難支援プラン作成のため。
- ・名簿登録者のうち、登録の公表を希望する方々のみ活用可能
- ・避難行動要支援者に対する支援活動又は緊急対応に必要な範囲内
- ・支援に関する準備を行う場合のみ活用
※準備を行う場合とは、個別避難支援計画の策定に関すること、その他要援護者支援対策の準備に関すること。
- ・活用範囲は避難行動要支援者名簿登録者の救急活動時
- ・明確な定めはない。
- ・災害対策基本法に定めのある避難行動要支援者に対する避難支援等の実施に必要な限度で名簿を提供しているため、平常時には避難行動要支援者の居所確認等、災害時の避難支援等の

準備に必要な限りの活用のみを留まる。(要配慮者への拡大を想定していない)

- 災害時における情報伝達、安否確認、避難誘導等活動を容易にするために行う平常時の声掛け、安否確認等。
- 災害時に備えた防災訓練等への参加促進、防災情報の提供等
- 見守り

問9 問1で「未作成」と回答した区市町村へお聞きします。

避難行動要支援者名簿未作成の理由を具体的に記入してください。

また、今後の作成予定があれば、その予定を記入してください。

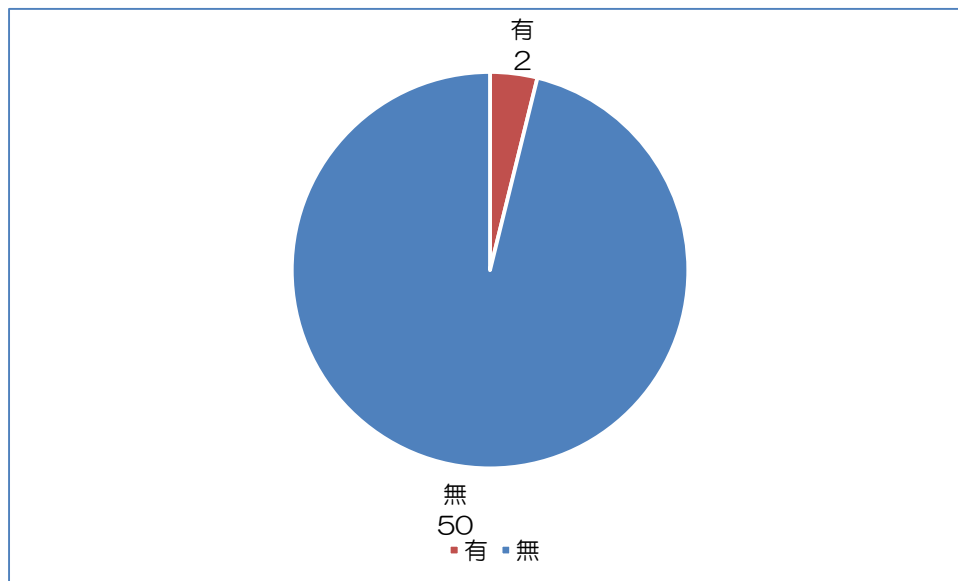
- 来年度、避難行動要支援者名簿を作成する予定。

問 10 避難行動要支援者名簿以外で「総合的な防火防災診断」に活用できる名簿等についてお聞きします。

避難行動要支援者名簿以外で「総合的な防火防災診断」に活用できる名簿等の有無について次の中から1つ選んでください。

- 有 (問1 1へ)
- 無 (問1 2へ)

避難行動要支援者名簿以外の名簿の有無



問 11 問 10 で有と回答した区市町村へお聞きします。

避難行動要支援者名簿以外で「総合的な防火防災診断」に活用できる名簿等を具体的（種類、対象、活用範囲）に記入してください。

「地域のたすけあいネットワーク登録者台帳」

避難行動要支援者名簿登載者のうち、平常時からの関係機関への個人情報の提供について同意された方を別途名簿化し、関係機関に配布している。

配布した「地域のたすけあいネットワーク登録者台帳」については、各関係機関において、要配慮者支援のための体制確保等に活用している。

「みまもり名簿」

【対象】原則75歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、日中独居の高齢者のうちみまもりを希望される方

【活用範囲】みまもりネットワーク事業は、区と地域の関係機関（消防・警察・民生委員・町会等）が連携して高齢者を見守る活動を行う事業です。名簿を関係機関と共有することで、平時の見守り・安否確認だけでなく、緊急時の迅速な対応にも活用しております。

「総合的な防火防災診断」については、消防署の署員とみまもりステーション（区が委託しているみまもりネットワークを地域で推進する機関）の相談員が同行して名簿登載者宅に訪問し、みまもり活動を行うと同時に紹介し診断を受けていただいております。

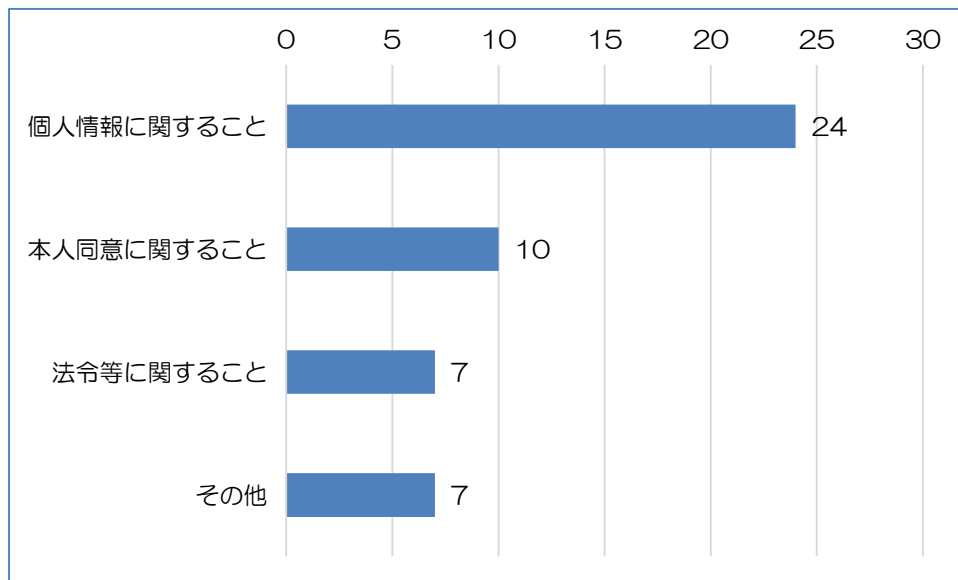
問 12 問 10 で無と回答した区市町村へお聞きします。

避難行動要支援者名簿以外で「総合的な防火防災診断」に活用できる名簿等について、今後、作成予定があれば具体的（種類、対象、活用範囲）に記入してください。

- 個人情報の目的外利用や外部提供については、非常に厳しく問われるため、ご記載のような名簿をご提供することは難しい。
自治会や自主防災組織などに直接かけあって名簿提供を依頼される方が良いと思う。

問 13 区市町村が保有する情報（避難行動支援者名簿やそれに類似した名簿等）を提供するために発生する課題や問題点を記入してください。

課題や問題点



個人情報に関すること 24件

- 外部に提供した際の名簿の目的外利用や情報漏えいの防止の徹底等の課題が挙げられる。
- 個人情報保護の観点から、名簿保管方法の徹底等、注意喚起が必用不可欠である。
- 目的外利用が想定される場合は事前に個人情報保護審議会への諮問が必要。
- 個人情報保護法との関連から名簿情報の提供をどの範囲までできるかなど、法制の内容や実際に使用する場合の留意事項を理解してもらうのに多大な労力を必要とする。
- 要支援者を支援する方が個人情報を取り扱うことを重荷と考え支援者が増加しないこと。
- 要支援自身が個人情報を取り扱う当事業に消極的であること。
- 市民の方は個人情報の取扱いについて精通しているわけではないため、保管に当たって注意すべき事項等を研修する機会を設けたいが、実施が困難な状況である。

本人同意に関すること 10件

- 個人情報保護の観点から提供者に対し、名簿の重要性を認識させ厳格な管理を求めていく必要がある。
- 名簿情報の提供に同意している方でも、避難行動要支援者名簿について認識がない（そもそも存在を忘れている、地域に提供されることを理解していない等）方が多く、「なぜ自分の情報を第三者が持っているのか」理解いただけない場合がある。
- 名簿に掲載された本人の同意なく災害時に情報提供を行う範囲についての限界
- 平常時から名簿を関係機関へ提供する場合、提供に関する本人同意、区の個人情報保護審議会等における意思決定が必要となる。
- 外部提供については、本人同意の確認をどのような方法で行うかや、個人情報の漏えい防止対策の整備等の課題がある。
- 同意をとるのに苦慮する。

法令等に関すること 7件

- 「総合的な防火防災診断」での活用等、避難行動要支援者名簿の活用範囲等について条例で

の定めがないため、地域防災計画や要綱の解釈で対応している。

- 区は災対法第 49 条の 11 に基づき避難行動要支援者名簿を消防機関に提供するが、その範囲は「災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度」とされており、「総合的な防火・防災診断」がこの範囲に含まれ、各消防署が当然に名簿を利用し得るかは法的な解釈が必要と考える。
- 現在区では、災対法で認容された利用範囲に含まれるものと積極的に解釈することはできず、「総合的な防火・防災診断」に利用することを前提としている各消防署に対し名簿を提供できない状況にある。具体的な運用は、東京都個人情報保護条例上の目的外利用を適用するか、区地域防災計画等で定める等が考えられますが、いずれの場合においても「総合的な防火・防災診断」が災対法上のどのような行為に当たるかを整理しお示しいただくことで、特別区と各消防署が疑義なく連携できるものと考えております。
- 個人情報保護の観点から、個人情報保護条例および個人情報保護条例施行規則を遵守しなければならない。
- 行政はその事業の目的に必要な範囲でのみ個人情報を取り扱うことが基本となるため、外部提供を可能とするためには、法律により明確化する（災対基本法による避難行動要支援者名簿の作成と提供等）等の必要があると考えます。

その他 7件

- 避難行動要支援者名簿の平常時からの共有先として、現時点では自主防災組織（町会・自治会）は対象外となっている。今後の課題として、町会・自治会への名簿提供について検討していく必要がある。
- 地域包括支援センターに提供する名簿には65歳以上の方のみを記載しているため、名簿の提供先間で連携した支援活動を行う場合に注意が必要。
- 名簿は年一回、基準日時点の情報で作成（更新）しており、次の更新まで変更の情報提供は行っていない。
- 名簿提供先によっては、名簿作成や提供の趣旨を正しく理解されていない。
- 類似している名簿を各担当部署で作成しているため、市民に内容の理解をしてもらうことが難しいのが課題である。

総合的な防火防災診断の実施に関する課題抽出

I 関係機関との連携について
<ul style="list-style-type: none"> 1 本来業務に加えて協力をお願いすることは関係機関への負担になる。 2 訪問した場合の各関係機関の任務分担が不明確である。 3 関係機関によって本事業への理解や捉え方が異なる。
II 対象者の抽出について
<ul style="list-style-type: none"> 1 診断を了承してくれる方は比較的安全に対する意識が高い方である。 2 多数いる対象者の中で優先順位をつけられない。 3 名簿を活用して抽出しても事前連絡の時点で本人が拒否する。 4 事前連絡なしで訪問した場合は玄関先でさえ対応してもらえない。 5 対象者の理解を得られない。
III 実施スケジュールの調整方法について
<ul style="list-style-type: none"> 1 消防署主体で調整を行った場合は、警戒されたり、電話口で拒否されたりする。 2 関係機関も本来業務の合間であったり、町会自治会の方は仕事を持っていたりするなど、調整に時間を要する。
IV 住居内への立入りについて
<ul style="list-style-type: none"> 1 「事前連絡をせずに訪問した場合」は、警戒心、不信感から住居内への立入りができない。 2 事前連絡をしても、本事業に対する理解が得られない。 3 訪問先でも本人が忘れていたり、診断時間が長いなど断られたりする。
V 診断方法について
<ul style="list-style-type: none"> 1 診断内容を理解してもらえない。 2 診断項目が多く時間を要し、対象者や関係機関に負担をかけている。 3 プライバシーに関することが聞きづらい。 4 診断を効率的に実施したりするためには、職員のスキルも必要である。
VI 継続した指導方法について
<ul style="list-style-type: none"> 1 対象者が多く、改善するには費用を要するものもあり、消防署単独での継続指導は難しい。 2 継続指導を実施しても指摘内容に関しては、本人の改善する意識が低い。 3 関係機関も本来業務の合間で行うことから、関係機関の負担となっている。 4 関係機関が主体となっている場合は、消防署が途中経過を把握するのが困難である。
VII マナーやプライバシーについて
<ul style="list-style-type: none"> 1 署員に対する教養を必要としている。
VIII その他
<ul style="list-style-type: none"> 1 各設問に関して課題等が地域の特性に応じて様々である。 2 対象者や関係機関に対する理解度を高めるために本事業の広報が必要である。

避難行動要支援者名簿の活用等に関する課題抽出

I 避難行動要支援者名簿の作成状況
災害対策基本法に定める項目に関しては8割以上の区市町村が記載しているが連絡先が未記載であるため事前連絡に活用できない区市町村がある。
II 避難行動要支援者名簿の対象者
対象者に関しても区市町村で様々である。
III 避難行動要支援者名簿の提供先・活用範囲
平常時、消防署に対し名簿提供している区市町村が約7割にとどまっている。
IV 消防機関へ「名簿未提供」、活用範囲が「災害時のみ可能」の理由
災害対策基本法の解釈、区市町村の要綱や個人情報に関する決まりによる制限、本人同意を取っていないなどの理由で提供できない。
V 消防機関が「平常時に活用可能」な名簿の同意方法と活用範囲
活用範囲が広いか、全く活用できないかが両極端である。総合的な防火防災診断に関しては平常時活用可能の36区市町村のうち10区市町村のみ可能である。
VI 避難行動要支援者名簿以外で「総合的な防火防災診断」へ活用できる名簿
2区市町村のみ。今後の作成予定もなし。
VII 区市町村が保有する情報を提供するために発生する課題や問題点
<ol style="list-style-type: none"> 1 個人情報の保護、管理に関すること。 2 災害対策法の解釈、本人同意の困難性、提供先機関内でも利用範囲が異なる。 3 総合的な防火防災診断は、目的外使用と考える区市町村が多い。

検討課題の整理

1 総合的な防火防災診断の周知方法

- (1) 幅広い広報の実施
- (2) 親しみやすい名称の検討

2 総合的な防火防災診断の実施方法について

- (1) 真に診断を必要とする対象者の絞り込み
- (2) 総合的な防火防災診断につながる新たな仕組みづくり
- (3) 関係機関と協力したアプローチによる診断の推進
- (4) 対象者や関係機関の業務に合わせた診断方法
- (5) 継続指導と情報共有

3 避難行動要支援者名簿等の活用方策について

- (1) 総合的な防火防災診断への活用方策
- (2) 避難行動要支援者名簿以外の活用方策

課題解決策（案）

課題解決1 総合的な防火防災診断の周知方法

1 幅広い広報の実施

対象者への事前調整や訪問時に、警戒心や不信感から断られたり、管轄内の関係機関においても当診断に対する理解や捉え方が異なったりすることは、本診断が認知されていないことも要因の一つと考えられる。

消防署のイベントや、各種広報媒体を活用して本診断の広報を行うとともに、関係機関が主催するイベント等や施設において診断に関する広報を行うことで、本診断への理解を深めることができる。

また、幅広く周知することで、対象者の家族や近隣住民からの紹介につながることも期待できる。

2 親しみやすい名称の検討

「総合的な防火防災診断」といった名称が都民にはわかりづらいといった意見もあり、より都民に親しみやすく、わかりやすい名称を検討し、都民に周知することで本事業の目的を理解し、診断につながっていくと期待される。

課題解決2 総合的な防火防災診断の実施方法について

1 真に診断が必要とする対象者の絞り込み

アンケート結果からも、対象となる要配慮者は多数である一方、診断を受け入れてくれる要配慮者の方は比較的安全に対する意識が高い世帯であることが多く、優先的に実施する対象者が不明確であることが課題となっている。

このことから、過去の診断結果や、住宅火災による被害状況から優先的に実施する対象者を明確にすることが必要である。

平成28年度中に実施した総合的な防火防災診断の結果や、過去10年間の住宅火災による死者の発生状況を見ると、世帯状況や、身体状況等については下表の傾向が見られる。

表 危険度判定の高い世帯や住宅火災による死者が発生した世帯の生活環境等から見た傾向

項目	傾向
世帯状況	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者世帯 ・一人暮らし世帯及び日中独居世帯
身体状況	<ul style="list-style-type: none"> ・身体上何らかの支障がある対象のいる世帯
出火箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的に過ごす「居室」で喫煙習慣や火気を扱っている世帯
住居形態 建物構造	<ul style="list-style-type: none"> ・木造及び防火造の住宅 ・住宅用火災警報器等の設置がない建物 ・建築年数が経過した建物 ・低層の建物

上記の項目に該当する対象者を抽出することで、真に診断を必要とする対象者への診断につなげることができる。

抽出に際しては、消防署単独での抽出は困難であることから、避難行動要支援者名簿を活用したり、関係機関にも情報提供を求め、必要によっては事前調査を実施したりするなど、より真に診断が必要とする対象者の抽出を行い、診断を優先的に実施する。

2 総合的な防火防災診断につながる新たな仕組みづくり

現在の対象者抽出方法としては、避難行動要支援者名簿の活用、消防署員による一斉訪問、関係機関への抽出依頼などが挙げられる。

アンケート結果でもあったように、消防署単独での診断の実施は、相手側からの了承を得ることが難しく、その後の継続指導につなげることも困難な状況である。

また、関係機関へ抽出を依頼することは、相手方の業務の負担となっているなど、地域によっては連携が困難な状況である。

そこで、これまで消防署や関係機関が主体となって抽出やスケジュール調整を行ってきたものを、本人や家族から直接申し込みができる方法を検討する。

本人からの申し込み方式（案）

イベント等で実際に消防職員が診断に関する説明を実施し、理解を深めたうえで診断の希望を募る。

申し込みは、説明時の手上げ方式の他、配布したハガキ等による申し込み方式などで行い、家族や近隣住民を紹介するなど本人以外からの申し込みも可能とする。

直接説明することで診断の重要性を理解してもらえるとともに、気軽にその場で申し込めることや、手軽にハガキを投函するだけで申し込むことができ、スムーズに診断につながることを期待される。

また、診断に対する理解が得られた関係機関には、ハガキ等による申し込み方法の紹介を依頼することで、これまで行っていたスケジュール調整に関する負担を軽減することが期待できる。

イベント等で手上げ方式により実施した事例

・平成29年度の取組みとして、防災講話後、防災意識の高揚を図ることを目的として簡易的な防火防災診断（「はい・いいえ」の2択、20問の設問）を施設及び対象者の特性を反映する形でアンケート形式、講義形式及び面談形式により実施し、最後に手上げ方式で総合的な防火防災診断の募集を行っている。

イベント等で申し込みはがきを活用した事例

・防災訓練時、敬老会、区の各種行事、様々な機会に職員が直接出向して、直接住民に説明して、その場で料金受取人払いのハガキを渡して申し込んでいただく形とした。ハガキは、番号管理して、本署部別、出張所、関係機関に配布し回答率も分かるように実施した。

3 関係機関と協力したアプローチによる診断の推進

現在も消防署以外からのアプローチ方法として、関係機関への抽出依頼を行っているが、関係機関へ抽出を依頼することは、業務の負担となっていることや、調整に時間を要することなど、連携が困難な地域もある。

しかし、関係機関が共同で診断を実施することは、対象者の警戒心や緊張が和らぎ、理解を得られやすい。

このことから、これまで以上に本事業への理解を求めて共同での診断実施を推進していくことが効果的である。

関係機関の施設にチラシを配置し希望者を募集している事例

- 各地域包括支援センター施設、高齢者の集まるサロンでの防災講話の場所に、署で独自に作成した「防火防災チェック表」及び「防火チラシ」を配置してもらい、もっと踏み込んだ防火診断を希望される対象者本人から、消防署へ連絡するよう促進している。

関係機関の通常業務の中から診断につなげた事例

- 関係機関職員に危険要因及び着眼点を指導し、危険であると判断される場合は消防署に連絡するように依頼し総合的な防火防災診断実施につなげている。

区が管理する施設へ診断の希望調査を実施した事例

- 区へ働きかけを行い、シルバーピア（高齢者住宅）へ診断の希望調査を実施し、診断の実施へつなげている。

市の助成事業に合わせ診断につなげた事例

- 市の市民課で推進している「家具の転倒防止対策助成事業」を防火診断に合わせて推奨し、今年だけでも昨年を大きく上回る50件以上の取付け申請が行われている。

4 対象者や関係機関の業務に合わせた診断方法

対象者が診断を了承されない理由の一つとして、診断項目が多く、時間がかかり負担になっていることが挙げられている。

また、関係機関と連携した診断を実施する場合の課題として、関係機関の本来業務中に協力をお願いし、負担になっていることなども挙げられている。

このことから、対象者や関係機関への負担を軽減するため、対象者に合わせた診断項目の絞り込みや、関係機関の業務に同行し、関係機関の業務時間内に合わせた診断時間、診断項目にするなど、少しでも本診断への理解が深まるよう関係機関との連携体制を構築していく。

項目を絞った診断を実施した場合でも、指摘事項の内容や、住環境によって、更に時間をかけた診断や指導が必要と判断した場合は、対象者や関係機関へ理解を求め、再度の訪問等につなげていく。

関係機関の業務時間に合わせた項目の絞り込み

- 予備診断シートを活用し、生活習慣のチェック項目に該当した種目のみ実施する方法
- 過去の診断結果からみた指摘事項の多い種目のみ実施する方法

対象者の希望に応じた項目の絞り込み

- 火災・震災・家庭内事故のうち、本人が希望する種別を診断する方法
- 居室、寝室等本人の希望する場所を実施する方法

5 関係機関の防火防災視点の向上について

関係機関の業務のなかで、真に診断を必要とする対象者を抽出するためには、関係機関の方も消防職員に近い防火防災の視点を持って活動することで、より効果的に対象者の抽出が

可能となる。

そのために、関係機関が活用できる予備診断シートを積極的に活用したり、消防職員が業務へ同行し、防火防災視点を共有したりするなど、関係機関の防火防災視点の向上を図る。

6 診断に関する署員への教養について

診断を効率的に進めていくためには、署員の接遇の向上や、指摘事項の改善に向けた知識が必要である。

また、高齢者と接することが少ない若手職員や、マナーやプライバシーに関して不安な職員もいることから、福祉関係機関等から署員への教養も必要である。

7 継続指導と情報共有

アンケート結果からも、継続指導に関しては消防署での単独指導が困難な状況であることから、関係機関との協力体制を構築する。

対象者本人の同意を得た上で、診断結果と関係機関の指導状況について消防署でも情報共有する体制を構築する。

課題解決3 避難行動要支援者名簿等の活用方策について

1 「総合的な防火防災診断」への活用方策

避難行動要支援者名簿は、間もなく全ての区市町村で整備完了予定となっているが、アンケート結果から、平常時に活用できるのは約7割の36区市町村であることや、総合的な防火防災診断での活用に関しては平常時に活用できる区市町村のうち約3割の10区市町村である。

また、名簿の対象者や記載範囲が区市町村により異なっており、統一した使用は困難な状況である。

このことから、平常時の活用はもとより、総合的な防火防災診断の活用を踏まえた、活用範囲の拡大や対象者や掲載範囲などについて、地域ごとに協議を行っていく必要がある。

2 避難行動要支援者名簿以外の活用方策

アンケート協力部署については、ほとんどの区市町村が避難行動要支援者名簿以外の名簿等を保有していないことから、避難行動要支援者名簿を所管している部署以外についても引き続き類似情報の情報収集に努めるとともに、区市町村以外の関係機関に対しても活用できる名簿等について情報収集を行っていく。

課題解決に向けた今後の対応（案）

課題解決策（案）については、各消防署、区市町村へ試行及びヒアリングを実施し、現場の声を踏まえた実行可能な対策としていく。

課題解決策	今後の対応
課題解決1 総合的な防火防災診断の周知方法	
1 幅広い広報の実施	ヒアリング (消防署)
2 親しみやすい名称の検討	
課題解決2 総合的な防火防災診断の実施方法について	
1 真に診断が必要とする対象者の絞り込み	試行 及び ヒアリング (消防署・関係機関)
2 総合的な防火防災診断につながる新たな仕組みづくり	
3 関係機関と協力したアプローチによる診断の推進	
4 対象者や関係機関の業務に合わせた診断方法	
5 関係機関の防火防災視点の向上について	ヒアリング (消防署・関係機関)
6 診断に関する署員への教養について	
7 継続指導時における情報共有	
課題解決3 避難行動要支援者名簿等の活用方策について	
1 「総合的な防火防災診断」への活用方策	ヒアリング (消防署・区市町村)
2 避難行動要支援者名簿以外の活用方策	

※試行及びヒアリングについては、平成30年度上半期に実施予定。

第 1 4 期東京都住宅防火対策推進協議会（第 2 回）議事録

【事務局】

ただいまより、第 1 4 期東京都住宅防火対策推進協議会の第 2 回協議会を始めさせていただきます。

はじめに、本日の資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料をご覧ください。

まず 1 枚目に第 1 4 期東京都住宅防火対策推進協議会第 2 回の次第でございます。

1 枚おめくりいただきまして委員の名簿、また 1 枚おめくりいただきまして、本日の席次表、1 枚おめくりいただきまして、ここからが会議の資料となります。

資料 1 - 1 A 3 版で 4 枚になります総合的な防火防災診断の実施に関するアンケート実施結果概要。

つづきまして、資料 1 - 2 総合的な防火防災診断の実施に関するアンケート実施結果。

こちらは A 4 版 3 3 ページのものになります。

つづきまして、資料 2 - 1、A 3 版で 2 枚になります避難行動要支援者名簿の活用等に関するアンケート実施結果概要。

つづきまして、資料 2 - 2、避難行動要支援者名簿の活用等に関するアンケート実施結果

こちらは A 4 版 1 5 ページのものになります。

つづきまして、資料 3 - 1、A 4 版になります総合的な防火防災診断の実施に関する課題抽出。

1 枚おめくりいただきまして、資料 3 - 2、避難行動要支援者名簿の活用に関する課題抽出。

1 枚おめくりいただきまして、資料 4、A 4 版検討課題の整理。

1 枚おめくりいただきまして、資料 5 - 1 A 4 版 4 ページ、課題解決策（案）。

最後に資料 5 - 2、課題解決に向けた今後の対応（案）。

こちらに A 4 版 1 枚がついております。

それとは別に、カラーの印刷でガスコンロの火災は年間 3 千件というカラーのリーフレットが置いてあります。

こちらは、日本ガス石油機器工業会の衛藤様より参考資料としていただいておりますので席上に配布させていただきました。

資料は以上となりますが何か不足等ございますでしょうか。万が一会議の途中で乱丁等がありましたら恐縮ですが事務局の方にお声をかけていただけたらと思います。

よろしく願いいたします。

続きまして、会議に先立ちまして、平田会長から、ごあいさつを頂きたいと思ひます。

よろしく願いいたします。

【平田会長】

おはようございます。

座ったままで失礼します。今日はお寒い中お集まりいただきましてありがとうございます。

今日は、とても苦勞して、東京消防庁がなされたアンケート結果が出てまいりますので是非、活発な議論をお願いしたいと思います。

私は先日、ロンドン出張がありまして、ロンドンに行っていたときに、火災で超高層集合

住宅が焼けた時がありますよね、グレンフェル・タワーというところに行ってきたんですけども、そこは今とてもいい住宅街の中に、ぽつっと超高層が建っているんですけども、もうひっそりとしていて、すごく人気はないのですが、黄色いリボンが飾られていまして、人の思いがすごくこもっているんだなあと思いました。

今日の議論はまさに人の力に関するものなので是非活発な議論をよろしく願いいたします。

それでは続いて参りたいと思います。

よろしく申し上げます。

【事務局】

ありがとうございました。

つづきまして、議事に入ります前に、第1回協議会をご都合により欠席された委員の皆様につきまして、本日改めてご紹介をさせていただきます。

東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻准教授廣井悠委員です。

なお、廣井委員におかれては、本協議会において会長代行をお願いしております。

続きまして東京都町会連合会会長鈴木孝雄委員でございます。

続きまして社会福祉法人東京都社会福祉協議会地域福祉部長川井誉久委員でございます。

続きまして台東区総務部危機・災害対策課長川島俊二委員でございます。

以上で、委員のご紹介を終了いたします。

なお、本日、東久留米市の傳委員、NPO法人介護者サポートネットワークセンターアラジンの牧野委員、一般社団法人日本電気工業会金子委員におかれましては、所要により欠席とのご連絡をいただいております。

また、東京都福祉保健局、地域生活支援課長八木委員の代理で、本日は平賀課長代理にご出席いただいております。

また、本協議会の内容は、第14期東京都住宅防火対策協議会運営要綱第4条に定められたとおり、今後原則公開とさせていただきます、本日の会議結果につきましても、ホームページで公開する予定でございますので、あらかじめご了承ください。

【事務局】

それでは、会議次第に基づきまして、会議を進行させていただきます。

会議の進行につきましては、平田会長をお願いいたします。

【平田会長】

それでは、はじめに、総合的な防火防災診断に関するアンケートの実施結果について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

それでは資料1-1 総合的な防火防災診断の実施に関するアンケートの実施結果概要について説明いたします。

資料1-2はアンケートをより詳細にまとめたものですが、時間の都合上、概要での説明とさせていただきます。

資料1-1をご覧ください。

実施期間については、平成29年10月6日から10月31日まで実施しました。

実施対象者は東京消防庁管内の80消防署の総合的な防火防災診断を担当する職員に実

施しています。

なお、丸の内消防署については管内の要配慮者数が極端に少なく、診断の実数が少ないことから、アンケートの対象から除いています。

アンケートについては全22問実施しています。

概要については大きく9つにわけております。

なお、各設問の自由記述、問題点・課題は各消防署から様々な意見が挙がってきたものを大きく分類した結果となっています。

全てではありませんが資料1-2に意見を記載しておりますので後程確認をお願いします。

まずは関係機関との連携についてです。

事前に関係機関に連携を呼びかけている機関については区市町村の防災関係課・福祉関係課、地域包括支援センター、町会自治会が最も多く実際に連携している機関も同傾向となっています。

全体で連携を呼び掛けている機関が実際に連携につながっているのは各機関によって若干差はありますが約7割の機関が実際に連携しています。

また、連携して診断を実施した世帯は3,851世帯と、町会自治会が最も多くなっています。

その他の連携機関としては警察、医療機関、緊急即時通報事業者（警備会社）、中学校などがあります。

連携内容については区市町村の防災関係課・福祉関係課を除いて「診断への同行」が最も多く、その他の連携としては関係機関への業務へ消防署員が同行したり、関係機関が本事業への広報を行い診断へつなげているなどがありました。

関係機関との連携に関する問題点・課題としては「事業への協力・理解に関すること」が最も多く、関係機関の本来業務に加えて本事業への協力をお願いすることの関係機関への負担や、訪問した際の関係機関の担当の任務分担、本事業への理解や捉え方が異なるとなどが課題となっています。

問題がないといった意見では、地域包括支援センターに総合的な防火防災診断の対象者の担当者がおり、その担当者と連携し実施しているので問題点はないといった意見などがありました。

次に対象者の抽出についてです。

対象者の抽出については「福祉関係機関に対象世帯の抽出を依頼」が最も多く次いで、「避難行動要支援者名簿から抽出」となっており、最も優先している対象者の抽出方法も同傾向でした。

その他の抽出方法としては、防災訓練や福祉関係機関の集会、公民館等で行われている敬老会などで希望者を募る、住民基本台帳の閲覧などがありました。

対象者の抽出方法に関する課題として、診断を了承してくれる方は比較的安全の意識が高い方であることや、多数いる対象者の中でも優先順位をつけられないことなどが挙げられています。

また、名簿を活用して抽出しても、事前連絡の時点で本人が拒否するなど、診断へつなげることができない、事前連絡なしで訪問した場合は対応してもらえないなど、対象者の理解

を得られないといった課題もありました。

問題がないといった意見としては、避難行動要支援者名簿を活用し、滞りなく防火防災診断が実施できているといった意見や、福祉関係機関が、高齢者世帯を優先的に訪問先として計画し抽出しており、効果的かつ継続的に実施できているといった意見がありました。

一枚おめくりいただき、実施スケジュールの調整方法についてです。

実施スケジュールの調整方法では「消防署が主体となって調整を実施し訪問している」消防署が最も多く、その他の調整方法としては、福祉関係者の訪問時に同行して実施したり、一斉戸別訪問の日程について、町会と調整を実施したりしているといった意見がありました。

問題点や課題として、消防署主体で対象者の抽出や、調整を行った場合は、警戒されたり、電話口で拒否されたりと、理解を得ることが難しく、関係機関に依頼しても本来業務の合間であったり、町会自治会の方は仕事を持っていたりするなど、調整に時間を要することが課題となっています。

問題がないといった意見としては、関係機関、実施対象者ともにスケジュール調整は円滑であり特に課題としては直面していない署や、連携している協力機関は、団地内に常設された相談室で、周辺住民との信頼関係が深いため、実施対象者ともスケジュールに対して柔軟な対応がとられており、防災指導のきっかけとして大変有意義な方法となっている。といった署もありました。

次に住居内への立入りについてです。

住居内への立入りができない場合は「事前連絡をせずに訪問した場合」が最も多く、その他としては、堆積物により物理的に居室に入らなかった場合、聞き取りに対する答えが明確であり、あえて屋内に立ち入る必要がない場合、室内を見られたくないという人や身分をはっきり提示しても疑念が晴れない人もいる、対象者が認知症であるため事前連絡しても忘れられているといった意見がありました。

問題点・課題として、対象者が訪問に関して不審に感じ、立入りどころか玄関先でも拒否されてしまう場合が多いことや、事前連絡をしても、本事業に対する理解が得られなかったり、本人が忘れていたり、診断時間が長いなどの理由から訪問先で断られたりすることが課題となっています。

問題がないといった意見としては、関係機関の同行があれば、スムーズに診断が実施されている、事前に承諾を得ていれば、特に問題はなかった、福祉関係機関に協力をいただき立入りが可能な対象者を挙げてもらっているため問題点はなし、緊急通報システム設置時に実施しているので、住居への立ち入りについては特に問題はないといった意見がありました。

一枚おめくりいただきまして、次に診断方法についてです。

診断方法については「診断項目を全て実施」している署が最も多く、その他としては、対象者の状況、対応に応じて診断項目を絞って実施、連携先関係機関の時間が取れない場合は項目を絞って実施するなどの消防署がありました。

問題点・課題として、診断内容を理解してもらえない、診断項目が多く時間を要し、対象者や関係機関に負担をかけている、プライバシーに関することが聞きづらいなどの意見がありました。

また、プライバシーに関することを聞いたり、診断を効率的に実施したりするためには職員のスキルも必要であり職員に対する教養が必要との意見も挙げられています。

問題がないといった意見として、誰が実施しても同じ質問項目を画一的に実施できるため、課題は特に感じていない、診断を希望する方は家の中を隅々まで見て欲しいという方が多く、時間をかけてしっかりと診断をする現行のままが良い、身体状況等の確認については、同行してもらった福祉関係者から聴取し、確認が取れないところについては、会話の中で本人から聴取するようにしているといった意見がありました。

次に継続した指導方法についてです。

継続した指導方法については、「継続指導は実施していない」、「関係機関が主体となって継続した指導を実施」している所属がほぼ同数でした。

その他としては、特に火災危険が大きい対象者宅については、再度訪問するようにしている、定期的に繰り返して同じ区域を回っている、前回の診断から数年たった対象者に連絡を取り、再度の診断を希望すれば行っている、といった意見がありました。

問題点・課題として、消防署における継続指導に関しては、多数の対象者がおり、中には改善に費用を要するものもあることから、消防署が単独で継続指導を行っていくのが難しいことや、継続指導を実施しても指摘内容に関しては、本人が改善する意識がないなどの課題もあげられています。

また、関係機関の業務の中で継続指導を行っていくのは、関係機関の本来業務の合間で行うことから、関係機関の負担となっていることや、消防署が途中経過を把握するのが困難であるなどの課題がありました。

問題がないといった意見として、実施した結果、環境が良好に保たれているケースが多く、その場合継続した指導を実施するに至らない、継続した指導を実施することは、安全の維持管理に欠かせないことであり、一度診断を受けている対象者には継続的な診断の説明をしやすく、受け入れも可能となることが多い、地域包括センターが主体で運営している手助けが必要とされる高齢者に対する総合的な見守りサービスがあることから、継続的な指導は関係機関で行っている、診断結果と合わせ、総合的な防火診断で職員が指導した内容を書式にまとめ、継続的な指導を実施してもらっている、といった意見がありました。

一枚おめくりいただきまして、次にマナーやプライバシーについてです。

マナーやプライバシーに関しては対象者に応じた診断につなげているなど、各署で様々な心掛けを行っています。また、署員に対し、教養を実施するなど対応している消防署もあり、教養を実施したいといった消防署もありました。

つぎにその他の問題点・課題についてです。

その他の意見・問題点はこれまでの各設問の回答と同傾向で、地域の特性に応じて様々でした。

対象者や関係機関に対する理解度を高めるために本事業の広報を促進することや名称に関することも挙げられています。

最後に署独自の取組みについてです。

新たな取組みとしては、関係機関の業務に同行するなど、関係者への事業協力に関する取組みや、イベント等で診断希望者を募るなど、対象者の抽出に関する取組みが挙げられています。

詳細については資料1-2をご確認ください。

総合的な防火防災診断の実施に関するアンケート結果概要については以上となります。

【平田会長】

ありがとうございました。

相当に苦勞されているのがこのアンケートから伝わってくるのですが、皆様のご意見を承りたいと思います。

この説明にご質問等がある方は、ご意見をお願いします。

いかがでしょうか。

【川井委員】

すいません。

東京都社会福祉協議会の川井ですが、前回欠席で出遅れていて前回確認済みのことかもしれないんですが、私も前回の資料を確認させていただいてわからなかったので確認なのですが、まず前提としてこの診断の対象となる要配慮世帯というのが全体的に何世帯という把握がされているのかということ、前回の資料を拝見させていただきまして、平成28年度でいうと、最終的に診断を受けた世帯が1万600世帯となっていると思うんですが、その中には全体の要配慮者の中から今回、この調査で把握されているような方法によって対象者の抽出がまずされて、把握された数があると思います。

その後、その中から全ての把握されたものを対象とするわけには多分いかないと思いますので、抽出をして、対象者の設定をして、それが何世帯かというのが出てくるのだと思います。

さらに対象として選定したけれども事前の確認等で同意が得られなくて、そこで実施できたというのが1万ということでしょうか。その辺をちょっと全体の数字がわかれば教えていただければと思います。

【事務局】

ただいまのご質問に関しましてですが、一番最初の対象者の分母がどれくらいあるのかというのですが、これに関しては正直、私どもも、全体の数というのは正直のところわかっておりません。

ただその中で先ほどの課題の中にもありましたが、例えば災害時、避難行動要支援者名簿を活用させていただいて対象者がどのくらいいるか、あるいは各消防署の例えば管内の高齢者人口ですとかそういったものが分母といえば分母となるのかなという感じはいたします。

ちなみに1回目の会議の方で、これは分母というわけではないんですが、高齢者人口が平成28年に300万人を超えている、高齢者が全部対象者になるのかということ、必ずしもそうではないのですが高齢者の中で例えば介護認定を受けている人ですとか避難行動要支援者名簿に載っている人ですとか、そういった人が対象となるということで、そういった方を対象に抽出を行っているというのが現状です。

それと抽出方法というところでございますが、これはまさに今非常に課題になっているところでございます、1万人というのは結論としてお声をかけて診断ができた方という数が1万人ということになりまして、抽出につきましては先ほど説明にもあったとおり例えば名簿からの抽出をしたりですとか、あるいは地域包括支援センターさん、あるいは区の

福祉関係の部門の方、あるいは町会、そういった様々なところから要請をいただく、あるいは消防署から声をかけて、こういう方いませんかということで一時的に抽出をしている、ただ、その分母というのはどのくらい断られているのかというのは把握しきれていないところがございますが、そういった抽出をして、断られる方もいる、あるいは、消防署の方で一斉訪問みたいな地域を決めて、時期を決めて一斉訪問して訪問して、総合的な防火防災診断をやるような方法をとっている消防署もありますが、正服を着て、身分を明らかにしても断られてしまうこともありますので、何人声をかけて、断られたかというのは正式な数はございません。すいません数がはっきりしなくて申し訳ないのですが以上でございます。

【川井委員】

わかりました。

ありがとうございます。

【平田会長】

ほかにいかがでしょうか。

【廣井委員】

私も第1回欠席いたしまして、キャッチアップで精一杯なんですけれども、ちょっとお伺いしたいのが、この診断結果というのはどこでまとめて分析されているのでしょうか。

【事務局】

診断結果につきましては私どもの課の方で診断結果をとりまとめている部門がございますので、そこで毎月、月報という形で集計をしています。

ただその集計については各消防署が年間に何人くらいやるよというのが年間あげていただいて、それに対して今月何件やって、こういう事例があったとかそういったものを報告していただいて、最終的にそれを集計したものを年としてまとめているといった状況でございます。

【廣井委員】

なんかその時に、さっき地域性というのがありましたけれども、こういう地域だとかこういう属性の人が危険そうだとか、こういう人は断られそうだとか、逆にこう断られたからこうやって言えば拒絶されないとか成功事例、成功といっても色々あると思うんですが、成功事例をまとめて、各署に配ったりとかそういった試みとかってされていますか。

【事務局】

今、おっしゃっていただいたように、奏功事例は常にまとめさせていただいて、消防署には定期的にバックしている状況です。

また、そういったデータは防災安全課で取りまとめを行っていますが、当然その前の段階では、消防署でそれぞれがランクで分かっている状況でありますので、消防署で対応可能です。

全体的なまとめとしては東京消防庁の防災部がやっているということになります。

【廣井委員】

そういう前提があつてのこのアンケートということになるんですね。

わかりました。

ありがとうございます。

【平田委員】

ほかはいかがでしょうか

実際にはこれはアンケートと違って、訪問して家まで入りますので、私たちが研究で、例えば廣井先生や私が、研究調査でアンケート調査するよりはるかに難しい、それも家の中に入れるかというのは、そうとう難しいことなんですけれども、更に相手は要配慮者ということで、とても困難を抱えている。

ハードルがぐんと上がった感じなんですよね。

現場がとても苦労している様子をアンケート結果から見えるんですけども、ただこの診断はですね廣井先生がおっしゃっていたように、色んなデータを含んでいるものであると同時に、それからもう一つ、対話をして見守るといった福祉的な視点が加わっていますのでその効果も大きいと思うんですね、ですけどとても大変なので、ただ、対話に踏み込むというのはあまり消防でも例がないと思いますので、このところをどういう風に進展させていくかというのが是非皆さんの意見を伺いたいところだと思っています。

【三本木委員】

女性防火をやっています三本木と申します。

たまたまこの課題についての診断が、明日、町会で要支援者と、町会の中での要支援には入っていないけど、高齢者をピックアップして対応しようと思っています。

その中で、先日消防署からこれ（総合的な防火防災診断のチラシ）を事前に皆様に渡してくださいということでした。

これを配ってみて、結構要支援名簿の中の町会に入っていないところは民生委員さんにも声をかけて、民生委員さんと二人で回ったんですね、でもお会いできたのが一軒だけで、みんな留守で、出てこなかったりですとか、居ても出てこなかったりですとかはわからないんですけども、そういう感じで一軒の人だけに会いました。

一応説明をして、消防署の人たちと来ますとってお話しをして、家の中が散らかっているんだよねとか、片づけられないんだとっておっしゃったんですが、でもそのままでもいいですから、相談しながら、色んな質問をしてみてくださいということでお願いしたら、明日になってみないとわからないんですが、いいですよとは受けては下さったんですね。

色々と、消防署の方に聞いて相談してみてくださいと言ったら、じゃあお願いしますっていう感じでした。

他何軒も女性防火の他のメンバーと、町会のところ何軒も当たったんですね、みなさんそこで、ありがとうってじゃあこういうこと相談してみたいんですけどっていう方がいらっやったんです。

それは消防署の人に、来た時に、きちんと質問して解決して下さいってお話しをしました。

明日が楽しみなんですけれどもやっぱり、今日のこの結果をみて、私たちももっともっと知恵を絞りながら、対応して行けたらいいなあって思いました。

【平田会長】

ありがとうございます。

このような協力者を見つけることも大事だなんて思いますね。

消防署員の方だけではいけないと思うんですね。

山崎委員お願いします。

【山崎委員】

山崎と申します。

この調査を見せていただくと、とてもたくさん考えさせられることがありますけれども、一つはですね、調査の中にもありますけれども、中に入って診断を受けていると、もっと色々やってくれてという方がいて、時間をかけてもいいんだって人がいるということが書いてありますよね。

そうするとやっぱりこの取組みが周知されれば、希望者はいるんだろうと思うんです。

総合的な防火防災診断ってわかりにくいよねこの名前がね、誰を対象にして何をやっているのかお役所の施策のイメージが強いんで、例えば高齢者世帯防火防災チェックだとか、わかりやすい言葉を使ってどういうことをやっているのかっていうことをきちんと周知することによって、ニーズを掘り起こすことは多分できるんだろうと思います。

これが一つと、もう一つこれ見させていただくと、さっき会長もおっしゃいましたけれども、自宅に入っただけの指導ですからそれぞれ抵抗がある方がたくさんいらっしゃいますけれども、うまくいっているところの事例をみると、その自宅の中に入っている組織がありますよね、介護の人たちですか、民生委員とかそういう人たちと、連絡を密にしながらそういう人たちと一緒にそういう人たちが訪ねるときに一緒についていってやるとかね、そういう取組みをすれば抵抗なく入れるご家庭もあるんじゃないのかなあとこのアンケートから見えてきますので、アンケート結果をうまく分析しながらですね、ぜひその最近の火災のデータを見ますと、消防白書、東京消防庁のデータを見ましても火災で亡くなる方の圧倒的に多くが高齢者ですから、高齢者世帯に絞り込んだ防火防災対策というのはこれからの大きな課題だと思いますのでぜひそのブレイクスルーしてですね成果を上げていただきたいとします。

【平田会長】

ほかいかがでしょうか。

今、成功事例の共有ですとか、周知、協力者の存在など各委員からいい意見をいただきましたので、とりあえず次にいきましょうか。

色んなキーワードがでていきますので次のところをお願いします。

【事務局】

つづいて資料2-1をご覧ください。

避難行動要支援者名簿等の活用に関するアンケート結果概要について説明いたします。

資料1と同様に、資料2-2はアンケート結果をより詳細にまとめたものですが、時間の都合上、概要での説明とさせていただきます。

実施期間については、平成29年10月6日から10月31日まで実施しました。

実施対象者は東京消防庁管内の52区市町村の避難行動要支援者名簿を所管する部署に実施しています。

アンケートについては全13問実施しています。

資料については大きく7つにわけております。

なお、自由記述、問題点・課題は区市町村からの回答を大きく分類した結果となっております。

全てではありませんが資料2-2に意見を記載しておりますので後程確認をお願いします。

まずは避難行動要支援者名簿の作成状況についてです。
避難行動要支援者名簿については、52区市町村のうち約9割の47区市町村が作成済みでした。

作成中は4、未作成は1区市町村となっています。

未作成の区市町村にあっても来年度作成予定ということで、間もなく全ての区市町村で整備予定となっています。

記載範囲に関しては区市町村によって様々ですが、災害対策基本法に定める項目に関しては8割以上の区市町村が全て記載しています。

なお、問3以降の回答は、作成中・未作成の5区市町村のうち、3区市町村は予定で計上しています。また、未作成、作成中の2区市町村は検討中のため計上していません。

つぎに避難行動要支援者名簿の対象者についてです。

対象者に関しても区市町村によって様々で、高齢者の年齢や、障害者の程度によって異なっています。

つぎに避難行動要支援者名簿の提供先・活用範囲についてです。

提供先については消防署に対し提供している区市町村が災害時で約9割、平常時で8割を超えています。活用に関しては平常時が約7割にとどまっています。

つぎに消防機関へ「名簿未提供」、活用範囲が「災害時のみ可能」の理由についてです。

災害時は作成中・未作成の2区市町村を除くと全ての区市町村が提供可能となっています。提供先が「平常時のみ」の理由として、災害対策基本法の解釈、区市町村の要綱や個人情報に関する決まりによる制限、本人同意を取っていないなどの理由で提供できないとの意見でした。

活用範囲が「災害時のみ可能」の理由としては提供先と同理由で、災害対策基本法の解釈、区市町村の要綱や個人情報に関する決まりによる制限、本人同意を取っていないなどの理由で活用できないとの意見でした。

つぎに消防機関が「平常時に活用可能」な名簿の同意方法と活用範囲についてです。

同意方法に関しては書面確認によるものがほとんどで、平常時の活用範囲については、活用範囲が広いのか、全く活用できなかが両極端でした。

総合的な防火防災診断に関しては平常時活用可能の36区市町村のうち10区市町村のみ可能となっています。

その他としては、明確な定めがない、消防署からの要望によって検討するといった意見もありました。

つぎに避難行動要支援者名簿以外で「総合的な防火防災診断」へ活用できる名簿についてです。

避難行動要支援者名簿以外の名簿に関しては2区市町村のみで、今後の作成予定ありませんでした。

つぎに区市町村が保有する情報を提供するために発生する問題点や課題についてです。

提供する課題としては、災対法の解釈、個人情報の保護、管理、本人同意の困難性などの課題がほとんどでした。

また、総合的な防火防災診断は、目的外使用と考える区市町村が多い状況でした。

避難行動要支援者名簿等の活用に関するアンケート結果については以上となります。

【平田会長】

ただいまの「避難行動要支援者名簿等のアンケートの実施結果」に関する事務局からの説明に、ご意見、ご質問よろしくお願ひします。

今のご報告でもわかりますように大変困難な道になっているようです。

行政からの名簿による協力がほとんど無理という感じに2区市町村のみとなっていますが、ぜひテーブルのこちら側の行政からの皆様に応援していただきたいところなんですがいかがでしょうか。

【川島委員】

台東区の川島でございます。

今のアンケートのとおり、今の要綱のままですとこの総合的な防火防災診断に避難行動要支援者を即提供するというのはハードルが高いと感じます。

本人の同意のところで、こういったものまで含めるものを加えないと、実際のところは区の方は個人情報漏えいの問題もありますので、本人同意がとれないと、ただこれをやることによって、本来の避難行動要支援者、災害時のところの登録、これは今手上げ制ですので、昔と違って高齢者の名簿、本人が名簿を拒否するというものでしたら、あれなんですけれども、本来は自分から避難時に助けてくださいというものですので、そういったことが足かせになって、名簿の登録も嫌だということになりますと、本末転倒なことになってしまうのかなという風な思いがあります。

ちょっと先ほどの資料1の方にあるんですけれども、先ほどの成功事例にありました他の行政のネットワーク、高齢者見守りネットワーク、これは消防の方も入っている場合も多いんじゃないかなと思うんですが、あくまでもこういったものと、最近ちょっと思うのが高齢者を対象とすると、要配慮者以外の元気なお年寄りがいますよね、これ今はそうだと思うんですけれども、何年かすると、要配慮者になる人も多いと思うので、それについても老人クラブの方の活動で、今は若干停滞しているようなところもあるんですけれども、そういったのも活用してですね、事前にやっていく方と合わせて二つで考えていく方が総合的な安全な対策ができるのではないかと、今お話しを聞いて思ったところです。

【平田会長】

いかがでしょうか。

【鈴木孝雄委員】

鈴木でございますが、前回欠席をいたしまして申し訳ありません。

少しちぐはぐなところもあるかもしれませんがこの避難行動要支援者名簿についてはですね、私も忸怩たるところがありまして、わたしの今のところでは、板橋なんですけど23区、三多摩入れて島しょ部入れて、結構名簿を作成しているというのはこの資料のとおりでございますけれども、その平常時のみという形はちょっと違うんじゃないかなと私熟知しているというのは一度23区に問いただしてみないといけないなと思っております。

それですね、板橋にあっては、平常時、町会自治会、民生委員の方々には、消防署にはもちろんですが名簿が同じものがいっています。

そしてその活用については、任せられておりますので、最初は少なかったのですが、少し考えを変えて、全所帯の対象者を網羅して、各民生委員の方々、町会、消防署の方に配ったんです。

それが非常に多くてですね、逆に、町会自治会だけに言わせてもらおうと、こんなに自分の町会自治会に多いんじゃない、ととても背負いきれないやという声が出てきているのが実情でございます。結構今、川島委員さんがおっしゃったように、高齢者結構多いですよ、健全者も結構多いんですけども、健全者とはいいながらも高齢者ですからいったん事があった時には、平常時に起こった時の災害時の活用については遠慮なく使うといった形で、いってしますので、それが23区三多摩ではこういう形なのかなあと平常時だけというのはそれはしぼりはないんじゃないかなあと思いますのでそれについては前向きに、私自身も含めて改善をしたいと思っております。

よろしく申し上げます。

【事務局】

今、鈴木委員からも後押しをしていただくようなお話しをしていただいております。ありがとうございました。

アンケートの若干の補足なんですけど、災害時には当然使える名簿ではございますので、問題は、平常時にこの名簿を使わせていただいて、予防策で使わせていただきたいというのが私たちの希望でございます。

それに対して明確にイエスと言っていたのが10区市町村、総合的な防火防災診断これにも使っているよとお答えいただいたのが10区市町村という内容でございます。

それに対してまして平常時使ってもいいよという区市町村さんが36区市町村ありました。

ただその、平常時使ってもいいよという範囲にこの総合的な防火防災診断が入るのかどうか平常時に使うと言ってもなんでもかんでも使ってもいいというのでは、要綱上等でなっていないらしくて、例えば要配慮者とか、防災に関することであればいいよという風になっているんですが、区市町村によっては、この総合的な防火防災診断が、防災に関すること、要配慮者に関する事業にみなせない、若しくはみなせるかどうかグレーであると考えている区市町村もあり、現時点ではノーだが、要検討であるという回答をいただいている区市町村もございますので、東京消防庁としてはまずそういったところを丁寧に説明して、使えるようにしていくことが必要と考えています。要綱を改正していただくとか、災対策そのものを変えていただくというのはかなりハードルが高いところでございますので、まずはそういったところに協力を要請していくというのが第一段階ではないかなと事務局では考えています。以上でございます。

【平田会長】

ご意見、他にいかがでしょうか。

【事務局】

鈴木委員のお言葉にもございましたが、板橋区においては、民生委員ですとか、消防署以外の団体も、同じ名簿を持っているというキーワードがございましたが、やはりこの部分も東京消防庁としては、消防署はもっているんだけど、連携する民生児童委員さんが名簿を持っていないとか、という問題がありまして、一緒に連携してできないといった流れもあるというところで、鈴木委員がおっしゃったように皆さんで、地域を守る皆さんで、同じ名簿を持っていきたいという東京消防庁の願いもあります。

そして、川島委員さんの意見の中にもありましたけれども、避難行動要支援者名簿は手あげ方式で、私を助けてくださいというお話しなんですけれども、東京消防庁としては、私を

助けてくださいという方に手を差し伸べたいというのがありますので、避難行動要支援者名簿を東京消防庁としても活用させていただきたいという強い思いがあります。東京消防庁としての考え方をお話しさせていただきました。

【城所委員】

多摩市の城所と申します。

ちょっと後ろ向きな意見で恐縮なんですけれども、多摩市の場合は、避難行動要支援者名簿を作成して、消防署さんへもお渡しして防災診断にもお使い下さいとお渡ししているんですが、そこですら、かたや、我々が地域の自主防災組織の方に名簿を下す場合には避難行動要支援者の方々に本人に同意をとっていくのですけれども、現在多摩市には130くらい自主防災組織がある中で、その取組みをしているのが7組織しかないんですね、その7組織の中で、おおむね40から100くらいの要支援者の方々がいらっしゃるんですが、手上げを依頼すると、大体3割くらいの方しか手をあげないんですね、逆に返すと、避難行動要支援者の方は名簿登載は知っていますけれども、そっとしておいてくれと思っているのではないかなと僕は思うんですが、消防署の方がおっしゃっていましたが、基本的に避難行動要支援者名簿というのは各区市町村は手上げではなくて、福祉名簿から拾ってきていますから、その先出すという場合は手をあげていただくという形になりますので手を上げる人だけの名簿ではないということと、もう一つはもともと実際に面倒を見てほしくない人が多いかもしれない、日頃はなるべくひっそりと暮らしたい人が多いかもしれないので、名簿の活用をキーワードに議論していくのはハードルが高いかと思います。

【平田会長】

ご意見いかがでしょうか。

【山崎委員】

これも難しい課題だなあとって調査結果とみなさんのお話を伺いましたが、これもなんとなくアンケート見ると、道筋がちょっとヒントがあるかなあという風に思います。

まず短期的にはね、やっぱり総合的な防火防災診断が目的外使用と考えている区市町村が多いということです、事務局の方がおっしゃったように、区市町村の方に周知が足りないんだと思うんですね。

何やろうとしているかがわからない、ということだと思いますのでやっぱり、目的と趣旨を区市町村の防災部局だけではなくて、福祉の部局にもわかっているよう周知をして取組みをすすめていくことだと思います。

それがもしかしたらうまくいくのではないのかなというのを思わせるのは、消防署からの要望あれば検討するというところがあるわけですから、きちんと趣旨を説明すれば、やれるところがあるかなあと思います。

もう一つは長期的な課題だと思うんですが、火災だけではなく、災害の被害者でも、高齢者が圧倒的に多いんですね、ということは防火も防災もこれからは防火防災の部局と、福祉の部局が連携を密にしないと、これからの災害や防火の対策は効果をあげることができないということだという風に思いますので、ぜひ要支援者名簿をですね、地域の防火や防災に係る色々な組織が共有しながら使っていくことが可能になるように議論を東京消防庁のこの取組みを、東京都の福祉部局や、防災部局を巻き込んで防災と防火と福祉の連携をこれからの大きなテーマにしていく必要があるんだと長期的には巻き起こしていただきたいな

と思います。

【廣井委員】

私も今、みなさんのご意見をお伺いして、効果をアピールすることって大事だと思うんですけども、昔、住警器を普及させるときに、住警器をつけると、死者が3分の1になりましたという、こえも若干微妙な根拠なんですけれども、せっかくデータをお持ちなので、やっぱりこういう診断とか、避難行動要支援者名簿を使うとこないいいことがありましたとか、わかりやすい事例を関係機関だけではなく、一般の方にも周知すべきかなと思います。

それからもう一つ気になっているのは診断とか、避難行動要支援者名簿に載っている人だとかの母集団と、本当に被害に遭っている母集団がほんとに同じかというのが気になっていまして、やっぱり地域から切り離された高齢者っているんですよね、そういう人たちはこういう名簿に載ってこないですし、診断の対象にはならないんですけども、もしかしたら被害の特徴があったりですとか、被害が大きかったりすると、ちょっと見誤ってしまうので、そこら辺の私たちがアプローチしている層と、被害に遭われている方の層が一致しないのかが少し検証してみないといけないのかなと思います。

【平田会長】

廣井先生のご意見については消防庁が何か声掛けしているとか出してもらっているとか工夫しているんじゃないかなって思いました。

【事務局】

先ほどの検証という段階には至っていませんけれども今、廣井先生がおっしゃったような切り離されてしまっているような社会と関連が薄い対象者、高齢者の方、私たちもそういう方が真に診断を必要としているという認識を持っていまして、そういう人たち中々たどりつけないという現状がある一方で、例えば一つの取組みといたしましては、地域包括支援センターの方、まさに高齢者の方と一番接点がある方だと思うんですが、そういった方々から、普段の業務の中で危ないよという方を見つけた場合に情報提供いただいて、診断につなげるですとか、町会に中々入っていない方もいらっしゃるんですが、町会ですとか、民生児童委員ですとかが回ったなかで、町会に入っていないんですけども民生さんの見守りに入っている方で、危ない方が入っていれば声をかけていただいて、OKをもらえれば診断につなげるですとかそういった足で稼ぐですとか、あるいは関係機関と連携をした取組みというのはですね各消防署によって多少の違いはありますけれどもやっているという状況でございます。

【平田会長】

ほかにいかがでしょうか。

ぜひ行政の方々の理解を得て、要綱を改正していただきましたんですが、これは遠い道のりではありますけれども、お互いに歩みよることが必要なのかなと思います。

では、皆さんの意見を集約して、次は課題の抽出をされていますので、こちらをお伺いしてからまた意見をいただきますので、次の議題、「アンケート結果に基づく課題の抽出」について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

それでは資料3-1をご覧ください。

総合的な防火防災診断の実施に関する課題抽出についてです。

先ほどのアンケート結果をもとに、8つの項目に分類して課題をまとめました。
はじめに関係機関との連携についてです。

- 1 本来業務にプラスして協力をお願いすることは関係機関への負担になる。
- 2 訪問した場合の各関係機関の任務分担が不明確である。
- 3 関係機関によって本事業への理解や捉え方が異なる。
ことが挙げられます。

つぎに対象者の抽出についてです。

- 1 診断を了承してくれる方は比較的安全の意識が高い方である。
- 2 多数いる対象者の中で優先順位をつけられない。
- 3 名簿を活用して抽出しても事前連絡の時点で本人が拒否する。
- 4 事前連絡なしで訪問した場合は玄関先でさえ対応してもらえない。
- 5 対象者の理解を得られない。
ことが挙げられます。

つぎに実施スケジュールの調整方法についてです。

- 1 消防署主体で調整を行った場合は、警戒されたり、電話口で拒否されたりする。
- 2 関係機関も本来業務の合間であったり、町会自治会の方は仕事を持っていたりする
など、調整に時間を要する。
ことが挙げられます。

つぎに住居内への立入りについてです。

- 1 「事前連絡をせずに訪問した場合」は、警戒心、不信感から住居内への立入りができ
ない。
- 2 事前連絡をしても、本事業に対する理解が得られない。
- 3 訪問先でも本人が忘れていたり、診断時間が長いなど断られたりする。
ことが挙げられます。

つぎに診断方法についてです。

- 1 診断内容を理解してもらえない。
- 2 診断項目が多く時間を要し、対象者や関係機関に負担をかけている。
- 3 プライバシーに関することが聞きづらい。
- 4 診断を効率的に実施したりするためには、職員のスキルも必要である。
ことが挙げられます。

つぎに継続した指導方法についてです。

- 1 対象者が多く、改善には費用を要するものもあり、消防署単独での継続指導は難しい。
- 2 継続指導を実施しても指摘内容に関しては、本人が改善する意識が低い。
- 3 関係機関も本来業務の合間で行うことから、関係機関の負担となっている。
- 4 関係機関が主体となっている場合は、消防署が途中経過を把握するのが困難である。
ことが挙げられます。

つぎにマナーやプライバシーについては、署員に対する教養を必要としています。

最後にその他の意見についてです。

これまで課題に挙げられた意見も、地域によっては問題となっていない消防署もあるな
ど、

- 1 各設問に関して課題等が地域の特性に応じて様々である。
- 2 対象者や関係機関に対する理解度を高めるために本事業の広報が必要である。等があります。

総合的な防火防災診断の実施に関する課題抽出については以上となります。

一枚おめくりいただきまして、つづいて資料3-2 避難行動要支援者名簿の活用等に関する課題抽出についてです。

こちら先ほどのアンケート結果をもとに、7つの項目に分類した課題についてまとめました。

はじめに避難行動要支援者名簿の作成状況についてです。

災害対策基本法に定める項目に関しては8割以上の区市町村が記載しているが連絡先が未記載であるため事前連絡に活用できない区市町村がある。等が挙げられます。

つぎに避難行動要支援者名簿の対象者については、掲載する対象者に関しても区市町村で様々であることが挙げられます。

つぎに避難行動要支援者名簿の提供先・活用範囲については、平常時、消防署に対し名簿提供している区市町村が約7割にとどまっていることが挙げられます。

つぎに消防機関へ「名簿未提供」、活用範囲が「災害時のみ可能」の理由についてです。

これは、災害対策基本法の解釈、区市町村の要綱や個人情報に関する決まりによる制限、本人同意を取っていないなどの理由で提供できないことが課題となります。

つぎに消防機関が「平常時に活用可能」な名簿の同意方法と活用範囲についてです。

活用範囲が広いのか、全く活用できなかが両極端である、総合的な防火防災診断に関しては平常時活用可能の36区市町村のうち10区市町村のみ可能であることが課題となります。

つぎに避難行動要支援者名簿以外で「総合的な防火防災診断」へ活用できる名簿についてです。

現在、避難行動要支援者名簿以外の活用できる名簿を保有しているのは2区市町村のみでした。

また、今後の作成予定はないといった回答となっています。

つぎに区市町村が保有する情報を提供するために発生する課題や問題点についてです。

- 1 個人情報の保護、管理に関すること
- 2 災害対策法の解釈、本人同意の困難性、提供先機関内でも利用範囲が異なる
- 3 総合的な防火防災診断は、目的外使用と考える区市町村が多い

特に診断に関するアンケートについては、少数意見も多数ありますが、大きな課題として以上のようにまとめさせていただきました。

つづいて検討課題の整理についてです。

資料4をご覧ください。

第1回目に事務局が示した検討課題(案)に加え、先ほどの抽出した課題について大きく3つの項目にまとめました。

1つ目として、総合的な防火防災診断の周知方法についてです。

- (1) 幅広い広報の実施
- (2) 親しみやすい名称の検討

2つ目として総合的な防火防災診断の実施方法について

- (1) 真に診断を必要とする対象者の絞り込み
- (2) 総合的な防火防災診断につながる新たな仕組みづくり
- (3) 関係機関と協力したアプローチによる診断の推進
- (4) 対象者や関係機関の業務に合わせた診断方法
- (5) 継続指導と情報共有

3つ目として避難行動要支援者名簿等の活用方策についてです。

- (1) 総合的な防火防災診断への活用方策
- (2) 避難行動要支援者名簿以外の活用方策

検討課題の整理については以上となります。

【平田会長】

ただいまのアンケート結果に基づく課題の抽出に関する事務局からのご説明に、ご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

【塩川委員】

ケアマネージャーをしております塩川と申します。

私自身もケアマネージャーの仕事をして自宅の方にお伺いをして、利用者のお宅に訪問する場合、マナーとか接遇とか倫理というのが非常に大事で、そういったところに意識を持って、高齢者の方と接することで、おうちの方のお宅に入れて、お話を聞いたり、利用者の方のお困りのことに対応したりするんですけど、そういったところの研修ってやっぱり必要なと、僕らでも毎年必ず1回、2回、数回やらないと、そういうのは慣れてしまうと崩れてしまうので、やっぱりそういったところの研修ってあるといいのかなと思います。

ケアマネージャーとしては防火防災診断は非常にいいことだと思ひまして、利用者の安全、生命を守ることにしましては大事なことなので、連携には積極的にしていきたいと思ひますので、こういった関係機関を使っただけでいいのかなと思ひます。

【平田会長】

重要なご指摘だと思います。

それは実は、5-1とか5-2に入っていますので、もしここについて具体的な質問があるようでしたら手をあげていただいて、よろしければ5-1、5-2をまとめてご説明いただいで、皆さん是非解決策を模索していただきたいと思うんですがよろしいでしょうか。

ではつづいて資料5-1、5-2について、事務局よりご説明をお願いします。

【事務局】

資料5-1をご覧ください。

こちらは先ほどの検討課題をもとに、課題を解決するための対策について事務局案をまとめたものです。

検討課題の項目ごとに対策案を検討しました。

はじめに課題解決1 総合的な防火防災診断の周知方法についてです。

1つめとして幅広い広報の実施。

アンケート結果からも、対象者への事前調整や訪問時に、警戒心や不信感から断られたり、管轄内の関係機関においても当診断に対する理解や捉え方が異なったりすることは、本診断が周知、認知されていないことも要因の一つと考えられます。

現在も関係機関へ継続した協力を呼び掛けたり、広報紙などで診断の広報を行っていま

すが、これまで以上に消防署のイベントや、各種広報媒体を活用して本診断の広報を行うとともに、関係機関が主催するイベント等や施設において診断に関する広報を行うことで、都民や関係機関に対する本診断への理解を深めることができます。

また、要配慮者のみではなく、幅広く周知することで、対象者の家族や近隣住民からの紹介につながることも期待できます。

2つ目に親しみやすい名称の検討についてです。

先ほどもご意見にあったように、「総合的な防火防災診断」といった名称が都民にはわかりづらいといった意見もあり、より都民に親しみやすく、わかりやすい名称を検討し、都民に周知することで本事業の目的を理解し、診断につながっていくと期待されます。

つぎに課題解決2 総合的な防火防災診断の実施方法についてです。

1つ目として真に診断が必要とする対象者の絞り込みについてです。

アンケート結果からも、対象となる要配慮者は多数である一方、診断を受け入れてくれる要配慮者の方は比較的安全に対する意識が高い方であることが多く、優先的に実施する対象者が不明確であり、真に診断を必要としている対象者の抽出が困難となっています。

このことから、過去の診断結果や、住宅火災による被害状況から優先的に実施する対象者を明確にすることが必要です。

平成28年度中に実施した総合的な防火防災診断の結果や、過去10年間の住宅火災による死者の発生状況を見ると、世帯状況や、身体状況等については下表の傾向が見られます。

世帯状況では、高齢者世帯、一人暮らし世帯及び日中独居世帯

身体状況では、身体上何らかの支障がある対象のいる世帯

出火箇所では、日常的に過ごす「居室」で喫煙習慣や火気を扱っている世帯

住居形態、建物構造では、木造及び防火造の住宅、住宅用火災警報器等の設置がない建物、建築年数が経過した建物、低層の建物

この項目に該当する対象者を抽出することで、真に診断を必要としている対象者への診断が可能となります。

抽出に際しては、消防署単独での抽出は困難であることから、避難行動要支援者名簿を活用したり、関係機関にも情報提供を求め、必要によっては事前調査を実施したりするなど、真に診断を必要とする対象者の抽出を行い、診断を優先的に実施していきます。

2つ目に総合的な防火防災診断につながる新たな仕組みづくりについてです。

現在の対象者抽出方法としては、避難行動要支援者名簿の活用、消防署員による一斉訪問、関係機関への抽出依頼などが挙げられます。

アンケート結果でもあったように、消防署単独での診断の実施は、相手側からの了承を得ることが難しく、その後の継続指導につなげることも困難な状況です。

また、関係機関へ抽出を依頼することは、相手方の業務の負担となっているなど、地域によっては連携が困難な状況です。

そこで、これまで消防署や関係機関が主体となって抽出やスケジュール調整を行ってきたものを、本人や家族から直接申し込みができる方法を検討したいと思います。

本人からの申し込み方式(案)として、イベント等で実際に消防職員が診断に関する説明を実施し、理解を深めたいうで診断の希望を募る。

申し込みは、説明時の手上げ方式の他、配布したハガキ等による申し込み方式などで行い、

家族や近隣住民を紹介するなど本人以外からの申し込みも可能とします。

直接説明することで診断の重要性を理解してもらえるとともに、気軽にその場で申し込めることや、手軽にハガキを投函するだけで申し込むことができ、スムーズに診断につながることを期待できます。

また、診断に対する理解が得られた関係機関には、ハガキ等による申し込み方法の紹介を依頼することで、これまで行っていたスケジュール調整に関する負担を軽減することが期待できます。

この方式は実際に動き始めている消防署もあり、その事例について紹介します。

はじめにイベント等で手上げ方式により実施した事例です。

こちらの消防署では、平成29年度 of 取組みとして、防災講話後、防災意識の高揚を図ることを目的として簡易的な防火防災診断（「はい・いいえ」の2択、20問の設問）を施設及び対象者の特性を反映する形でアンケート形式、講義形式及び面談形式により実施し、最後に手上げ方式で総合的な防火防災診断の募集を行っています。

これまで、消防署に直接電話で申込みを呼び掛けたり、関係機関が仲介するなどの方式が主流でしたが、こちらは昨年度から実施している消防署があり、これまでの方式より効率的で、実際に診断を希望した方の満足度も高いようです。

つぎにイベント等で申し込みはがきを活用した事例です。

防災訓練時、敬老会、区の各種行事、様々な機会に職員が直接出向して、直接住民に説明して、その場で料金受取人払いのハガキを渡して申し込んでいただく形としています。

ハガキは、番号管理して、本署部別、出張所、関係機関に配布し回答率も分かるように実施しています。

こちらは、秋の火災予防運動から実際に消防署が実施し始めた取組みで、実際、始めた消防署は1署で、この方式の効果については現在も確認中です。

3つ目は関係機関と協力したアプローチによる診断の推進についてです。

現在も消防署以外からのアプローチ方法として、関係機関への抽出依頼を行っています。関係機関へ抽出を依頼することは、業務の負担となっていることや、調整に時間を要することなど、連携が困難な地域もあります。

しかし、関係機関が共同で診断を実施することは、対象者の警戒心や緊張が和らぎ、理解を得られやすく本事業には欠かせないことから、このことから、これまで以上に本事業への理解を求めて共同での診断実施を推進していくことが効果的です。

実際に関係機関と協力したアプローチによる診断事例を紹介します。

はじめに関係機関の施設にチラシを配置し希望者を募集している事例です。

これは、各地域包括支援センター施設、高齢者の集まるサロンでの防災講話の場所に、署で独自に作成した「防火防災チェック表」及び「防火チラシ」を配置してもらい、もっと踏み込んだ防火診断を希望される対象者本人から、消防署へ連絡するよう促進している事例です。

つぎに関係機関の通常業務の中から診断につなげた事例です。

こちらは、関係機関の職員に危険要因及び着眼点を指導し、危険であると判断される場合は消防署に連絡するように依頼し総合的な防火防災診断実施につなげている事例です。

消防職員が関係機関の業務に同行し、着眼点を説明するなど、時間をかけて連携体制を構

築している消防署もあります。

つぎに区が管理する施設へ診断の希望調査を実施した事例です。

区へ働きかけを行い、シルバーピア（高齢者住宅）へ診断の希望調査を実施し、診断の実施へつなげています。

戸別に調整を行うのが難しいことから、管理している区に働きかけを行い、スムーズに診断につながっています。

最後に市の助成事業に合わせ診断につなげた事例です。

市の市民課で推進している「家具の転倒防止対策助成事業」を防火診断に合わせて推奨し、今年だけでも昨年を大きく上回る50件以上の取付け申請が行われています。

区市町村などの関係機関が行う事業を紹介することで、連携した診断につながっています。

4つ目は対象者や関係機関の業務に合わせた診断方法についてです。

対象者が診断を了承されない理由の一つとして、診断項目が多く、時間がかかり負担になっていることが挙げられています。

また、関係機関と連携した診断を実施する場合の課題として、関係機関の本来業務中に協力をお願いし、負担になっていることなども挙げられています。

このことから、対象者や関係機関への負担を軽減するため、対象者に合わせた診断項目の絞り込みや、関係機関の業務に同行し、関係機関の業務時間内に合わせた診断時間、診断項目にするなど、少しでも本診断への理解が深まるよう関係機関との連携体制を構築していくことが必要です。

項目を絞った診断を実施した場合でも、指摘事項の内容や、住環境によっては、更に時間をかけた診断や指導が必要と判断した場合は、対象者や関係機関へ理解を求め、再度の訪問等につなげていきます。

例えば関係機関の業務時間に合わせた項目の絞り込み例として、予備診断シートを活用し、生活習慣のチェック項目に該当した種目のみ実施する方法です。

これは、関係機関が活用するために作成された、簡易的な診断シートにより、チェックされた危険な項目のみ実施する方法です。

つぎに過去の診断結果からみた指摘事項の多い種目のみ実施する方法です。

これは、過去の診断結果から指摘項目の多い種目をみると、コンロや電気製品といった指摘種目が多いことからこの種目について優先的に実施する方法です。

つぎに対象者の希望に応じた項目の絞り込み例として、診断シートの火災・震災・家庭内事故のうち、本人が希望する種別を診断する方法です。

診断シートは火災・震災・家庭内事故の種別に分かれていることから、本人が不安と思っている種別のみ実施する方法です。

つぎに居室、寝室等本人の希望する場所を実施する方法です。

対象者の要望や、関係機関の業務時間によっては、より危険な種目や本人の不安な場所を優先的に実施し、先ほどの例以外に柔軟に項目の絞り込みを行うことで、対象者や関係機関の負担軽減につながることを期待できます。

5つめに関係機関の防火防災視点の向上についてです。

普段から対象者と接することの多い関係機関の業務のなかで、真に診断を必要とする対

対象者を抽出するためには、関係機関の方も消防職員に近い防火防災の視点を持って活動することで、より効果的に対象者の抽出が可能となります。

そのために、関係機関が活用できる予備診断シートの積極的に活用したり、消防職員が業務へ同行し、防火防災視点を共有したりするなど、関係機関の防火防災視点の向上を図ることで対象者の抽出が可能となります。

6つ目は診断に関する署員への教養についてです。

診断を効率的に進めていくためには、署員の接遇の向上や、指摘事項の改善に向けた知識も必要です。

また、高齢者と接することが少ない若手職員や、マナーやプライバシーの配慮に関して不安を抱えている職員もいることから、福祉関係機関等から署員への教養も必要です。

7つ目は継続指導と情報共有についてです。

アンケート結果からも、継続指導に関しては消防署での単独指導が困難な状況であることから、関係機関との協力体制を構築する必要があります。

対象者本人の同意を得た上で、診断結果と関係機関の指導状況について消防署でも情報共有する体制を構築する必要があります。

最後に課題解決3 避難行動要支援者名簿等の活用方策についてです。

1つ目として「総合的な防火防災診断」への活用方策です。

避難行動要支援者名簿は、間もなく全ての区市町村で整備完了予定となっていますが、アンケート結果から、平常時に活用できるのは約7割の36区市町村であることや、総合的な防火防災診断での活用に関しては平常時に活用できる区市町村のうち約3割の10区市町村です。

また、名簿の対象者や記載範囲が区市町村により異なっており、統一した使用は困難な状況です。

このことから、平常時の活用はもとより、総合的な防火防災診断の活用を踏まえた、活用範囲の拡大や対象者や掲載範囲などについて、地域ごとに協議を行っていく必要があります。

2つ目として避難行動要支援者名簿以外の活用方策についてです。

アンケート協力部署については、ほとんどの区市町村が避難行動要支援者名簿以外の名簿等を保有していないことから、避難行動要支援者名簿を所管している部署以外についても引き続き類似情報の情報収集に努めるとともに、区市町村以外の関係機関に対しても活用できる名簿等について情報収集を行っていく。

課題解決策（案）については以上となります。

資料5-2をご覧ください。課題解決に対する今後の対応（案）予定です。

課題解決策（案）については、各消防署、区市町村へ試行及びヒアリングを実施し、現場の声を踏まえた実行可能な対策としていく必要があります。

課題解決1、総合的な防火防災診断の周知方法として、1幅広い広報の実施、2親しみやすい名称の検討については、消防署に広報手段や名称についての効果などについてヒアリングを実施したいと思います。

つぎに課題解決2、総合的な防火防災診断の実施方法として、1真に診断が必要とする対象者の絞り込み、2総合的な防火防災診断につながる新たな仕組みづくり、3関係機関と協

力したアプローチによる診断の推進、4 対象者や関係機関の業務に合わせた診断方法については、各診断方法にいくつかのパターンを消防署に示し、その実効性について、消防署や関係機関に試行及びヒアリングを実施したいと思います。

5 関係機関の防火防災視点の向上について、6 診断に関する署員への教養について、7 継続指導時における情報共有については、その方法と必要性等について消防署や関係機関にヒアリングを実施したいと思います。

最後に課題解決 3、避難行動要支援者名簿等の活用方策として、1「総合的な防火防災診断」への活用方策、2 避難行動要支援者名簿以外の活用方策については、消防署と区市町村に対し、必要とする情報や、区市町村の状況についてヒアリングを実施したいと思います。

何れの試行及びヒアリングについては、各消防署の実施状況と関係機関との連携状況を踏まえて、いくつかの消防署や関係機関に実施を依頼し平成 30 年度上半期に実施予定です。

今後の予定（案）については以上となります。

【平田会長】

アンケート結果から課題を整理して、課題解決策を提示していただいたんですけども、皆様のご意見を承りたいと思います。

先ほどまでに言っていた各委員からのキーワードを私の方でイメージいたしますと、成功事例の共有ですとか、周知、効果のアピール、そういうことができて、資料 4 をご覧になるとわかると思うんですが、実際にはそれが資料 5-1 に分散されているわけなんですけど、4 のところでは、幅広い広報というのが大体周知にあたっていて、効果のアピールのところはちょっと資料から憶測しているのかと思いますので、効果のアピールする方法に委員の意見を反映して、変えていった方がいいのかなと理解しました。

それから 2 のところでは、協力者というのが、関係機関と協力したというところに隠れちゃっているんですけども、協力者の存在を女性防火の方が言っていたようなそういったものを積極的に出すとよいのかなと思います。

それから、データの検証というのがちょっとかけていまして、廣井委員がおっしゃっていたデータの検証のところに加えていただいた方がよいのかなと思いました。

また、山崎委員がおっしゃっていただいた福祉と都との関係を密にする、これは入っているといえ入っているんですけどもそこはもうちょっと具体的にして、あるいは手を結ぶ相手は東京都とも結ぶ必要があるのかなと思います。

東京都から言ってもらって理解を得て、各区市町村にも働きかけをしてもらうなどもありうるのかなと思いました。

それから研修の必要性を言っていただきましたが、これは 5-2 の中で具体的に入っているんですけども、教養という言葉になっていまして、これは研修という言葉にもしかすると、直した方がよいのかもしれない。

というところが今まで皆さんから出た意見の状態です。

これらが更に資料 4 から 5 に向けて文言が明確に伝わるように委員の皆様の意見を反映しつつ、作り直していただくのかなと今のところ思っているのですが、皆様のここからは作戦会議ですので皆様のご意見をお願いいたします。

【下川委員】

東京都福祉保健局の下川でございます。

今、平田会長から東京都というお話も出ましたので発言をさせていただきます。先ほどからいくつかご意見を伺ってしまして、私もそうだなと思いながら聞いておりました。

少し、東京都の立場として何か協力をしていくことを考えますと、一つはまずこの取組みの位置づけだとか、効果というのが一つあるのかと思います。

先ほど資料の中でも、3-2ですかね、名簿のところでも、大きな4番のところでも対策基本法の解釈のというお話しですとか、個人情報の関係は区市町村ごとの条例の解釈というか、作りというのでも大きく影響してくるわけですがけれども、このあたりも考えますと、やはり、できれば消防庁としての法令の解釈、こんな風に解釈をし、またこの事業を、防火防災の仕組みの中でこういう風に、ここに位置付けられているんだよというところをうまく整理して見せていただくと、行政としても、東京都から区市町村に情報を流すとしてもしやすくなるのかなという気がいたしますし、様々な関係機関の周知についても、行政として受け止めやすい形で是非提供していただけるというのが一つ大切なのではないかと思います。

とても大事な取組みなんだと思いますけれども、診断をしたことによりどういったメリットがあるのかというのだったり、どういった効果があるのかというのをわかりやすくお伝えいただくというのが先ほどからお話しに出ていますけれども、大切なのかなと思います。

関係機関との連携のところでは、東京都も区市町村も地域包括ケアシステムの構築に向けてということで、様々な取組みを行っています。

これから平成32年以降、後期高齢者の方が前期の高齢者の方の数を上回って、これまで以上に高齢化が進展していくということになりますので、そうした中で、地域でどういった風に支え合っていくのかというのがとても大きな課題です。

もちろん元気な高齢者の方にも支え手に回っていただくというのにも必要ですし、色々な機関が色々な形の連携をしながら地域を作っていくというのがこれから必要になってくるんだと思うんですね、そのためのこれも一つの大変な取組みとして、関係機関が連携して、取組んでいくべき事項になっていくのかもしれないんですけども、やっぱりその時に、今、地域包括支援センターなどが、非常に期待される役割が増えていて、とても忙しくなっている中で、もしかするとこれ以上どういう風にしていけばいいんだというご意見が一部あるのかと思いますので、連携先から見たメリットということまでうまく検討していけると取組みやすくなるのかなと思います。

例えば認知症の方なんかですと、中々福祉的な理由からは受け入れをしていただけないというか、理解が得られない当事者の方もいらっしゃるかと思いますので、切り口を変えることで、もしかしたらチャンスができるということもあるかもしれませんし、うまく連携を臨機応変に事例ごとに積み重ねていくことができればいいのかなという風に、これは東京都の意見というよりは、個人的の感想ですがけれども、そういう風に感じました。

最後しまりが悪いですがけれども東京都としてもどういった風に協力できるかというのを考えていきたいと思っていますのでよろしくお願いします。

【平田会長】

消防庁の方から何かお答えになりますか。

特にいいですか。

次のご意見に移ってよろしいですか。

大丈夫でしょうか。

では他にご意見いかがでしょうか。

ちょっと希望が見えてきた感じがするんですが、東京都の方からも心強いご意見を頂いたんですが、メリットが出せばいいですね。

【伊東委員】

足立区高齢福祉課長の伊東でございます。

今、下川課長からもキーワードで出ました、地域包括ケアシステムの話と少し絡んでくるんですけども、足立区でも地域包括ケアシステムをどうしていこうかというところで一つですね、課題が住まい、高齢者の方の住まい、資料5-1の下ですね、真に診断を必要としている方の住まいの環境ですかね、見ると、木造及び防火造の住宅で、低層で、築年数が経過しているということで、イメージすると、古いアパートかなという風に思うんですけども、そういったところに確かに高齢者の方が住んでいるといったケースが多くあって、そういった方々の、アパートを持っている大家さんが、やはりそういった方々は一人暮らしの高齢者の方は火事を起こすかもしれないので、更新は控えたいという風におっしゃっている方もいます。

高齢者の方々にアプローチするのも必要なのかと思いますが、もしかしたら家の貸し手の方々が、こういったところに興味を示すのではないかなと思いました。

ひいては高齢者の方々が、住み慣れたところで暮らし続けていくための一つの方策にもつながっていくのかなという感じがしたところです。

関係者というところを今日いらっしゃっているような委員の方々ですとか、行政だけではなくて、もしかしたら家の貸し手、不動産業界ですとかそういったところにもこういったものがあるので活用いただいて、例えば高齢者の方々の火災が心配だということであれば、家の更新の条件に入れてもらうですとか、そういった手で活用していただく方策を増やしていくことは考えられるのかなと思ったところです。

意見というか感想を含めてなんですが以上です。

【平田会長】

それでは他にいかがでしょうか。

【鈴木孝雄委員】

今のお話しの中で、入口として大家さんのお話しができました。

この件はですね、私もその一人として該当するものでもあるのですが、やはり貸しているところにいきますよね、中に入るとやはり、圧倒的に荷物が昔と違って多すぎるんですよ、特に高齢者になればなるほど整理が悪いのか、荷物が大事になってしまうのかとにかく足の踏み場もないくらいの整理能力が落ちてしまうのかわかりませんが、そんな形で、結論から言うと、荷物の多い高齢者、整理能力のないところから火災が起こるのかなと私は理解しております。

整理整頓の良い家に入りますとやはり対応も良いですし、きちんとしていますので、その辺の解決をしないと、いくら言っても火事が出るのかなとオーナーとしても心配するところで、一番の心配の種です。

そして、今後の対応の中で、大きな概要になってしまうのですが、一つは今言った、

オーナーなら入れるといった場合もありますけれども、家の中に入るというのは、町会自治会の住民の立場としては心許せるのは民生委員の方は高齢者のお宅によく行っていますので、仕事が増えて大変なんですけれど、ご承知のように今、協力員という制度ができましたよね。

民生委員が忙しいので民生委員ではないのですけれども、何人か志願していただいてボランティアなんですけれども、その方と一緒に活動している形がありますので、23区三多摩全てがそうなのか私は把握していませんが、まず民生委員の方なら安心して話ができるかなと、もう一つは、ご承知のとおり、ケアマネージャー、高齢者の所によく行きますよね、民間の福祉施設も行きますけれども、ケアマネージャーが一年に一回まづ行って、査定しますので、そういう方っていうのは中に入りやすいのかなと、それをもって、防火診断くるからなと言えは嫌と言わない雰囲気が出るのかなと思いますし、段々ランクでは、私の一方的な考えですが、その次には、ちょっと落ちて、消防団は地域の方ですので、昔は消防団が防火診断をやっていたんですよ、必ず毎年やってたんです。

私も経験あるんですが、若い時にやってた時は、今度来たからよと言えは、そうか中に入れてと言ってくれたものですが、今の消防団はそこまでは行ってないのかなと思いますし、その次は町会自治会も入ったのですけれども、今の町会自治会の役員さんは、段々なくなってきたかなと、近い中ではありますが、なくなってきたかなと、その次が消防署、それから先ほどお話ししていただいた下川委員、包括センターがありますよね、私も不勉強なんですけど、板橋では18の地域センターに、それぞれ18の包括支援センターを立ち上げたんですよ前は15くらいしかなくて、それでは駄目だから1地域センターに包括支援センターをつけると言ってお年寄りというのは出張所という頭しかありませんので、何でも駆け込めばその後ろに包括支援センターもいて、この話は包括支援センターに地域センターの職員がそこへまわすという形でいったんですけれども、その包括支援センターも23区でどうなっているかわからないんですけども、全区、密着型の形はとれていないと思うし、ちょっと包括支援センターの人が高齢者の所に行ってもちょっと入りづらいのかなと思いますが、いかがなものですかその辺については私も不勉強なのでわからないのですが、そんな形で、結局最後は人と人との関係で全てが成り立ちますので、そんな形で、行けば、民生委員の方最初に行った方、大変ですけども、防火診断もスムーズにいくし、相談にもものれるのかなと、雑ぱくなところで申し訳ありませんが、私の感想でございます。

【平田会長】

お答えなさいますか。

大丈夫ですか。

【下川委員】

先ほど、地域包括支援センターのお尋ねがあったかなと思うので、私も今、資料を持ってきていないので、数字とかきちんと答えすることができないんですけれども各区市町村の中で、地域包括支援センターは中学校区に一か所くらいのエリアで、立ち上げるということで、平成18年の介護保険法の改正で出てきたものですので、各区市町村で整備はすすんでいるところですよ。板橋区さんではお年寄り福祉センターに密着してということですが、置き方は各区市町村で異なっていますので地域の社会福祉法人に委託をしたりとか多いと思いますけれども各区市町村の中で設置をし、周知はされてきたのかなという風に思

います。

雑ばくなフォローで申し訳ありませんが。

【平田会長】

それでは他の委員どうでしょうか。

【山崎委員】

先ほど、廣井先生が奏功事例を紹介するといったお話しがありましたけれども消防の側の奏功事例だけではなくて、やってもらった人が良かったっていうことを、地域で言ってくれないと、中々広がらないと思うんですね。

家の中に入ってあちこち見て回って、時間だけがかかって大変だったという話になると、中々広がらなくて、私も昔、NHKで記者してまして、住宅の防火対策で、高齢者の住宅をいくつか取材したことがありますして、行ってみると、30年位使っている電源ケーブルがそのままになっていたりですとか、二股のソケットがそのままになっていることが結構あって、そういうのは変えたりするといいいんだろうなと思うんですが、防火防災診断ではそういうのをチェックした時には、先ほどお金のかかる問題もあるというのがありましたが、変えてくださいというだけなんですか、電源ケーブル位は変えてくることはできるんですか東京都の予算の中で。

【事務局】

現在、コードを変えてあげる、新品をあげるというのは予算上困難であります。

ただ、住宅用火災警報器が買ってるけれども、備えられないというのであれば、そういった場合はお助けして、設置してあげるといった取組みはやっています。

【山崎委員】

じゃあ予算措置していただいて、古いストープ買い替えてやるとか、古いコンロ買い替えてやるってところまではいかないと思うんですが、例えば電源ケーブルが剥けているものがあったりですとか、コンセントが一つ付け替えた方がいいと思うようなところはその場でしてあげることができれば、やっていただいた人は相当ありがたいと思うんですね。

指摘していただいただけでもありがたいとは思うんですね。

指摘して帰っちゃうと、やらないことも随分ありますから、ぜひこの取組みを東京消防庁の中でもぜひ広報していただいて、予算的な措置、裏付けを取っていただいて、その取組みに実効性をあげていただけると、もっと広がるという風に思います。

【廣井委員】

今の山崎委員の指摘、私も確かにそのとおりだと私も思っていてまして、資料5-2ですと、試行ってありますけれども、基本的には関係機関にとってやれるのが結構多くですね、第一回で議論されたかもしれないんですが、周知とか手続きに関する問題の課題解決には今回の取組みはなっているんですが、アンケートでも診断方法の問題があるという話は話もあるので、満足度調査っていうか診断を受ける人のヒアリングをどっかできちんとしていただいて、例えば、こういう風にやっているか分かりませんですけども、何点ですとかあなたの家は東京都民の中で上から何パーセントですとかそういった改善行動につながるような、自分のリスクのポジショニングをきちんと理解をして、次につながるようなそういうプログラムするきっかけみたいなのをぜひここで一回どうせやるんでしたらいい機会だなと思います。

【平田会長】

他にいかがでしょうか。

【川井委員】

私はみなさんのお話を聞いていて、特に先ほどの鈴木委員のお話しにとっても感銘を受けて大賛成です。

対策としては今日出た中の課解決の2の中の4に含まれるのだと思います。

関係機関の業務に合わせた診断方法をいかにして開拓するかということになるかと思うんですが、そもそも身もふたもない言い方になって恐縮なんですけど、対象の要配慮が必要な世帯の高齢者だけでも1500万とか2000万とかの数になると思うんですが、それに対してこの事業をいくら頑張っても、一万を二万にしたり、三万にしたとしても、全体に対する効果というのは限られるというのはやむを得ないことだとは思っています。

もちろんそうはいいながらもその中でいかに効果をあげるかというのは、それは他の参考にもなりますし、努力すべきことだと思いますが、ただこの事業の本当の目指すべき目的は、一万や二万の話ではなく、この取組みを通じて地域の中で防災、防火意識が高まって、それが対象者の方だけではなく、地域の近隣の方たちも含めて、そういう問題意識を持って取組みをしていこうということだと思うんですね、そういう広がりができてくること、それってというのは防火、防犯だけではなく、防災、その他に福祉の方のつながり、先ほど、地域包括ケアのお話しもありましたけれども、まさに目指している地域共生社会の取組みにもなるんだと思うんですね、防火ということで行っても、前期の報告の中でもありましたけれども中でも孤立している方が火災を起こすことが多いですし、それが地域にとっては延焼リスクという大きい地域社会の問題にもなるわけで、決して他人事ではないわけですよ、そういうことを地域の中でもこの取組みを通じて共有化されて、地域の中の孤立されている方に関心を持って、そういう人とまさに先ほど鈴木委員のお話しにもありましたけれども、人と人とのつながり絆ができて、そのことによって、そういう要配慮の方も地域とのつながりの中で生活意欲がわいてきて、整理できなかつたものが整理できてくるだとか、たばこを日中もずっと吸って危険な状態であったのを、少し気を付けられてきたとかそういうところにつながっていくのが目指すべきなのかなという風に思いました。

そう意味では先ほど鈴木委員がおっしゃたように民生委員に期待するところがとても大きいと思いますし、自治会ももちろん大きいと思いますけれども、それぞれお忙しい中ですので、一つ考えるべき方策としては、一万件を二万件にして、その中で奏功事例を増やそうと思ったら診断の在り方、その後のフォローの在り方をより精査して、充実していく方向になりがちだとは思いますが、一方で簡易に色んな業務の民生委員さんの訪問のついでにできるとか、自治会としても気軽に取り組んでいけるだとかという形で、玄関先でも済むような簡易版を設けて気軽にできるようなやり方も一つ考えてはどうかと思いました。

以上です。

【三本木委員】

今、色々勉強させていただいて、私が感じたことは、私も女性防火の会の活動をやっていましてけれども町会においては、総括としての副会長を24年目になりますけれどもずっとつづけてきました。

女性防火も同じようにずっと続けてきて、やっとここで、こういうことが、消防署との話

の中で防災診断についてっていうところまでやってきたなというのが私の実感です。というのは、地域を見て、今色んなところで、地域包括センターとか、ケアマネさんも交えての高齢者とか、要支援者の方への組織とかっていうのが手を差し伸べているけれども、地域としてどんな風なことを地域の人にやっていけばいいのかなっていうのに絶えず考えていまして、段々段々地域との関係が難しくなっているのがまた本当なんです。

ずっと元気でいられた方が、要介護になってしまってなったら、そこが要介護のケア人たちとの交流になってしまって、地域が入っていけない部分が出てきてたんですよね、でもそれは私もそこで一つ体験したのは地域の町会の役員をずっと一緒にやってきた人は、お友達になって、私とは13違うんですけども、その方が一人暮らしになって、調子が悪くなって要介護、支援になって介護の方が毎日お昼前後に毎日来てくださって、火曜日と日曜日はお休みと言われたんです、子供さんは遠くに住んで、その時にお水飲ましてくれないとお願いされたんです。朝でも一日一回でいいからその日にお水を飲ませに行ってほしいんだって娘さんからの電話で、私も仲良しだったので、おにぎりがおいてあって、冷たくなってかたくなっているようなおにぎりを、それを食べなさいっていう形でおいてあってんです、お湯も沸かせないから、ペットボトルのお水が置いてあって、でもそれを見てた時に夜のだけでもあったかいを持って行ってあげようと一回持って行ったんです。

一週間たった時にほんとにその人が歩けなくなった時にこのままでは栄養失調になっちゃうな、早く入院させてあげたいなという時に入院になったんです、ほっとしたんです。

ほんとにそういったところからも身近な人を救い上げていく、何かに関わっていくのは自分たちなのかなとすごく感じて、防火防災診断をとおしてなんですが、そのままこうなったからこれでいいんだではなく、こうなったからからこそまだまだ私たちが必要なんだというところを自分自身が自覚していかなきゃいけないな、今日はほんとその自覚していくというところでの機会を与えていただいたなとすごく感じました。

ありがとうございました。

【平田会長】

他にいかがでしょうか。

【松丸委員】

東京電力の松丸でございます。

今後の対応の課題解決2の4の関係機関の業務に合わせた診断方法に関して一言ご意見申し上げたいと思います。

電力会社としても電気による火災、漏電による感電、こういったことは無くしていきたいと思えます。

今も、火災予防運動の期間も場所によっては診断に同行させていただくと聞いておりますが、今後も機会を見て同行させていただければなと思っております。更に、関係機関の負担というものを懸念されているようですが、どうしても当社の職員が同行できない時には例えば、チェック表とか、確認のポイントなどを整理したものをご提供させていただいて、消防職員の方に診断をしていただくとか提案できると思えますので、今後のヒアリングでそのような提案をさせていただければと思えます。

以上です。

【鈴木孝雄委員】

時間も迫ってきましたので短くお話しをさせていただきます。

今、山崎さんのおっしゃったハードの件についてですが、私もハードの件については一つ、東京ガスさんがマンションでもなんでもガス台を変えるときに、今は過熱防止が付くようになっていまして、非常にあれはいいですよ。

オーナーとしても、マンションに住む人にとっても、あれがあることによって消し忘れがかなり、私自身も一度あったくらいで、消し忘れると消えるんですよ。

そういう法律を改正して東京ガスさんは非常にいいかなと。

もう一つは消火器はハードの面で各家庭には設置義務はないですよ。

ところが今、マンションが多くなって、そういう部屋にないってことは、何かあった時に近所の人が飛び込んだ時に何もないと、消火器があれば消せて、また通路の方に取りに行くて、でかい消火器でまた持ってきてできるということもあるので、消火器の設置を義務付ける形で、先ほどおっしゃったように補助金を少し出して、奨励策を取るくらいのもあってもいいんじゃないかと思うんですよ。

それくらいのことをしないと火災の根を断つという意味で、根本的に少なくなるためにはそういうことも必要かなと思います。ぜひ防災なんかもそうですが、補助金が出てますが、来年なんかは出ていませんが、東京都さんもらっしやいますけど、それから東京電力さん、東京ガスさんは少し本題から外れますけれども、震災の時はブレーカーが落ちますよね、東京電力さんはブレーカーはつきますとはいうんですが、あれは無料ではないですよ。

【松丸委員】

感震ブレーカーですかね。

【鈴木孝雄委員】

地震があった時に、落ちるってやつ。

あれはついてないよね。

有料だよ。

有料だから、補助金出して、うんとつけるようにしても、何かことがあった時にいいかなと思いますので、私言ったことがあるんですよ前に、少し金出せといたんですが、まだ実現されていません。

以上です。

【松尾委員】

先ほどから民生委員のことがたびたびお話しに出ておりますが、民生委員の立場から、確かに私ども担当地域のところにお伺いする時は、まずは、健康についてお尋ねしたり、なんかそんなことあるってお聞きするんですが、今までは防火や防災に関しては全然お聞きしたことがありませんし、向こうからもそういったお話しがなかったので、これからはそういった視点も取り入れていきたいと思っています。

東京都の方からもみなさんにそういったお尋ねをしていただきようにご指導いただければなおいいかなと思います。

【平田会長】

他にはいかがでしょうか。

心に響くご意見ありがとうございました。

それでは時間も押してまいりましたので、最後にその他として事務局から何かあればお

願います。

【事務局】

大変貴重なご意見、質問等ありがとうございました。

その他に関しましては事務局の方から事務連絡をさせていただきます。

初めに、次回の第3回の開催予定を連絡させていただきます。次回第3回に関しましては来年の2月の中旬から下旬で予定をしたいと思います。

内容といたしましては、第1回、今回の第2回の検討結果を踏まえまして、中間まとめという形で一回作成させていただいて、来年度、30年度の方向性をちょっとまとめさせていただいて、それについてご検討いただければと考えてございます。

また、会場につきましては、ここスクワール麴町を考えておりますが、現時点では未定ですので、詳細は、決定次第またご案内させていただきます。

最後に、本日の議事録につきましては、前回と同じように、事務局で作成させていただいたのち、各委員の皆様へ遅らせていただきますので内容をご確認いただきまして修正点等があればお知らせをいただき、それをもって議事録、資料の方を公開させていただいたと思います。

事務局からは以上です。

【平田会長】

それでは、これで本日の議題は全て終了しましたので、皆さん心に響くご意見本当にありがとうございました。

特に総合的な防火防災診断が地域の絆を取り戻すことにつながるという可能性を見出した気がしますので、ぜひ、困難はありますけれどもぜひ実現させていただきたいと思います。

それでは、議事の進行を事務局に戻します。

【事務局】

長時間にわたり、熱心なご議論ありがとうございました。

この場以外でももし、何か本内容に関しますご意見やご質問がございましたら、この場に限らず、事務局にご連絡いただければなと思います。

本日はありがとうございました。